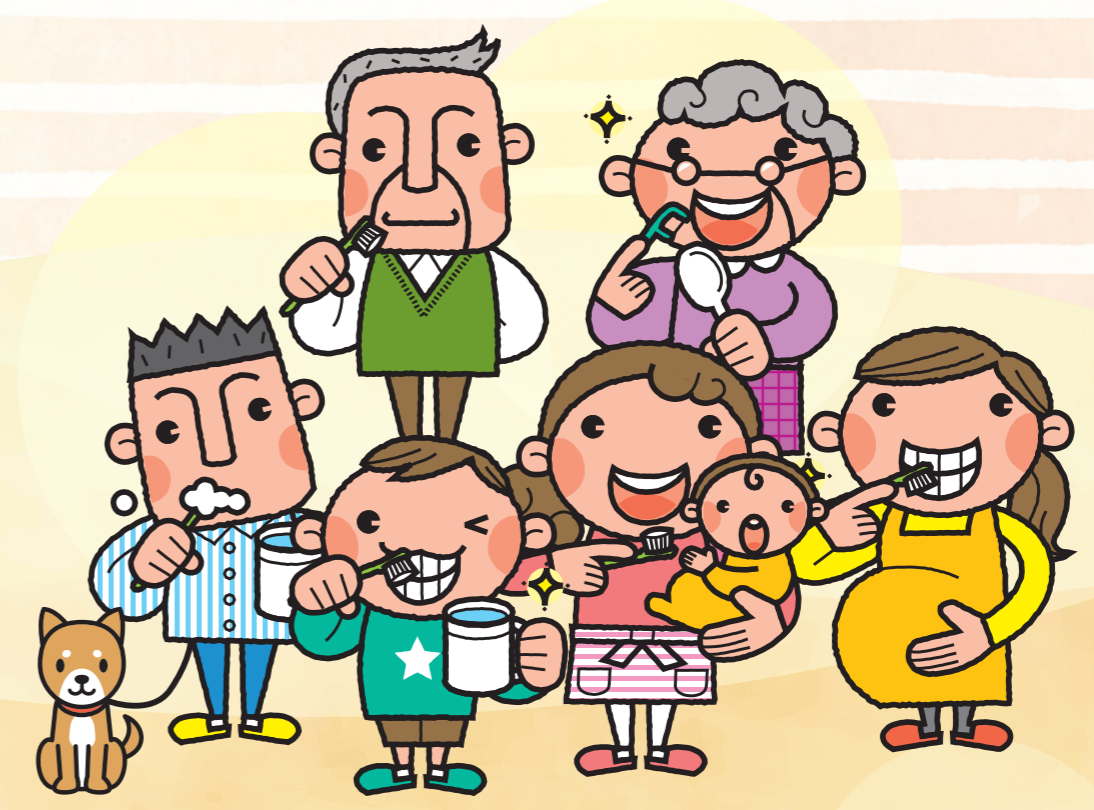


第2次 相模原市 歯と口腔の健康づくり推進計画 平成30年度～平成34年度

第2次 相模原市 歯と口腔の 健康づくり 推進計画

平成30年度～平成34年度
相模原市



本計画についてのお問い合わせは
相模原市健康福祉局保健所 健康増進課
電話：042-769-8322 (直通)
e-mail kenkouzoushin@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨 3
- 2 計画の位置付け 4
- 3 計画の期間 4
- 4 計画の進行管理 5
- 5 目標達成の評価 5

第2章 計画の基本理念と方針 7

- 1 基本理念 9
- 2 基本方針 9
- 3 計画の体系 11

第3章 基本方針ごとの目標及び取り組み 13

- 1 基本方針Ⅰ むし歯（う蝕）^{しよく}予防 15
 - (1) 現状と課題 15
 - (2) 取り組みの方向 24
 - 【取り組みの方向Ⅰ】むし歯になりにくい食習慣を身に付けます 24
 - 【取り組みの方向Ⅱ】むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します 25
 - 【取り組みの方向Ⅲ】フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します 27
 - (3) 主な取り組み事業 29
 - (4) 成果指標 29
- 2 基本方針Ⅱ 歯周病予防 30
 - (1) 現状と課題 30
 - (2) 取り組みの方向 37
 - 【取り組みの方向Ⅰ】歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます 37

【取り組みの方向Ⅱ】 歯周病を予防するための歯みがき方法（特に、補助的清掃用具の使用）を実践します ……	38
【取り組みの方向Ⅲ】 全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます ……	39
(3) 主な取り組み事業 ……	43
(4) 成果指標 ……	43
3 基本方針Ⅲ 障害児・者及び要介護者等の歯科保健 ……	44
3-1 障害児・者の歯科保健医療の推進 ……	44
(1) 現状と課題 ……	44
(2) 取り組みの方向 ……	51
【取り組みの方向Ⅰ】 障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします	51
【取り組みの方向Ⅱ】 障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える（受けられる）ようにします また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします ……	52
(3) 主な取り組み事業 ……	53
(4) 成果指標 ……	53
3-2 要介護者等の歯科保健医療の推進 ……	54
(1) 現状と課題 ……	54
(2) 取り組みの方向 ……	60
【取り組みの方向Ⅰ】 要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします	61
【取り組みの方向Ⅱ】 要介護者等及び介助を必要としない高齢者が日常的に適切な口腔ケアを行える（受けられる）ようにします ……	61
(3) 主な取り組み事業 ……	62
(4) 成果指標 ……	62
4 基本方針Ⅳ 歯科医療体制の充実 （かかりつけ歯科医機能の定着等） ……	63
(1) 現状と課題 ……	63
(2) 取り組みの方向 ……	72
【取り組みの方向Ⅰ】 かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に歯科医療機関を受診します ……	72
【取り組みの方向Ⅱ】 充実した歯科医療体制（平常時・救急及び災害時）を確保します ……	74
(3) 主な取り組み事業 ……	76
(4) 成果指標 ……	76

5	基本方針別 成果指標一覧	77
6	相模原市歯科保健医療関連事業と目標との関連一覧	78

第4章	第1次計画の評価	85
------------	-----------------	-----------

第5章	資料	93
------------	-----------	-----------

1	相模原市の歯科保健医療を取り巻く現状	95
2	計画の策定	102
	(1) 策定体制	102
	(2) 策定の経過	104
	(3) 相模原市歯科保健事業推進審議会規則	105
	(4) 相模原市歯科保健事業推進審議会 委員名簿	106
	(5) 相模原市市民歯科保健実態調査の概要	106
	(6) パブリックコメントの実施結果	109
	(7) 用語解説	110
	(8) 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定諮問書	115
	(9) 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定答申書	116

第1章

計画の策定にあたって

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

歯・口腔の健康は、おいしい食事をとれるなどの食生活や会話を楽しむなどの日常生活に直結しており、社会的な生活の質（QOL：quality of life）を高める重要な要因となっています。また、生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な意味も持っています。

いつまでも元気で自分らしく暮らし、「歯と口腔の健康づくり」を通じていきいきと元気に生活するためには、市民・地域・関係団体・行政がそれぞれ「できること」に取り組んでいくことが大切です。

市民一人ひとりが自らの意思で行動する役割と地域・行政・関係団体等がそれを支援する役割を明確にし、乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じて継続的に歯と口腔の健康づくりを推進するため、積極的に「できること」を実践していく必要があります。

相模原市の歯科保健については、平成12年に行った「さがみはら健康都市宣言」を基本理念として、平成14年3月に策定した相模原市保健医療計画（『みんな元気「さがみはら健康プラン21」』）の中で、国の「健康日本21（第2次）」で提唱されている「80歳で20本以上の歯を残そう」という「8020（ハチマルニイマル）運動」に鑑み、乳幼児期から高齢期を通じて積極的に歯の健康を守ることができるよう「う蝕（むし歯）予防」「歯周病予防」「かかりつけ歯科医機能の定着」に視点を置き、目標を定め、歯科保健の推進を図ってまいりました。

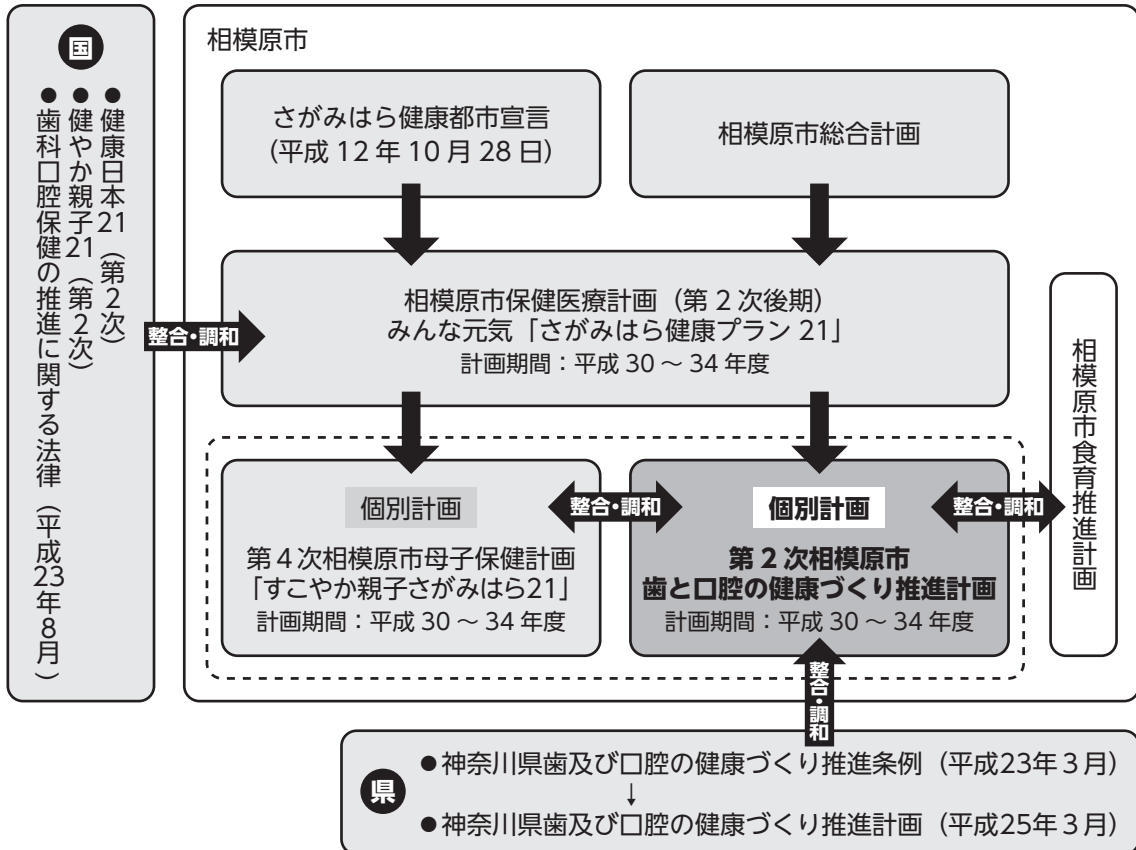
さらに、歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「歯科口腔保健法」という。）及び神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の規定を踏まえ、相模原市保健医療計画の個別計画として、平成26年3月に、『相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画』を策定し、市民・地域・行政・関係団体等と連携し、更なる相模原市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進してまいりました。

この度『相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画』の期間満了にあたり、評価を実施し、新たに『第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画』を策定いたしました。今後は、本計画に基づき、相模原市民の皆様のための歯科口腔保健施策の総合的な推進を図ってまいります。

2 計画の位置付け

「歯科口腔保健法」は、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進するために制定されました。

そのため、本計画は、「相模原市保健医療計画」の個別計画であるとともに、「歯科口腔保健法」の基本理念・基本的事項を踏まえた計画として策定するものとします。



3 計画の期間

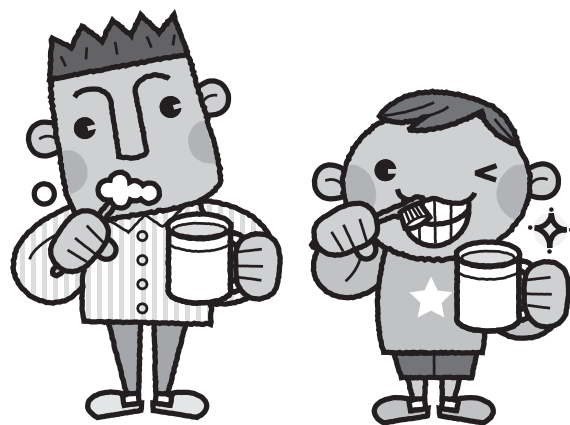
本計画は、相模原市保健医療計画における歯科保健分野の個別計画として、平成30年度から34年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の進行管理

計画の確実な推進のため、全庁的な体制で着実に施策の展開をするとともに、保健医療関係機関や学識経験者等で構成する相模原市歯科保健事業推進審議会において進行管理を行います。

5 目標達成の評価

第3章に掲載する成果指標について、計画期間の満了に合わせてアンケート調査を実施し、目標達成度を評価します。



第2章

計画の基本理念と方針

第2章

計画の基本理念と方針

1 基本理念

歯と口腔の健康からはじめる健康長寿
みんな豊かな生活
さがみはら

2 基本方針

この計画の取り組みを進めるにあたっては、「健康寿命の延伸」・「健康格差の縮小」のために、国の動向や市の現状を踏まえ、市民・地域・行政・関係団体等がそれぞれに取り組むことを明確化し、目標を共有して連携し、実践していくことを目指して、次の4つの柱を基本方針とします。

基本方針Ⅰ むし歯(う蝕)予防

本市の乳幼児・児童のう蝕有病者率(むし歯(処置歯を含む。))がある人の割合)等は、年々減少傾向にはありますが、神奈川県平均と比較するとまだ高い数値となっており、年齢・学年が上がるとともに増加傾向にあります。また、成人期で治療していないむし歯がある人は2割弱となっており、年齢別にみると50歳代が最も多くなっています。こうした状況を踏まえて、乳幼児・学童期を中心に、成人・高齢期まで各ライフステージのむし歯予防の推進に取り組みます。

基本方針Ⅱ 歯周病予防

平成28年度のお口の健康診査の結果によると、本市では、成人(40～80歳)の約5割が進行した歯周病(歯周炎)になっており、平成24年度から大きく改善されていないことが分かっています。

歯周病は、全身疾患に大きな影響を与えるといわれており、市民の健康を口腔からサポートするために、歯周病予防の推進に取り組みます。

基本方針Ⅲ 障害児・者及び要介護者等の歯科保健

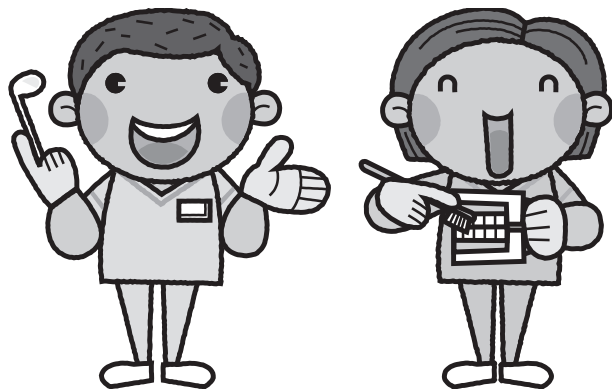
障害児・者や要介護者等は、自分自身で口腔ケアを行うことや定期的な歯科医療機関への受診が難しい場合があり、口腔内に問題が起こりやすくなります。そのため、障害児・者及び要介護者等が口腔の健康を維持して質の高い生活を送れるよう、医療体制の整備や適切な口腔ケア（歯みがきや必要に応じた口腔機能訓練）の推進など、障害児・者及び要介護者等の歯科保健の充実にに向けて取り組みます。

また、介助を必要としない高齢者に対する介護予防のための口腔ケアの普及についても、併せて取り組みます。

基本方針Ⅳ 歯科医療体制の充実（かかりつけ歯科医機能の定着等）

歯科疾患は自覚症状が少なく、自覚したときには重症化していることが多い疾患であり、二次予防の観点からも、かかりつけ歯科医機能の定着が必要です。また、市民が治療だけでなく自分の口腔内状況を正しく把握できるよう、定期的な受診することが重要です。本市では、定期的に健康管理を受けている人（治療以外で定期的な受診をしている人）の割合は、約4割となっており、まだまだ少ない状況にあります。こうした状況を踏まえ、かかりつけ歯科医機能の充実にに向けて取り組みます。

また、緊急時や災害時における関係機関等と連携した、充実した医療体制の確保についても、併せて取り組みます。



3 計画の体系

基本理念

歯と口腔の健康からはじめる健康長寿みんな豊かな生活さがみはら

基本方針	基本目標	取り組みの方向
基本方針 I むし歯(う蝕)予防	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします	むし歯になりにくい食習慣を身に付けます むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します
基本方針 II 歯周病予防	歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します	歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます 歯周病を予防するための歯みがき方法（特に、補助的清掃用具*の使用）を実践します *デンタルフロス・歯間ブラシ等 全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます
基本方針 III 障害児・者及び要介護者等の歯科保健	障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します	障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします 障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える（受けられる）ようにします。また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします
	要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができるようにします	要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします 要介護者等及び介助を必要としない高齢者が日常的に適切な口腔ケアを行える（受けられる）ようにします
基本方針 IV 歯科医療体制の充実 (かかりつけ歯科医機能の定着等)	歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します	かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に歯科医療機関を受診します 充実した歯科医療体制（平常時・救急及び災害時）を確保します

※「取り組みの方向」は、「◆市民自らの取り組み」と「◆市民を支える取り組み」で構成しています。

第4章

第1次計画の評価

第3章

基本方針ごとの目標 及び取り組み

第3章に掲載の図表統計資料については、記載のあるものを除き、平成28年度相模原市市民歯科保健実態調査アンケートの結果です。

第3章

基本方針ごとの目標及び取り組み

1 基本方針 I むし歯（う蝕）^{しよく} 予防

基本 目標

むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします

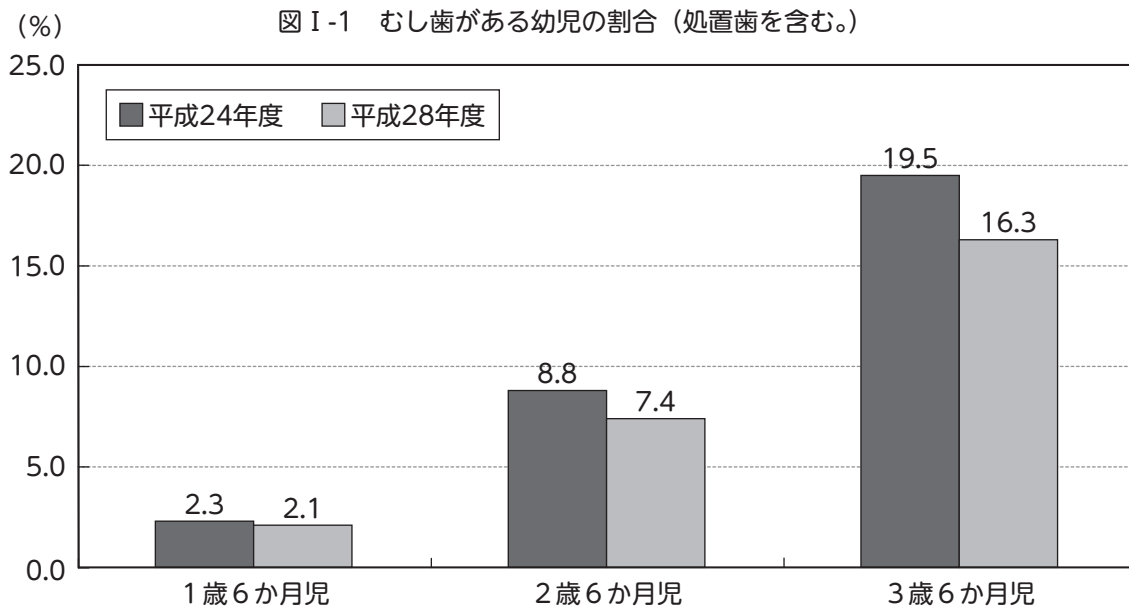
(1) 現状と課題

ア むし歯の状況

乳幼児期では、3歳6か月児において、全市的にはむし歯のない子どもは8割を超えていますが、地域別に見ると、7割を切っている地域もみられます。学齢期においては、むし歯（処置歯を含む。）がある子どもは、全体的に減少傾向にありますが、学年が上がるにつれ増加傾向にあり、中学生になると急増しています。

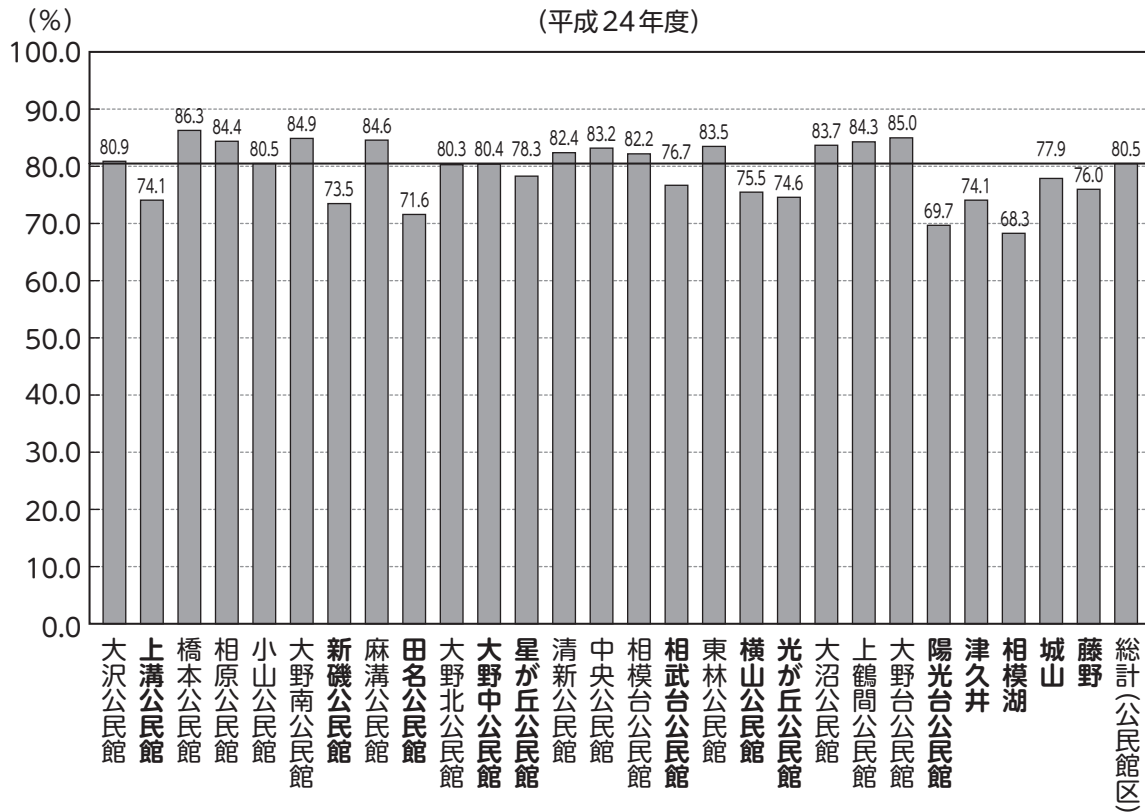
また、成人（40～80歳）で治療していないむし歯がある人は、平成24年度より微減したものの、依然3割以上となっています。むし歯を放置すると歯を喪失してしまうこともあります。生涯にわたって自分の歯を維持するためにも、治療が必要となった時には早期にかかりつけ歯科医を受診することが必要です。

図 I-1 むし歯がある幼児の割合（処置歯を含む。）



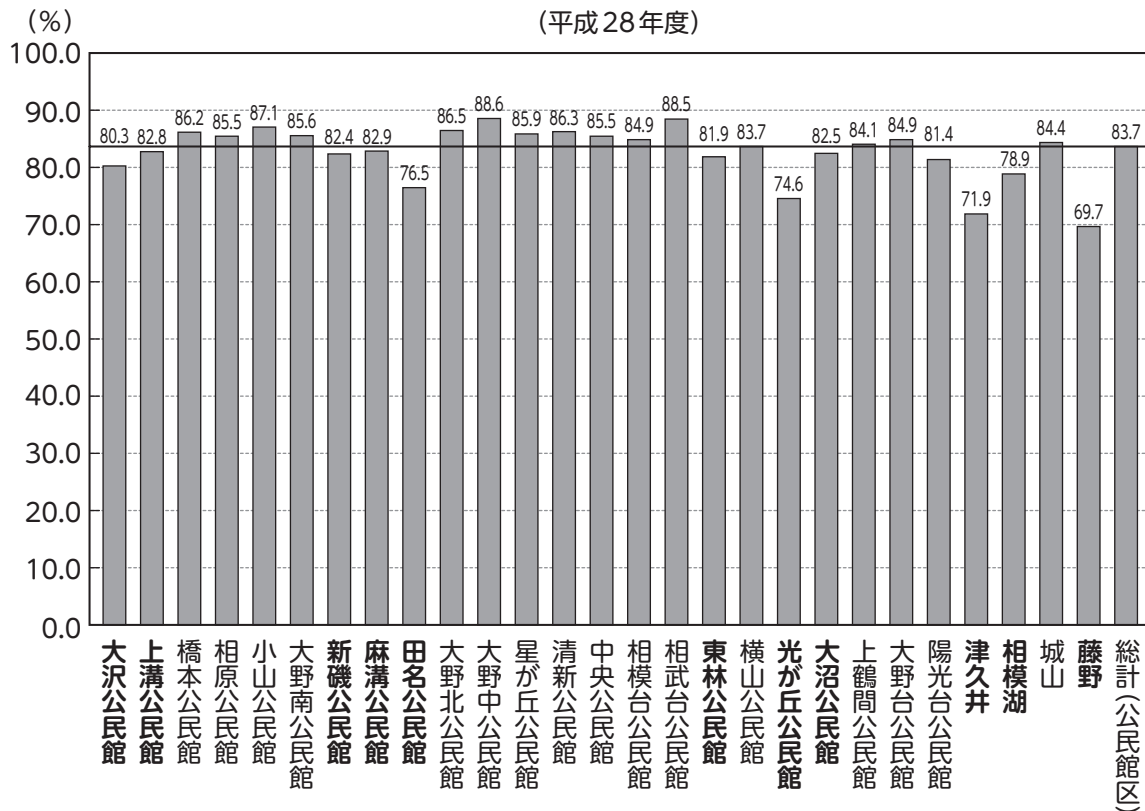
相模原市幼児歯科健康診査

図 I-2 むし歯のない児の割合
(平成24年度)



相模原市幼児歯科健康診査 (3歳6か月児)

(平成28年度)



相模原市幼児歯科健康診査 (3歳6か月児)

図 I-3 むし歯がある小・中学生の割合（※永久歯のみ 処置歯を含む）

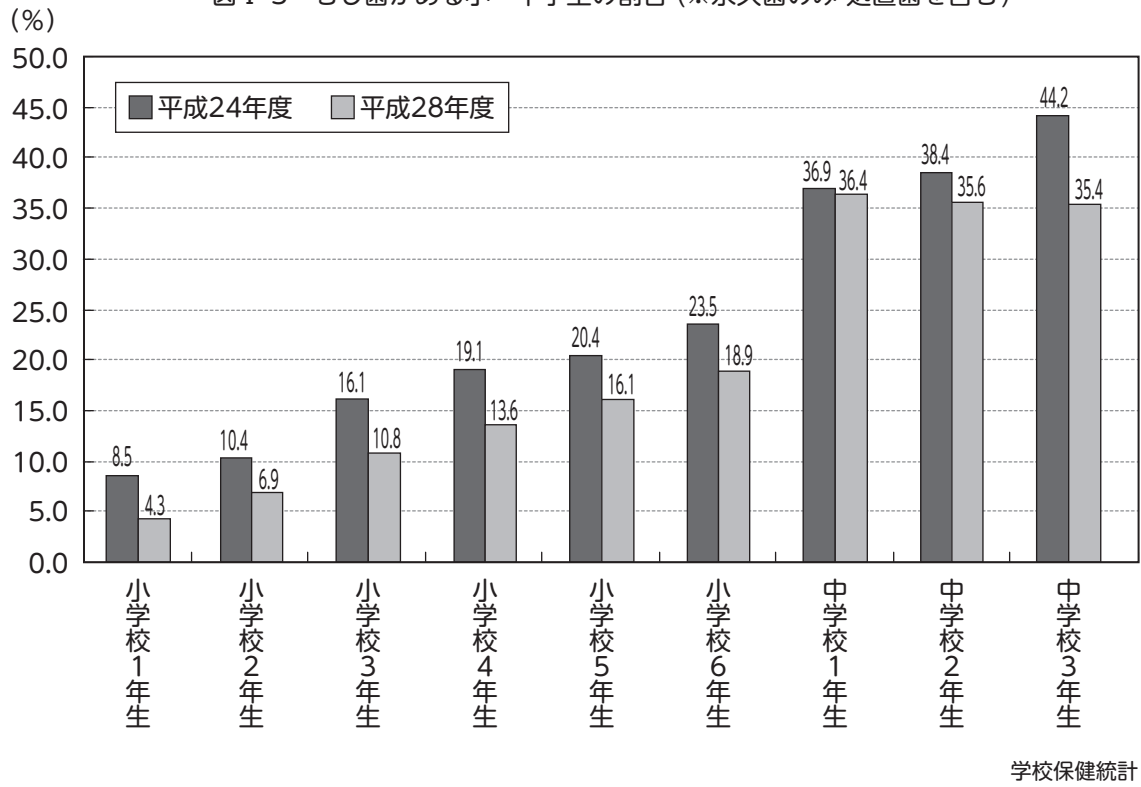
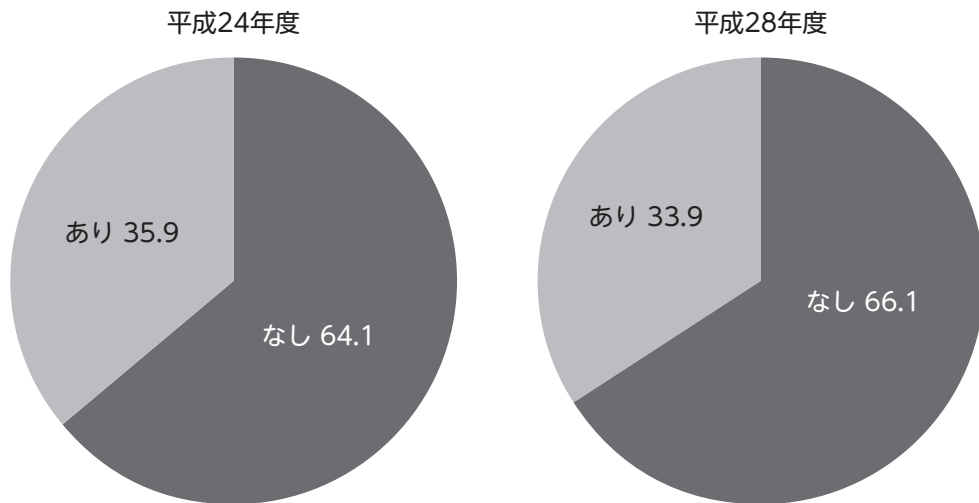


図 I-4 治療していないむし歯がある人の割合（成人：40歳～80歳）

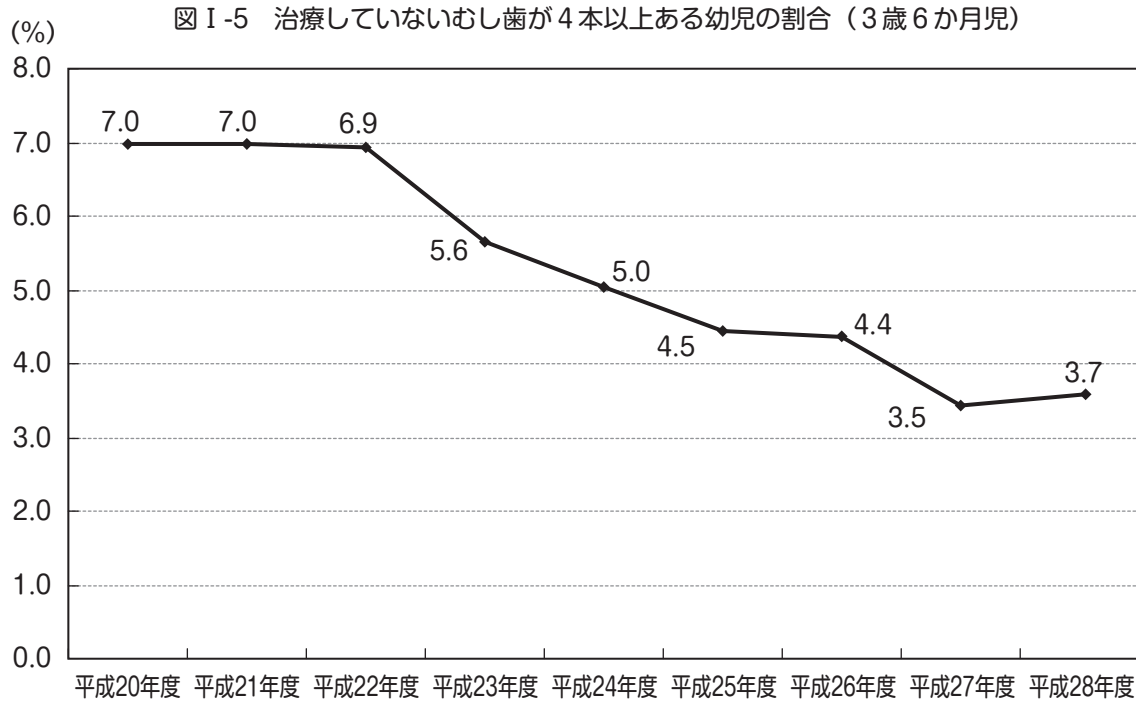


※平成24年度は、40歳～74歳

お口の健康診査

イ う蝕有病者率

本市の幼児のう蝕有病者率（むし歯がある人の割合）は、平成24年度と比較すると減少しており改善がみられます。また、むし歯のある3歳6か月児のうち治療していないむし歯が4本以上ある幼児についても、4年間で1.3%減少しています。



相模原市幼児歯科健康診査（3歳6か月児）

ウ 間食

全世代において間食の種類は菓子類が最も多く、近年の多食化や生活環境の変化の影響か、間食として菓子類を食べる人の割合も大幅に増加しています。一方、チョコレートやアメといったむし歯になりやすい菓子類を週3回以上の高頻度で摂取している人の割合は、全世代を通して大幅に減少しています。

むし歯を予防するため、全世代を通じてむし歯になりやすい食品や飲料の理解を深め、食べる量や時間、食べ方などを工夫できるようにすることが大切です。

図 I-6 間食が菓子類の人の割合

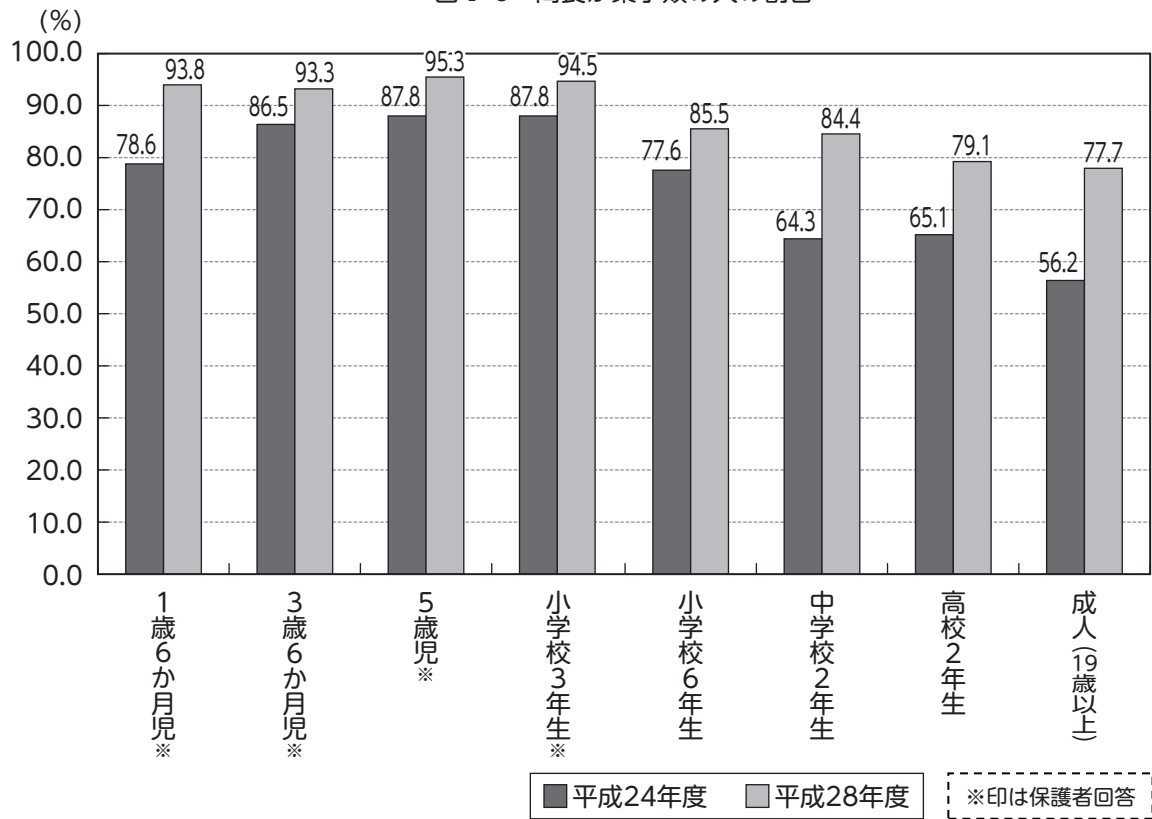
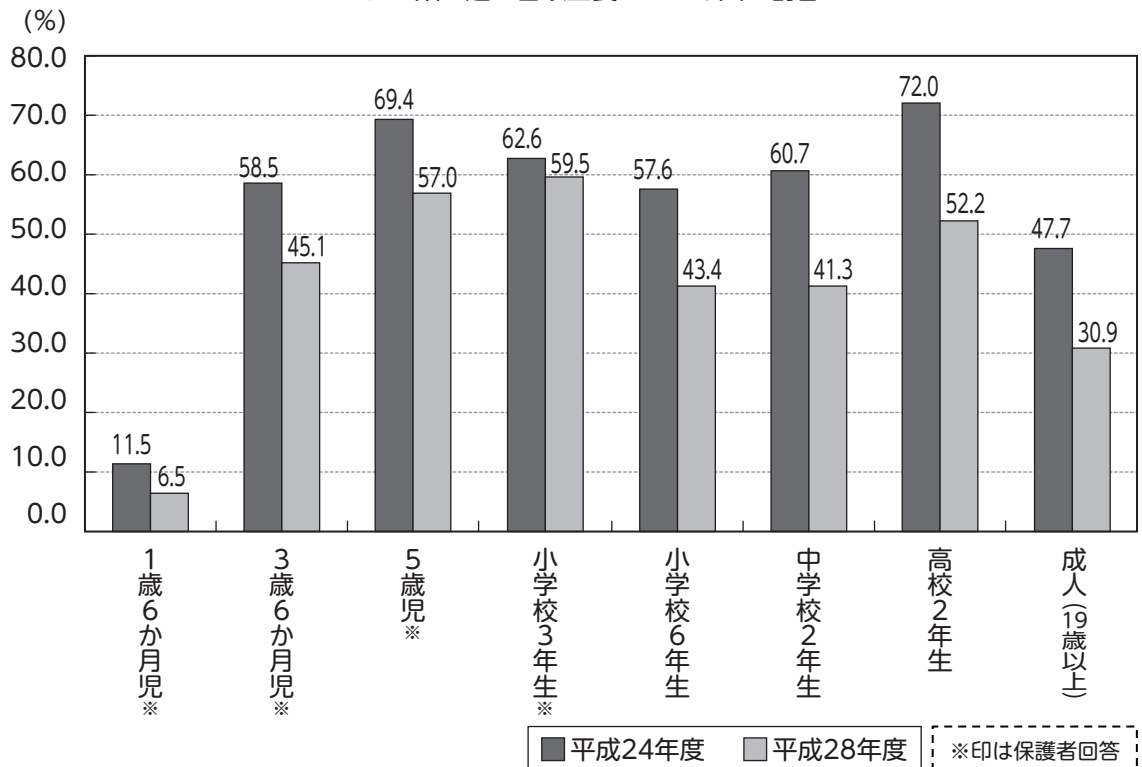
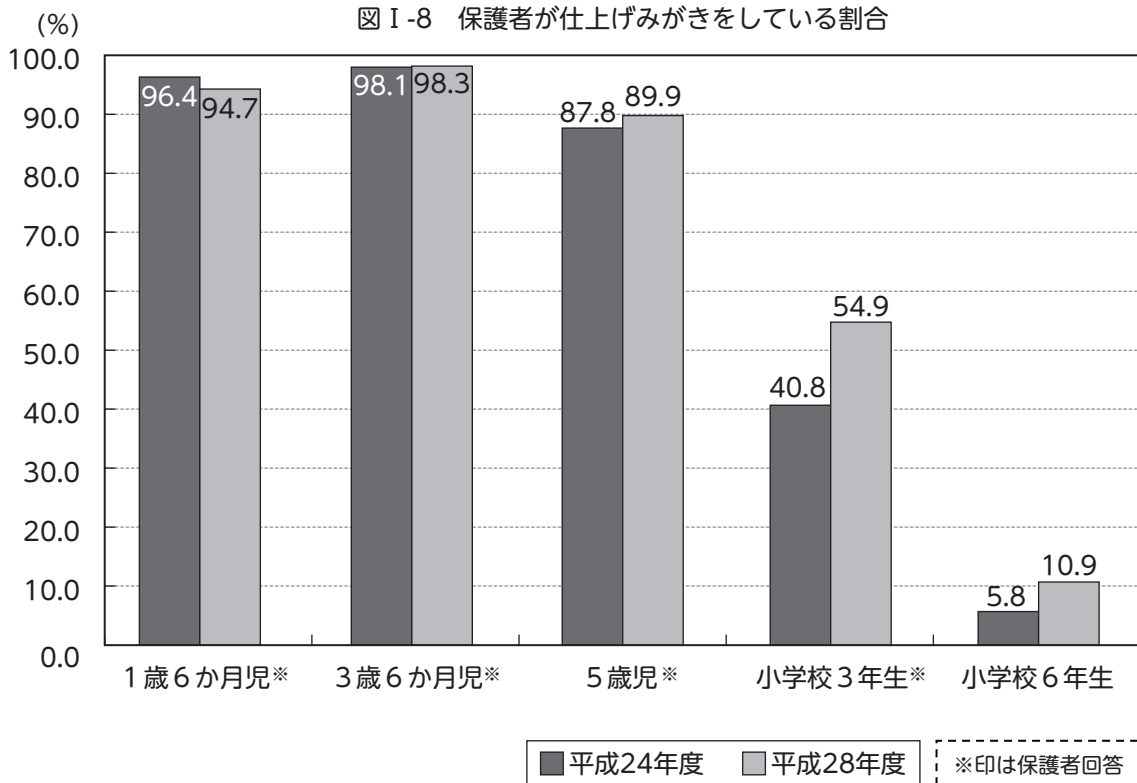


図 I-7 間食が菓子類の人のうちチョコレートやアメ類を週3回以上食べている人の割合



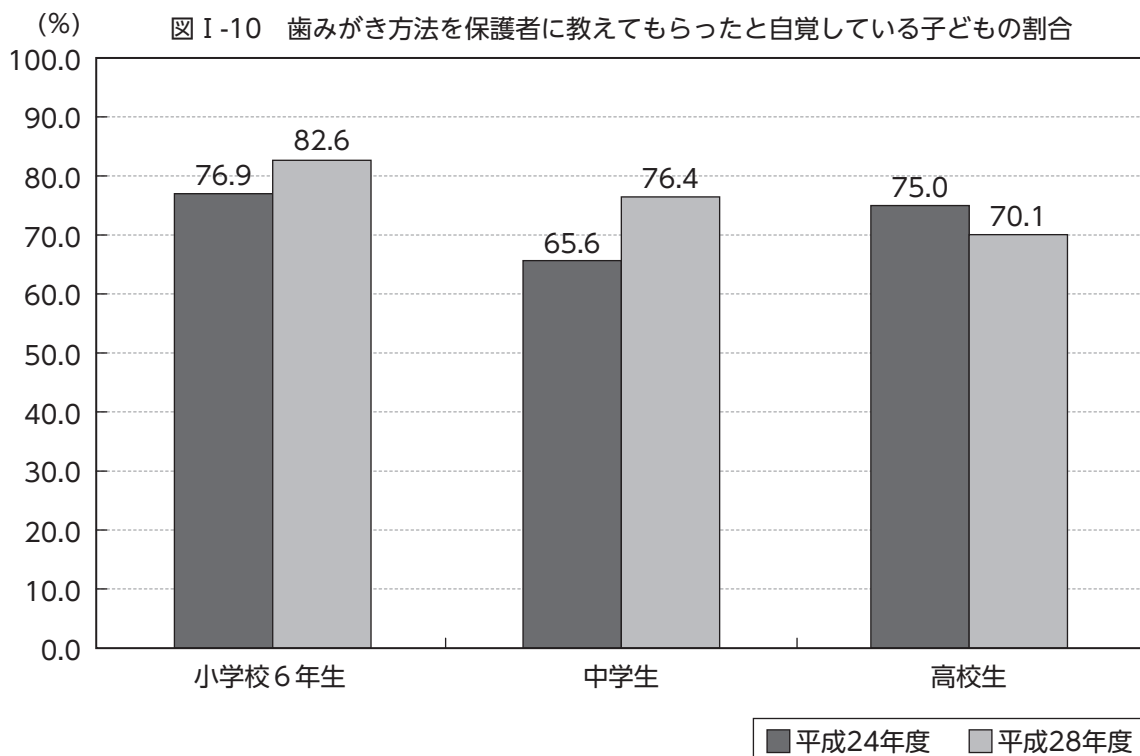
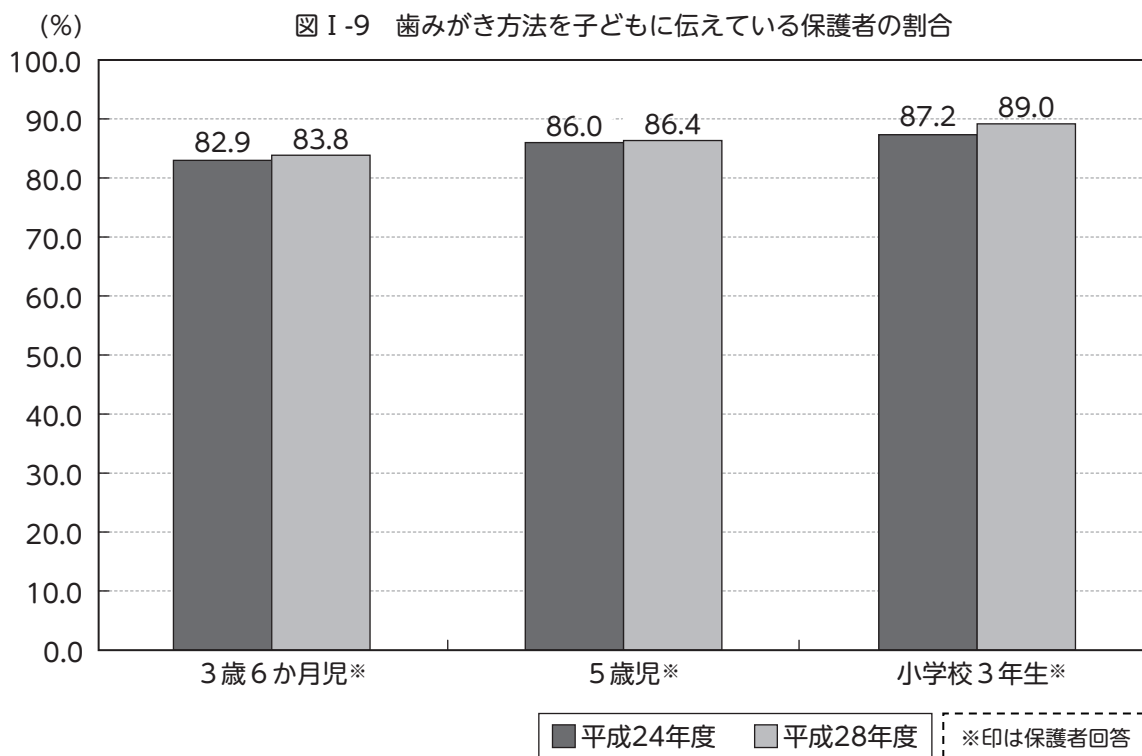
エ 仕上げみがき

子どもは歯みがき技術が十分ではないため、小学校高学年になるまでは保護者による仕上げみがきが必要です。仕上げみがきをしている5歳児の保護者は約9割であるのに対し、小学校低学年の保護者では約半数と大幅に下がっているものの、平成24年度と比較すると増加しています。また、少数ではあるものの、5歳以下の年齢で仕上げみがきをしていない保護者がいることから、保護者による仕上げみがきが必要であることについて、保護者の理解が行き届いていない可能性が考えられます。



オ 歯みがき習慣

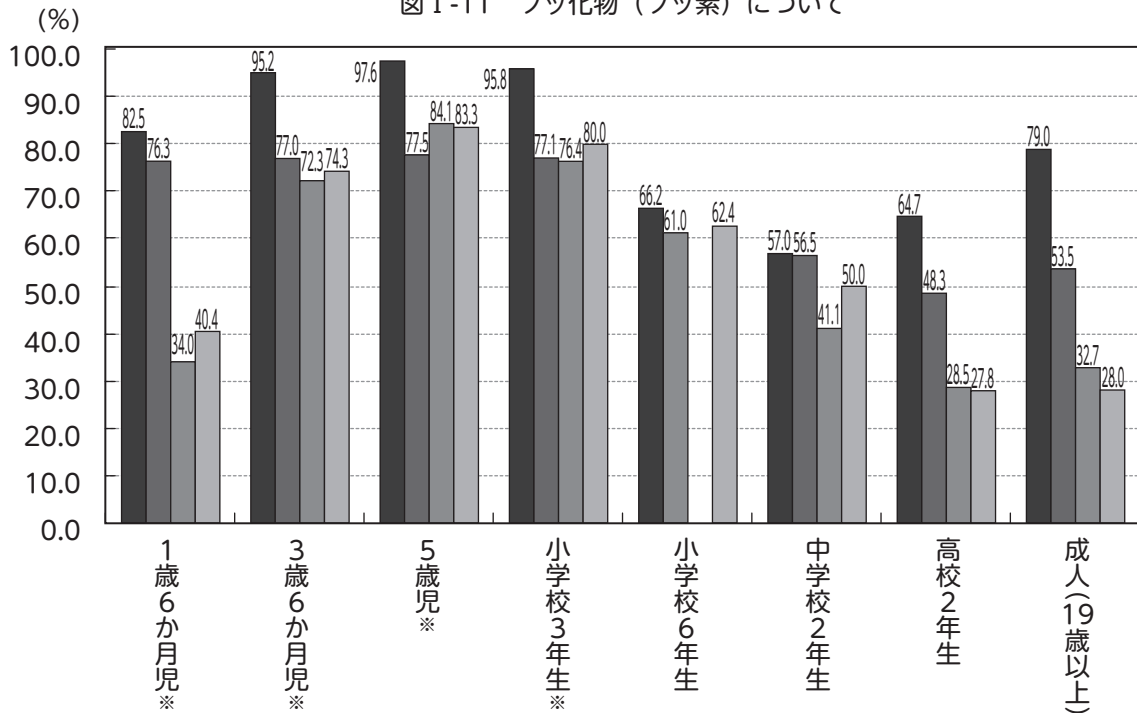
歯みがきの必要性については、保護者から子どもへ伝えることが重要です。子どもへ歯みがき方法を伝えたことがある保護者は9割弱となっているのに対し、保護者から教えてもらったことがあると答えた子どもは7割程度と差があります。保護者は子どもに対して歯みがき方法を伝えているものの、子どもへは十分に伝わっていないことが伺えます。子どもに正しい歯みがき方法が伝えられるよう、保護者自身が正しい歯みがき習慣を身に付けることが大切です。



カ フッ化物の利用

フッ化物には、むし歯を予防する効果があります。このフッ化物の効果を知っている人の割合に対して、フッ化物を利用している人の割合は全世代において低く、特に中学生以降のフッ化物の利用率が低くなっています。引き続き、フッ化物利用の必要性とともに、フッ化物利用方法等についても広く普及啓発することが重要です。

図 I-11 フッ化物（フッ素）について



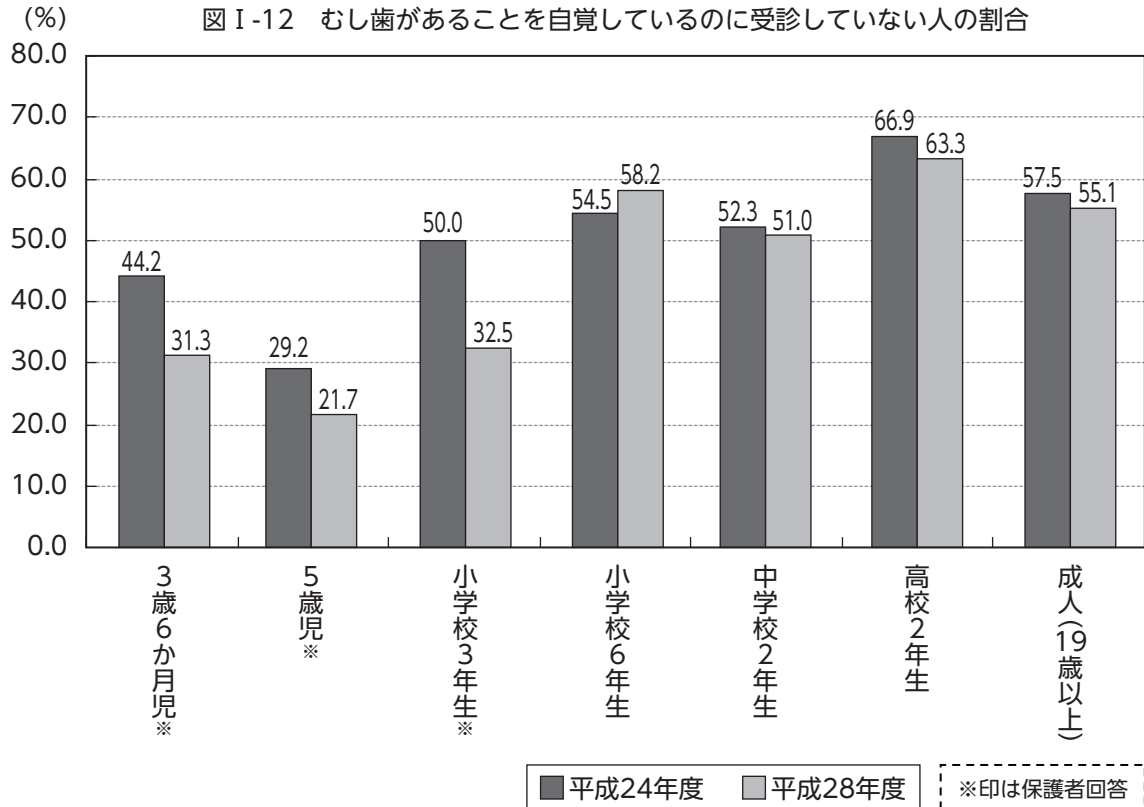
(注)小学校6年生のフッ素の利用状況は、平成24年度データなし

※印は保護者回答

- フッ化物(フッ素)がむし歯予防に効果があることを知っている人の割合 平成24年度
- フッ化物(フッ素)がむし歯予防に効果があることを知っている人の割合 平成28年度
- フッ化物(フッ素)を利用している人の割合 平成24年度
- フッ化物(フッ素)を利用している人の割合 平成28年度

キ むし歯に対する意識

むし歯があると自覚していても、保護者や本人の都合で受診しない人は、幼児期では減少しているものの、小学生になると急増し、それ以降全世代で多くなっています。むし歯の進行度の確認や治療の必要性については、自己判断せずにかかりつけ歯科医を受診するよう普及啓発することが必要です。



(2) 取り組みの方向

むし歯を予防するためには、適切な食習慣や歯みがき習慣など、歯と口腔について正しい知識の普及啓発に取り組むことが大切です。特に、妊娠期はライフステージの出発点であり、本人だけでなく、生まれてくる子どもの歯と口腔の健康維持につながる重要な時期であるため、妊娠期における普及啓発に重点的に取り組みます。また、むし歯予防に効果が高いフッ化物の利用について普及啓発に取り組みます。

ア 市民自らの取り組み

取り組みの方向 I

むし歯になりにくい食習慣を身に付けます

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期には、つわり症状の影響により、嗜好の変化など食習慣が乱れやすいため、妊娠前よりもむし歯へのリスクが高まりやすいことへの理解を深めます。 ・妊娠を機に今までの習慣を見直し、規則正しい食習慣・生活習慣を身に付けます。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、むし歯になりやすい食品や飲料を知り、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。 ・保護者は、子どもの乳幼児期における間食が「菓子を摂取すること」ではなく、「補食」の役割であることについての理解を深めます。 ・保護者は、むし歯を予防するために、よく噛んで食べることが大切であることへの理解を深めます。 ・保護者は、むし歯になりにくい食習慣を子どもに伝えます。
学童期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、むし歯になりやすい食品や飲料について子どもへ伝えます。 ・子どもは、むし歯になりやすい食品や飲料があることへの理解を深めます。 ・子どもは、むし歯を予防するために、よく噛んで食べることが大切であることへの理解を深め、実践します。
中・高生期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯になりやすい食品や飲料に関心を持ちます。 ・むし歯になりにくい食品や飲料を選び、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。 ・むし歯を予防するためによく噛んで食べることが大切であることへの理解を深め、実践します。

成人期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯になりにくい間食や食事のメニューを考えます。 ・むし歯になりにくい食品や飲料を選び、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。 ・むし歯を予防するためによく噛んで食べます。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯になりにくい間食や食事のメニューを考えます。 ・むし歯になりにくい食品や飲料を選び、食べる量や時間、食べ方などを工夫します。 ・高齢期は唾液の量が減少しやすく、根面う蝕（歯の根の部分のむし歯）になりやすいことから、唾液の量を増やすためよく噛んで食べます。

取り組みの方向 II

むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期は、つわり症状の影響により、口腔内が汚れやすく、むし歯になるリスクが高まることを理解し、歯みがきを実践します。 ・むし歯を予防するための歯みがき方法について理解を深めます。 ・乳児期では、むし歯の原因菌が、家族から子どもへ伝播することの理解を深め、子どもへの感染予防のために歯みがきを実践します。 ・子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深めます。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深め、実践します。 ・保護者は、子どもに日常の習慣としての歯みがきの必要性を伝えます。 ・保護者は、補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。

学 童 期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、子どもへの学童期における仕上げみがきの必要性について理解を深め、子どもへ伝えます。 ・子どもは、仕上げみがきの必要性について理解を深めます。 ・保護者は、仕上げみがきを実践します。 ・保護者は、子どもに歯みがきの必要性や方法を伝え、歯みがきができているか確認します。 ・子どもは、むし歯を予防するために歯みがきが欠かせないものであることの理解を深めます。 ・子どもは、保護者に確認をしながら歯みがきを実践します。 ・保護者は、補助的清掃用具の必要性について理解を深め、子どもへ伝えます。 ・子どもは、補助的清掃用具の必要性について理解を深めます。
中・高 生 期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯を予防するための歯みがきの必要性や方法について関心を持ちます。 ・むし歯を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。 ・歯みがき習慣を含めた規則正しい生活習慣を身に付けます。
成 人 期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯を予防するために歯みがき方法について理解を深め、実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。 ・歯みがき習慣を含めた規則正しい生活習慣を維持します。
高 齢 期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯を予防するために歯みがき方法について理解を深め、実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、使用します。 ・根面う蝕^{しよく}について理解を深めます。



取り組みの方向 Ⅲ フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることへの理解を深めます。 ・妊娠期は、つわり症状の影響により、口腔内が汚れやすく、むし歯になるリスクが高まることを理解し、フッ化物を積極的に利用します。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることへの理解を深めます。 ・保護者は、フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。 ・保護者は、子どもの歯の手入れにおいて、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。
学童期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることへの理解を深め、子どもへ伝えます。 ・子どもは、フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることについて理解を深めます。 ・保護者は、フッ化物の様々な利用方法について理解を深め、子どもへ伝えます。 ・子どもは、フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。 ・むし歯を予防するために、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。
中・高生期	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物の利用がむし歯を予防するために効果的であることについて理解を深めます。 ・フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。
成人期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯を予防するために、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物の利用が根面う蝕^{しんく}を予防するために効果的であることについて理解を深めます。 ・フッ化物の様々な利用方法について理解を深めます。 ・むし歯を予防するために、身近なフッ化物利用方法であるフッ化物配合歯磨剤を選び、適正な用法用量で利用します。

イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯になりにくい規則正しい食習慣・生活習慣、歯みがきの必要性や適切な方法について普及啓発に取り組みます。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。 ・フッ化物の効果、利用方法について普及啓発に取り組みます。 ・むし歯を予防するために、地域の状況に応じて、地域の団体・機関と連携し、普及啓発に取り組みます。
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯について普及啓発に取り組みます。 ・むし歯になりやすい食品や飲料の摂取の仕方や工夫の方法について、指導、普及啓発に取り組みます。 ・乳幼児期における間食が「菓子を摂取すること」ではなく、「補食」の役割であることについて普及啓発に取り組みます。 ・歯みがきの必要性や適切な方法について、指導、普及啓発に取り組みます。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について、指導、普及啓発に取り組みます。 ・フッ化物の効果、利用方法について指導、普及啓発し、フッ化物応用を実施します。
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯になりやすい食品や飲料の摂取の仕方や工夫の方法について普及啓発に取り組みます。 ・むし歯を予防するために、よく噛んで食べることの大切さについて普及啓発に取り組みます。 ・歯みがきの必要性や実際の方法について普及啓発に取り組みます。 ・保育所・幼稚園・学校等にて昼食後の歯みがきを推進します。 ・保育所・幼稚園・学校等における歯科検診にて、歯みがき指導を実施します。 ・むし歯を予防するために、地域の状況に応じて、市と連携し、普及啓発に取り組みます。 ・フッ化物の効果、利用方法について普及啓発に取り組みます。

(3) 主な取り組み事業

- ・妊婦歯科教室（マタニティオーラルセミナー）
- ・母親・父親教室（ハロー・マザークラス）
- ・むし歯予防教室（親子で歯っぴいちゃんじ大作戦！）
- ・幼児歯科健康診査
- ・保育所・幼稚園・学校等の歯科検診
- ・保育所・学校等歯科指導（学校歯科巡回指導等）
- ・大学等歯科指導（歯っぴいスマイルプロジェクト）【新】
- ・お口の健康診査
- ・国民健康保険被保険者歯科健康診査
- ・歯医者さんの電話相談
- ・歯科衛生士による歯科健康相談
- ・食育関連事業や職域連携事業における普及啓発
- ・歯と口の健康週間、いい歯の日での普及啓発
- ・ホームページ等による普及啓発



(4) 成果指標

むし歯がある子どもの割合

3歳6か月児 平成28年度 16.3% ⇒ 平成33年度 13.0%

12歳児 平成28年度 36.4% ⇒ 平成33年度 33.0%

多数のむし歯（未処置歯4本以上）がある3歳6か月児の割合

平成28年度 3.7% ⇒ 平成33年度 3.0%

治療していないむし歯がある人の割合

40歳 平成28年度 33.8% ⇒ 平成33年度 29.0%

60歳 平成28年度 32.2% ⇒ 平成33年度 27.0%

3歳6か月児で歯科医療機関にてフッ素を利用している子どもの割合

平成28年度 41.9% ⇒ 平成33年度 47.0%

小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合

平成28年度 21.4% ⇒ 平成33年度 18.0%

2 基本方針Ⅱ 歯周病予防

基本目標 歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します

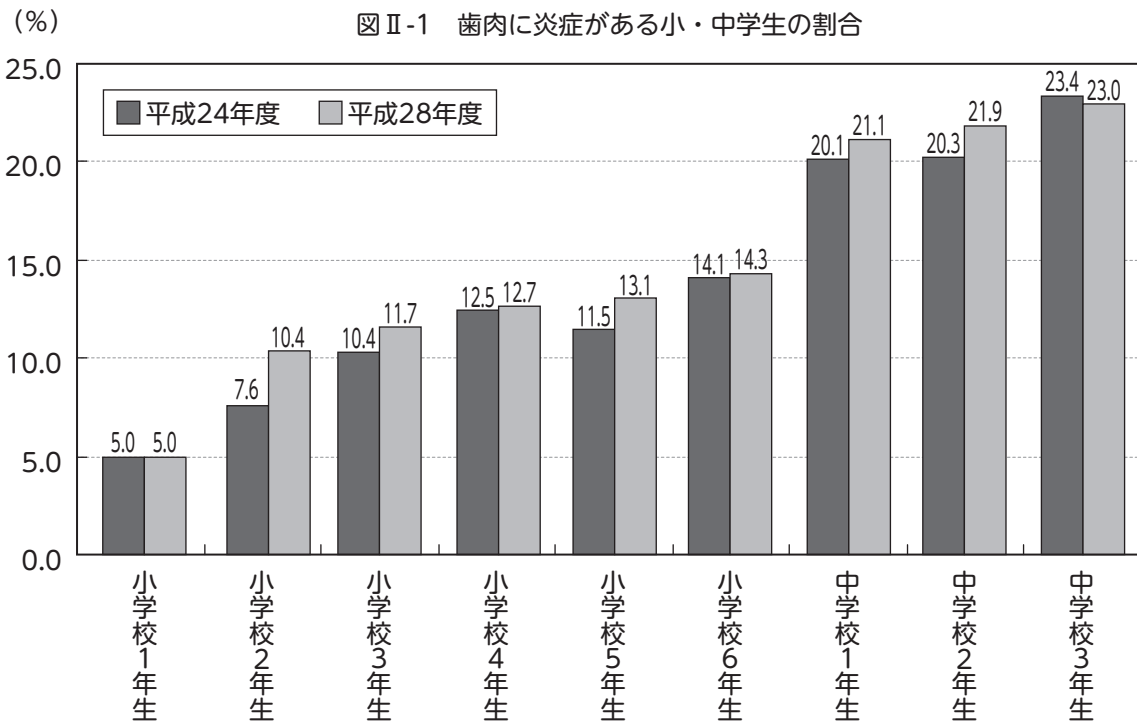
(1) 現状と課題

ア 歯周病の状況

本市の歯周病の状況を歯肉に炎症がある人の割合で見ると、平成28年度において、小学校1年生では5.0%ですが、6年生になると14.3%と3倍近く増加し、中学生になると20%台で推移しています。平成24年度と比較すると、全体として、増加傾向を示しています。

歯周病を予防するための歯みがき方法や仕上げみがきの必要性について、保護者と子どもに普及啓発していくことが重要です。

また、進行した歯周病（歯周炎）がある人は、平成28年度において、40歳代では43.6%、60歳代では48.5%と、年齢を重ねるとともに割合が高くなっておりませんが、平成24年度と比較すると、いずれの年代も減少傾向になっています。



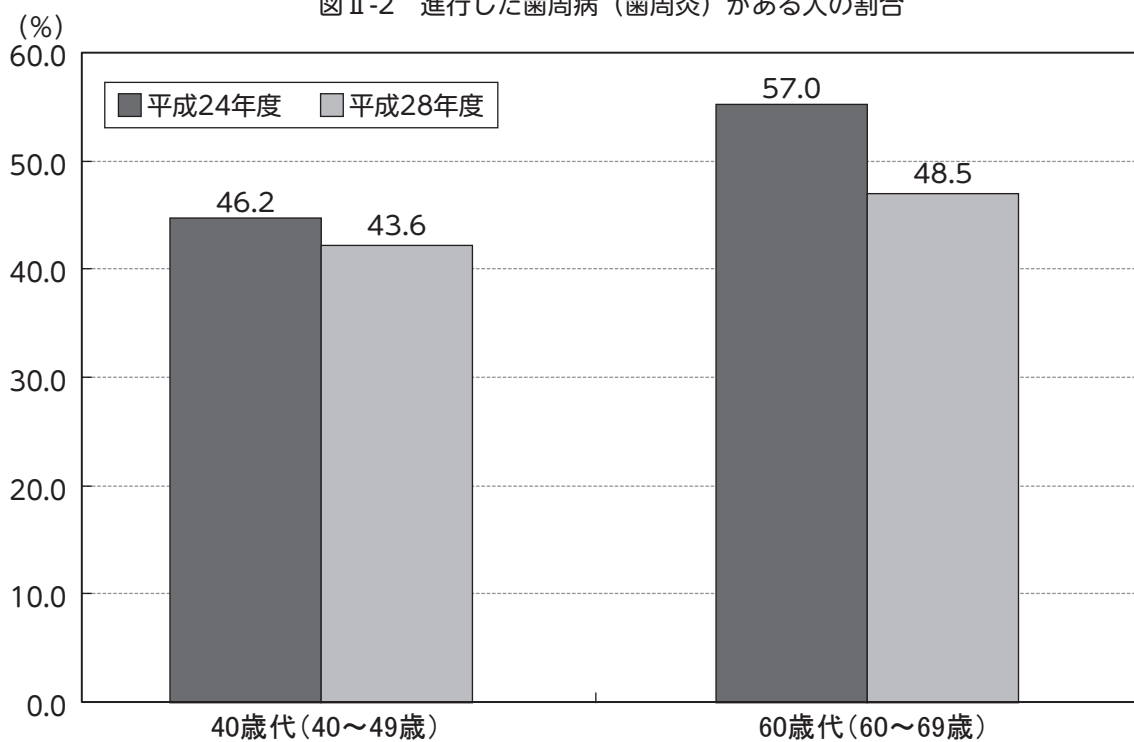
歯肉に炎症がある：歯肉の状態が「1」と「2」

※「1」=定期的観察が必要

※「2」=専門医による診断が必要

学校保健統計

図Ⅱ-2 進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合



進行した歯周病：4mm以上の歯周ポケットがある状態です。

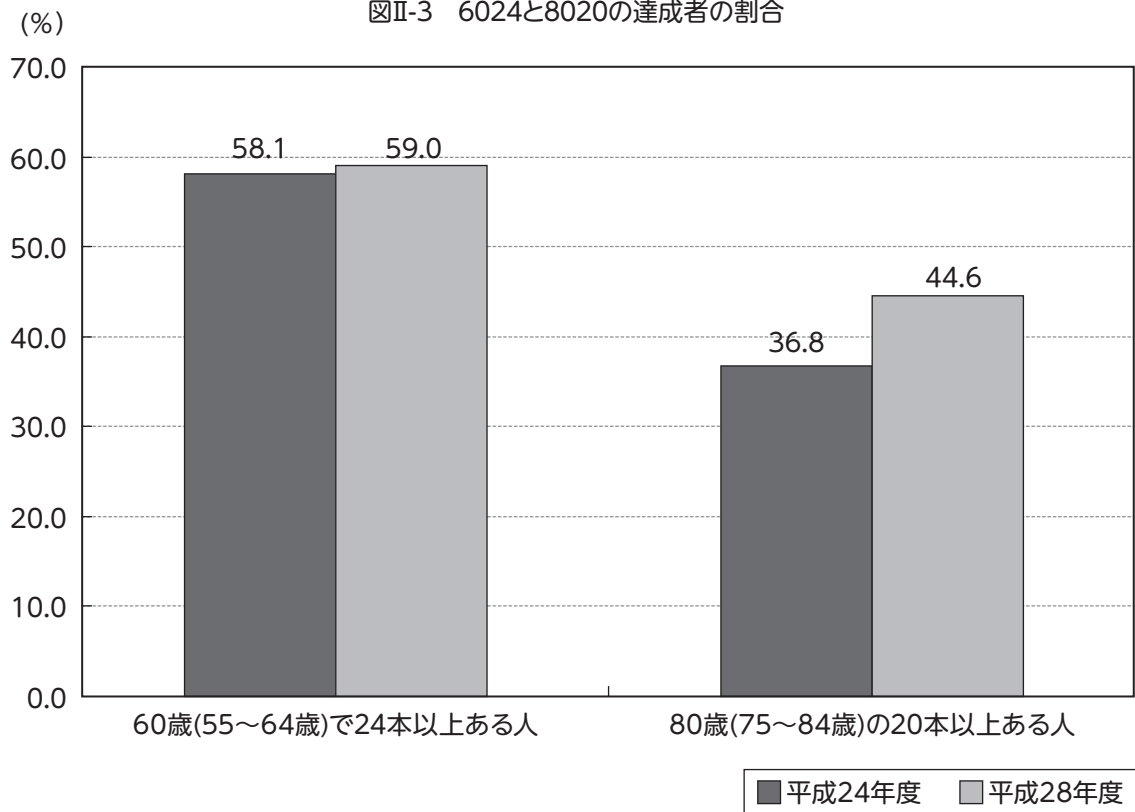
お口の健康診査

イ 6024 と 8020 の達成者の割合

平成28年度において、60歳（55～64歳）で24本以上自分の歯がある人（6024達成者）は59.0%、80歳（75～84歳）で20本以上自分の歯がある人（8020達成者）は44.6%となっています。平成24年度と比較すると、8020達成者の割合は増加傾向にありますが、6024達成者の割合は、ほぼ横ばいの状況です。歯の喪失の主な原因は歯周病であることから、歯周病の予防に取り組むことが重要です。

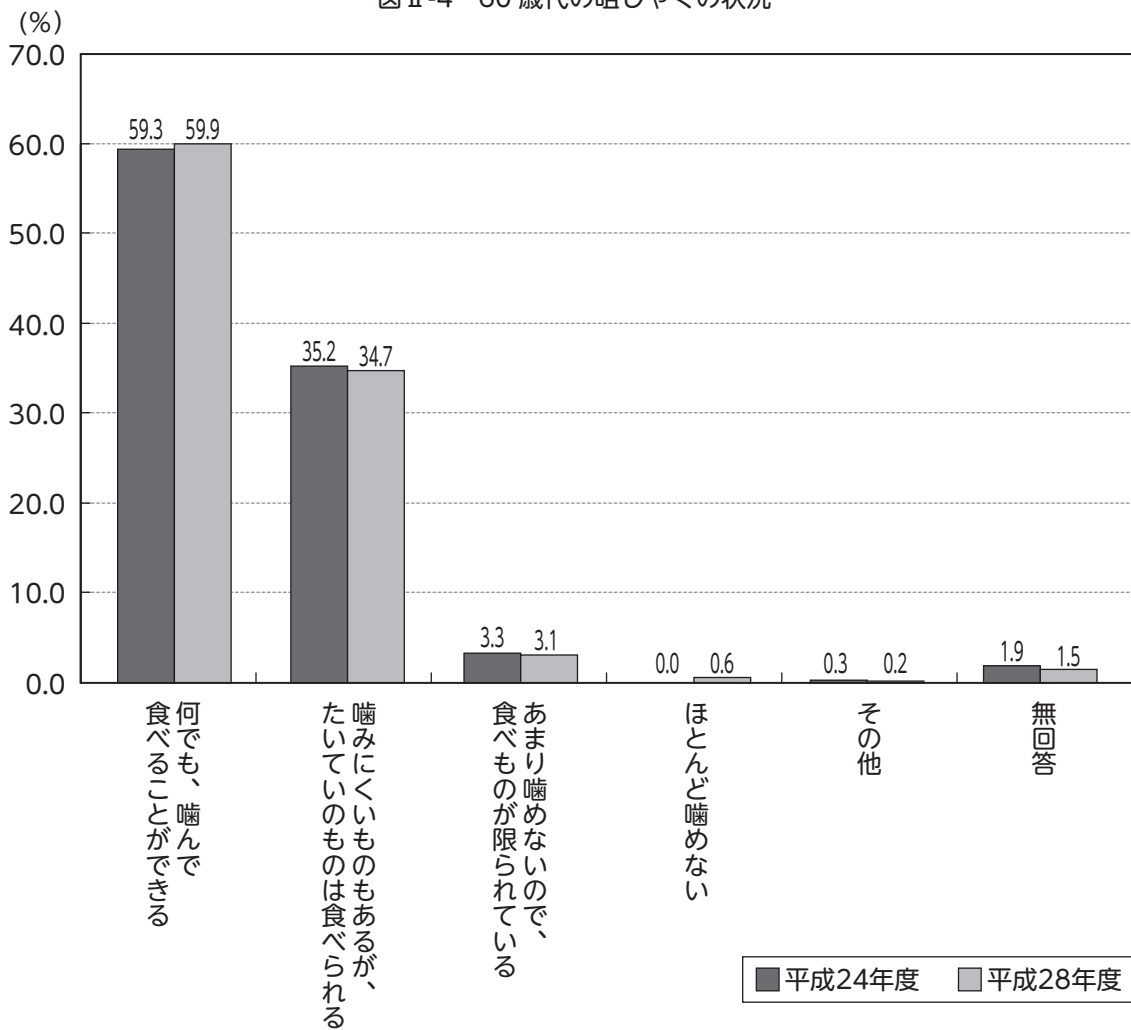


図II-3 6024と8020の達成者の割合



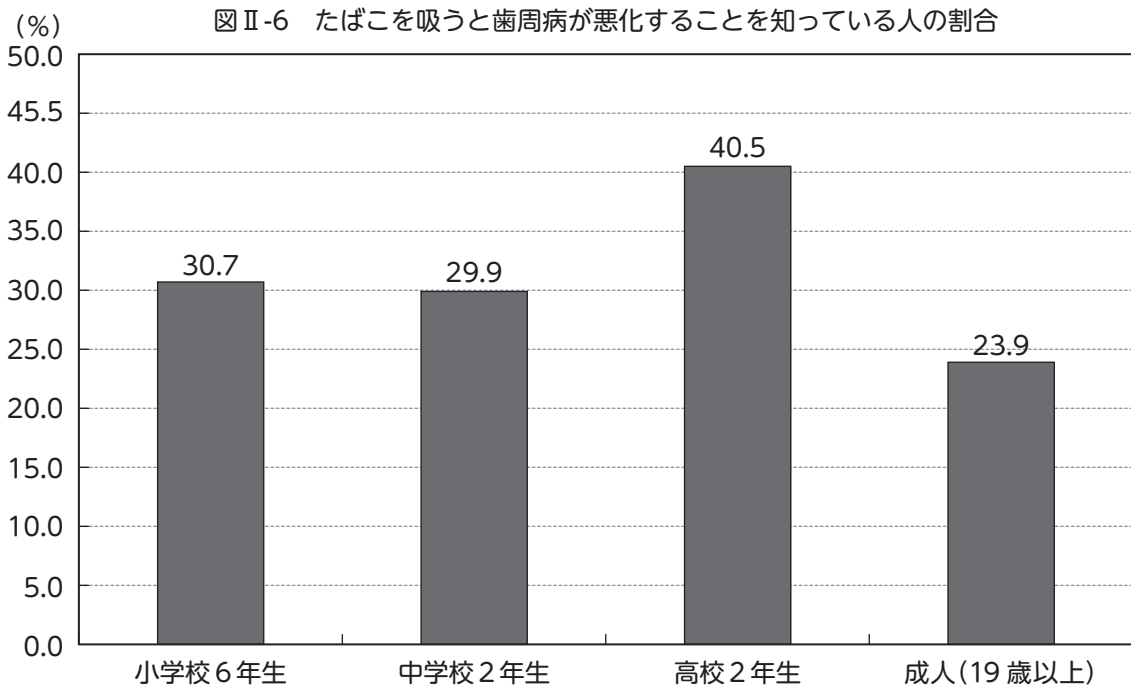
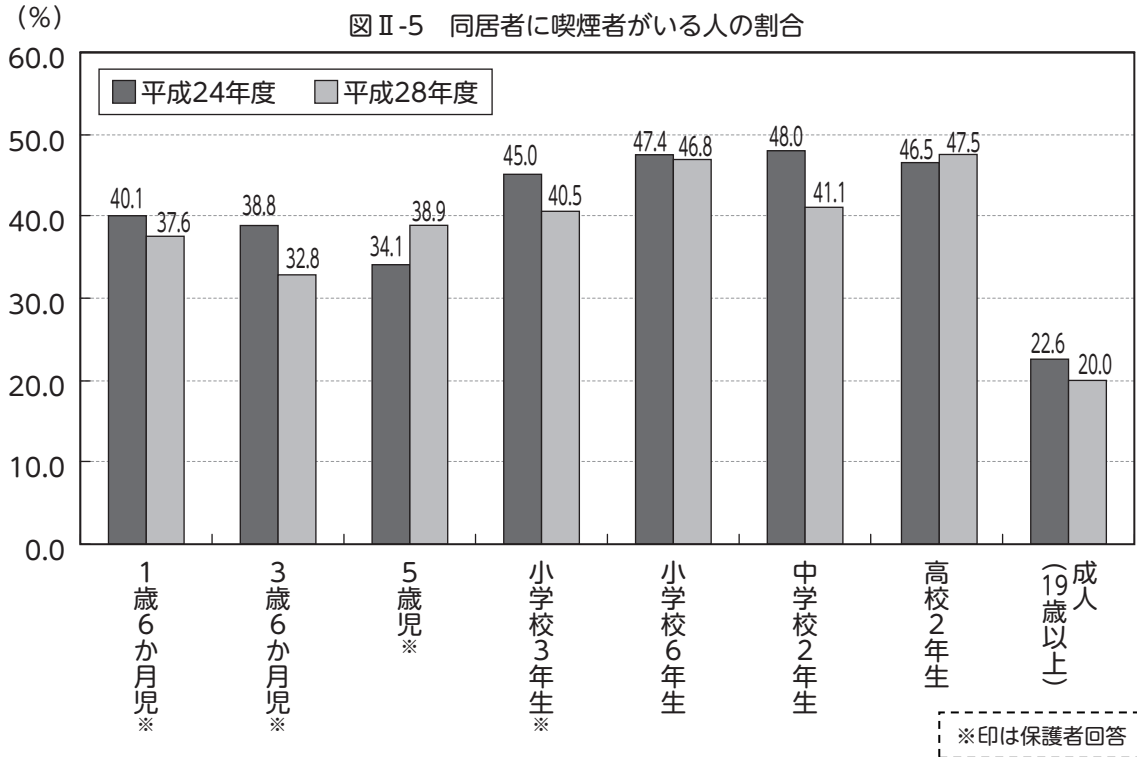
ウ 咀嚼^その状況

歯周病が進行すると咀嚼^そ機能が低下し、食事が十分にとれなくなることから、必要な栄養が不足するなど健康への影響が大きいといわれています。平成28年度において、何でも噛んで食べることができると自覚している人の割合は、60歳代で59.9%となっており、平成24年度と比較して、ほぼ横ばいの状況にあります。歯の喪失の主な原因は歯周病であることから、生涯にわたって食事を楽しむことができるよう、歯周病の予防に取り組むことが重要です。

図II-4 60歳代の咀嚼^その状況

工 喫煙

たばこは、吸っている人だけでなく、周りの人の健康にも影響を与え、特に未成年者に与える影響は深刻です。本市では、未成年者と同居している人のうちたばこを吸っている人の割合は、4割を超えています。平成24年度と比較すると、同居者に喫煙者がいる人の割合は、5歳児、高校生を除き、減少傾向を示しています。また、喫煙が歯や歯肉に影響を与えることを知っている人は、4割以下となっていることから、喫煙が口腔内に与える影響について喫煙者、非喫煙者を含めた全世代で理解を深める必要があります。



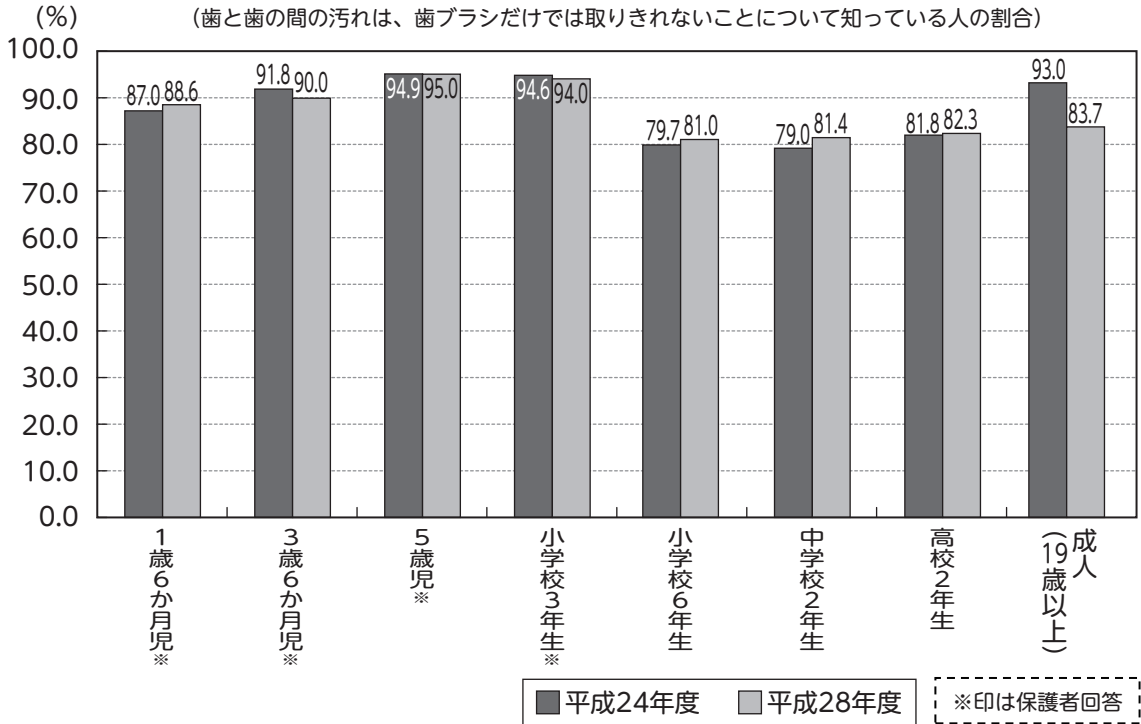
オ 補助的清掃用具の使用状況

補助的清掃用具の必要性を知っている人（歯と歯の間の汚れは、歯ブラシだけでは取りきれないことについて知っている人）の割合は、全世代において8割以上と高くなっていますが、実際に使用している人の割合は、約5割となっています。平成24年度と比較すると、補助的清掃用具の必要性を知っている人の割合は、ほぼ横ばいで

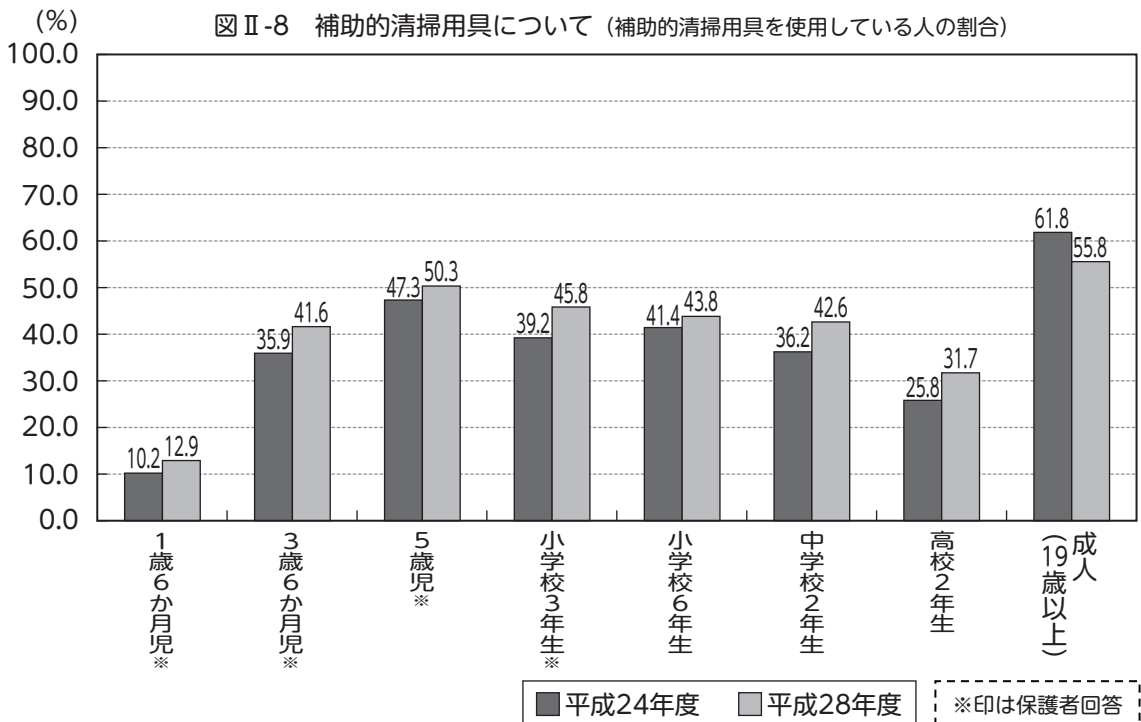
すが、成人（19歳以上）においては、減少傾向を示しております。また、実際に使用している人の割合は、平成24年度に比べて、全体的に増加傾向にありますが、成人（19歳以上）においてのみ、減少傾向を示しております。

歯周病を予防するために、補助的清掃用具の必要性や使用方法・使用効果について普及啓発する必要があります。

図Ⅱ-7 補助的清掃用具について



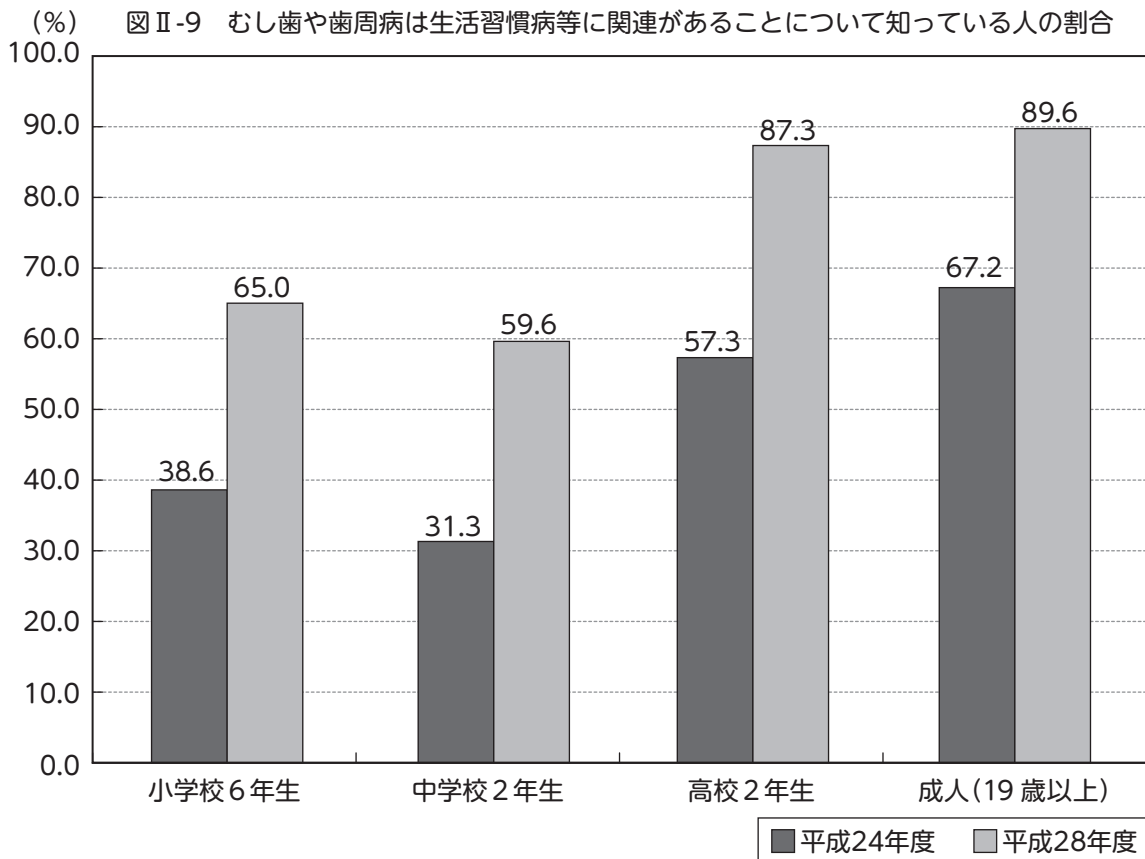
図Ⅱ-8 補助的清掃用具について (補助的清掃用具を使用している人の割合)



カ 歯周病に対する意識

歯や歯肉の健康は、全身の健康に影響するといわれていますが、歯肉炎の割合が高くなる小学校高学年から中学生では、口腔内の病気が全身に関連することを知っている人の割合が低い傾向にあります。この年代を含め、全世代に対し、更に普及啓発する必要があります。

また、口腔内に何らかの症状が出ていても「治療する必要がない」と思っている人の割合は高く、歯と口腔の健康に対する意識の低さが伺えます。歯周病の正しい知識について理解を深め、定期的にかかりつけ歯科医を受診することが必要です。



(2) 取り組みの方向

歯周病は日々の生活習慣に関連性が強く、重症化すると口腔内の細菌が全身の健康に影響を与えます。食習慣や歯みがき習慣、全身の健康との関連など、歯周病予防について正しい知識の普及啓発に取り組みます。特に、小学生に対する早期からの取り組みや補助的清掃用具について普及啓発に重点的に取り組みます。

◆市民自らの取り組み

取り組みの方向 I

歯や口腔に関心を持ち、 歯周病についての理解を深めます

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期特有の口腔内の変化について関心を持ちます。 ・ 妊娠期は、つわりなどの影響により、歯肉炎になりやすいことへの理解を深めます。 ・ 妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児（早産や低出生体重児）に影響を与える可能性があることへの理解を深めます。 ・ 喫煙や受動喫煙が、胎児や自身の歯や歯肉に影響があることへの理解を深めます。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者は、子どもの歯や歯肉に関心を持ちます。 ・ 保護者は、歯肉炎の原因や症状についての理解を深めます。 ・ 保護者は、受動喫煙が子どもの健康に影響を与えるだけでなく、歯や歯肉にも影響があることへの理解を深めます。
学童期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯だけではなく歯肉の変化にも関心を持ちます。 ・ 混合歯列期のため歯肉に炎症を起こしやすいことについて理解を深めます。 ・ 保護者は、受動喫煙が子どもの健康に影響を与えるだけでなく、歯や歯肉にも影響があることへの理解を深めます。
中・高生期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯だけではなく歯肉の変化にも関心を持ちます。 ・ 思春期は、ホルモンバランスの変化から歯肉炎になりやすいことへの理解を深めます。 ・ 歯周病の症状や進行についての理解を深めます。 ・ 喫煙が、歯や歯肉に影響を与えることへの理解を深めます。 ・ 喫煙が、周りの人の健康だけでなく、歯や歯肉にも影響を与えることへの理解を深め、喫煙者と距離を置くことで受動喫煙の防止に努めます。

成人期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯だけではなく歯肉の変化にも関心を持ちます。 ・年齢を重ねるとともに、歯周病のリスクが高くなることや歯周病が進行すると咀嚼機能が低下することについて理解を深めます。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病の症状や進行について理解を深めます。 ・喫煙が、歯や歯肉に影響を与えることへの理解を深めます。 ・受動喫煙が周りの人の健康だけでなく、歯や歯肉にも影響を与えることへの理解を深めます。

取り組みの方向 II 歯周病を予防するための歯みがき方法（特に、補助的清掃用具*の使用）を実践します *デンタルフロス・歯間ブラシ等

妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期は、つわりなどの影響により、口腔内が汚れやすく、歯肉炎になるリスクが高まることへの理解を深め、歯みがきを実践します。 ・歯周病を予防するための歯みがき方法について理解を深めます。 ・妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児にも影響を与えることへの理解を深め、歯みがきを実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、歯肉炎を予防するための歯みがきの必要性や方法について関心を持ちます。 ・保護者は、子どもへの仕上げみがきの必要性について理解を深め、実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。
学童期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、仕上げみがきの必要性について理解を深め、子どもへ伝えます。 ・子どもは、仕上げみがきの必要性について理解を深めます。 ・保護者は、仕上げみがきを実践し、補助的清掃用具も積極的に使用します。 ・保護者は、子どもに歯肉炎を予防するための歯みがきの必要性や方法を伝え、歯みがきができているか確認します。 ・子どもは、歯肉炎を予防するために歯みがきが欠かせないものであることへの理解を深めます。 ・子どもは、保護者に確認をしながら歯みがきを実践します。

中・高生期	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期は、ホルモンバランスの変化から歯肉炎になりやすいことについて理解を深め、歯みがきを実践します。 ・歯肉炎を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。
成人期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。 ・口腔内の状況が年齢を重ねるとともに変化していくことの理解を深めます。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病を予防するための歯みがき方法について理解を深め、実践します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について理解を深め、積極的に使用します。 ・口腔内の状況が年齢を重ねるとともに変化していくことの理解を深めます。 ・入れ歯についても、歯と同様に毎日の手入れが必要であることの理解を深め、実践します。

取り組みの方向 Ⅲ 全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます

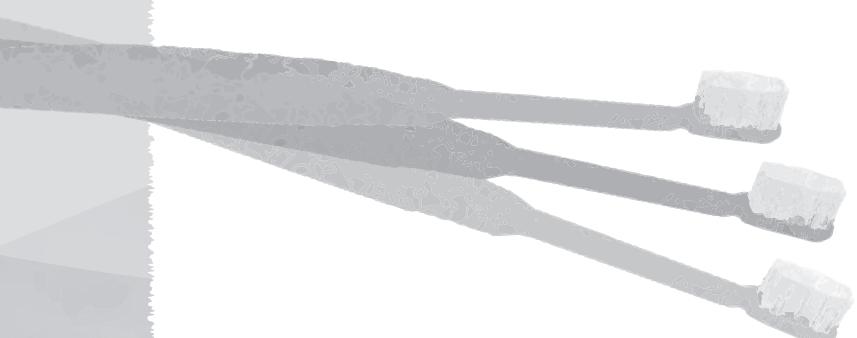
妊娠期及び胎児期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児（早産や低出生体重児）に影響を与えることの理解を深めます。 ・歯周病は生活習慣に関連性が強いということの理解を深めます。 ・日頃から栄養バランスのよい食事を心掛け、よく噛んで食べます。 ・日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深めます。 ・保護者は、日頃の食事をよく噛めるように食形態を工夫します。 ・日頃の食事をよく噛んで食べます。

学 童 期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、歯や歯肉の健康が、全身の健康にも関係していることの理解を深めます。 ・保護者は、よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深めます。 ・日頃の食事をよく噛んで食べます。 ・日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。 ・日頃からしっかり睡眠をとります。
中・ 高 生 期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯や歯肉の健康が全身の健康にも関係していることの理解を深めます。 ・よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深め、日頃から食事をよく噛んで食べます。 ・日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。 ・日頃からしっかり睡眠をとります。
成 人 期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病は生活習慣に関連性が強いということの理解を深めます。 ・歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることの理解を深めます。 ・糖尿病になると、歯周病が進行しやすいことや、歯周病を予防することで、糖尿病の症状改善や予防につながることを理解を深めます。 ・よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深め、日頃から栄養バランスのよい食事を心掛け、よく噛んで食べます。 ・日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。 ・日頃からしっかり睡眠、休息をとります。 ・一日の適正飲酒量について理解を深め、実践します。 ・禁煙します。
高 齢 期	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病は生活習慣に関連性が強いということの理解を深めます。 ・歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることの理解を深めます。 ・糖尿病になると、歯周病が進行しやすいことや、歯周病を予防することで、糖尿病の症状改善や予防につながることを理解を深めます。 ・口腔機能の維持が、介護状態、認知症や低栄養の予防につながることを理解を深めます。 ・よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることを理解を深め、日頃から栄養バランスのよい食事を心掛け、よく噛んで食べます。 ・日頃から生活の中で意識的に身体を動かすようにします。 ・日頃からしっかり睡眠、休息をとります。 ・一日の適正飲酒量について理解を深め、実践します。 ・禁煙します。

イ 市民を支える取り組み

市

- ・歯肉炎の原因や症状について普及啓発に取り組みます。
- ・妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児（早産や低出生体重児）に影響を与えることについて普及啓発に取り組みます。
- ・児童や生徒に対する歯肉炎予防について普及啓発に取り組みます。
- ・よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながるについて普及啓発に取り組みます。
- ・歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強いということについて普及啓発に取り組みます。
- ・歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることについて普及啓発に取り組みます。
- ・歯周病と糖尿病の関連性について普及啓発に取り組みます。
- ・喫煙や受動喫煙の影響について普及啓発に取り組みます。
- ・歯周病を予防するための歯みがきの必要性や適切な方法、入れ歯の手入れ方法について普及啓発に取り組みます。
- ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について普及啓発に取り組みます。
- ・誤嚥の危険が高まる高齢期において、口腔内を清潔に保つことが肺炎を予防することについて普及啓発に取り組みます。
- ・口腔機能の低下による健康への影響やその予防方法について普及啓発に取り組みます。
- ・歯周病を予防するために、地域の状況に応じて、地域の団体・機関と連携し、普及啓発に取り組みます。



<p>歯科医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病について普及啓発に取り組みます。 ・歯周病を予防するための歯みがきの必要性や適切な方法、入れ歯の手入れ方法について指導します。 ・補助的清掃用具の必要性や正しい使用方法について指導します。 ・妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児（早産や低出生体重児）に影響を与えることについて普及啓発に取り組みます。 ・よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることにについて普及啓発に取り組みます。 ・歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強いということについて普及啓発に取り組みます。 ・歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることについて普及啓発に取り組みます。 ・歯周病と糖尿病の関連性について普及啓発に取り組みます。 ・喫煙や受動喫煙の影響について普及啓発に取り組みます。 ・誤嚥の危険が高まる高齢期において、口腔内を清潔に保つことが、肺炎を予防することについて普及啓発に取り組みます。 ・口腔機能の低下を予防する方法について普及啓発に取り組みます。 ・医科の医療機関と連携し、かかりつけ歯科医として医療や保健指導を提供し、全身の健康維持に努めます。
<p>関係団体・機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・学校等にて昼食後の歯みがきを推進します。 ・保育所・幼稚園・学校等における歯科検診にて歯みがき指導を実施します。 ・事業所等で歯科健康診査を実施します。 ・歯周病について普及啓発に取り組みます。 ・歯周病を予防するための歯みがきの必要性や方法、入れ歯の手入れ方法について普及啓発に取り組みます。 ・妊娠期の歯や歯肉の健康が、胎児（早産や低出生体重児）に影響を与えることについて普及啓発に取り組みます。 ・よく噛むことが、口腔機能の発達や、肥満予防などの全身の健康維持につながることにについて普及啓発に取り組みます。 ・歯周病は、食事や運動など、日頃の生活習慣に関連性が強いということについて普及啓発に取り組みます。 ・歯周病が生活習慣病などの全身疾患に関連があることについて普及啓発に取り組みます。 ・誤嚥の危険が高まる高齢期において、口腔内を清潔に保つことが肺炎を予防することについて普及啓発に取り組みます。 ・歯周病を予防するために、地域の状況に応じて、市と連携し、普及啓発に取り組みます。

(3) 主な取り組み事業

- ・妊婦歯科教室（マタニティオーラルセミナー）
- ・母親・父親教室（ハロー・マザークラス）
- ・幼児歯科健康診査
- ・保育所・幼稚園・学校等の歯科検診
- ・保育所・学校等歯科指導（学校歯科巡回指導等）
- ・大学等歯科指導（歯っぴいスマイルプロジェクト）【新】
- ・お口の健康診査
- ・国民健康保険被保険者歯科健康診査
- ・シニアのための歯っぴー健口セミナー
- ・訪問型口腔機能向上事業
- ・歯医者さんの電話相談
- ・歯科衛生士による歯科健康相談
- ・職域連携事業における普及啓発
- ・歯と口の健康週間、いい歯の日での普及啓発
- ・ホームページ等による普及啓発

(4) 成果指標

中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合

平成28年度 23.0% ⇒ 平成33年度 20.0%

進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合

40歳代 平成28年度 43.6% ⇒ 平成33年度 38.0%

60歳代 平成28年度 48.5% ⇒ 平成33年度 44.0%

60歳で24本以上自分の歯がある人（6024達成者）の割合

平成28年度 59.0% ⇒ 平成33年度 65.0%

80歳で20本以上自分の歯がある人（8020達成者）の割合

平成28年度 44.6% ⇒ 平成33年度 52.0%

補助的清掃用具を使用している成人（19歳以上）の割合

平成28年度 55.8% ⇒ 平成33年度 65.0%

歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合

高校生 平成28年度 87.3% ⇒ 平成33年度 90.0%以上

成人（19歳以上） 平成28年度 89.6% ⇒ 平成33年度 90.0%以上

60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合

平成28年度 59.9% ⇒ 平成33年度 65.0%

3 基本方針Ⅲ 障害児・者及び要介護者等の歯科保健

3-1 障害児・者の歯科保健医療の推進

基本目標

障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します

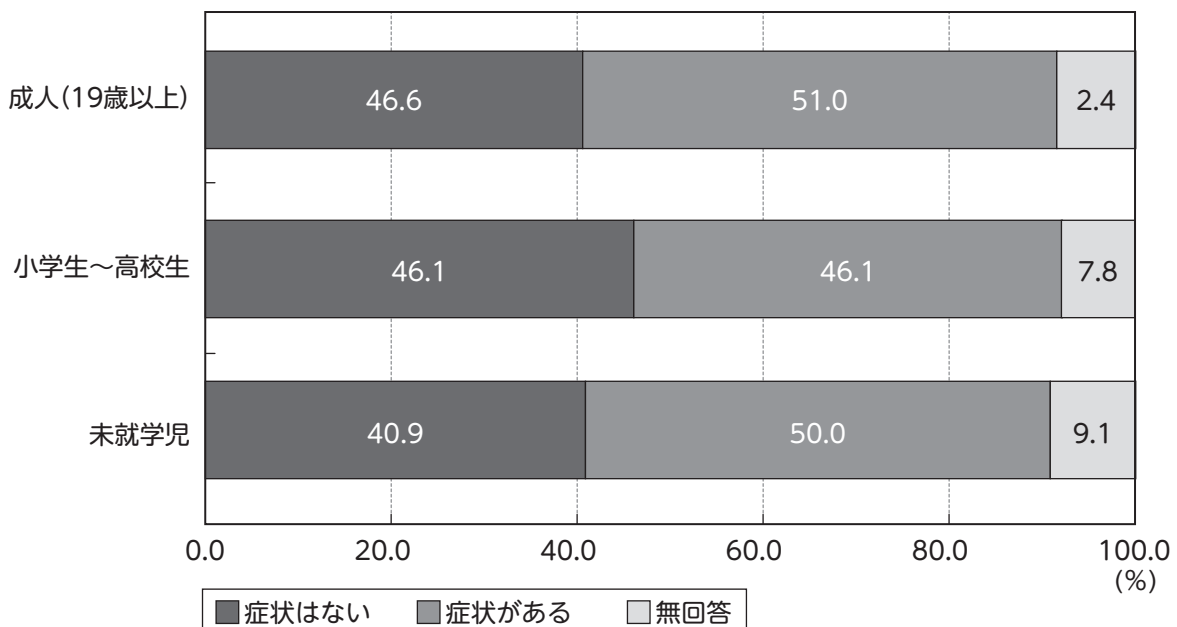
(1) 現状と課題

ア 障害児・者の口腔内と歯みがき（歯のお手入れ）の状況

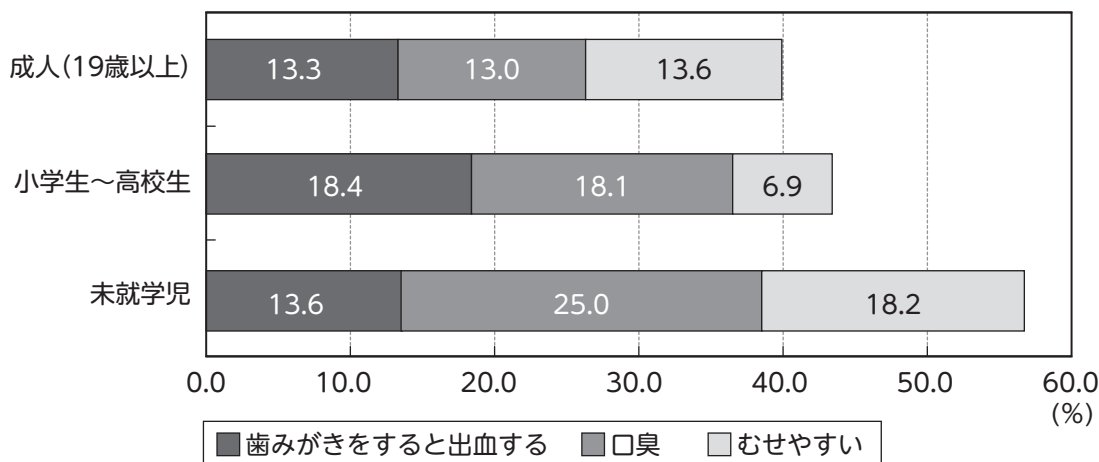
障害児・者は、障害の種別や状態によって自分で口の中を管理することが難しい場合があるため、介助者や専門医療機関の支援が必要となります。本市では、来所や訪問による保健指導や歯科診療を行っています。

障害児・者の口腔内の状況については、各世代において約半数が何らかの症状があり、最も多い症状が未就学児で「口臭」（25.0%）、小学生から高校生まで及び成人で「歯みがきをすると出血する」（18.4%、13.3%）となっています。未就学児及び小学生から高校生までについては歯ブラシ以外に補助的清掃用具を使っている人が少なく、本人が歯みがきをしている場合、保護者が仕上げみがきをしている割合は就学とともに低下しています。特に、小学生から高校生まで及び成人については歯みがきによる出血などの症状が出やすい歯周病についても気を付けるべき世代であることから、適切な歯みがき（歯の手入れ）の方法について本人や保護者（介助者）が行えるよう取り組んでいくことが必要です。

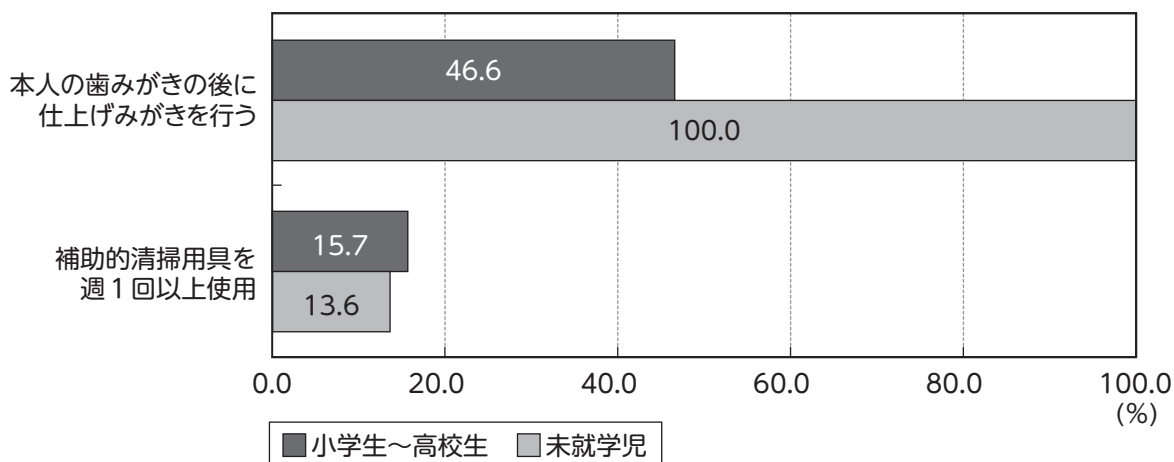
図Ⅲ-1-1 障害児・者の口腔内症状の有無



図Ⅲ-1-2 障害児・者の口腔内症状の上位3項目（複数回答）



図Ⅲ-1-3 障害児の仕上げみがき及び補助的清掃用具の使用状況

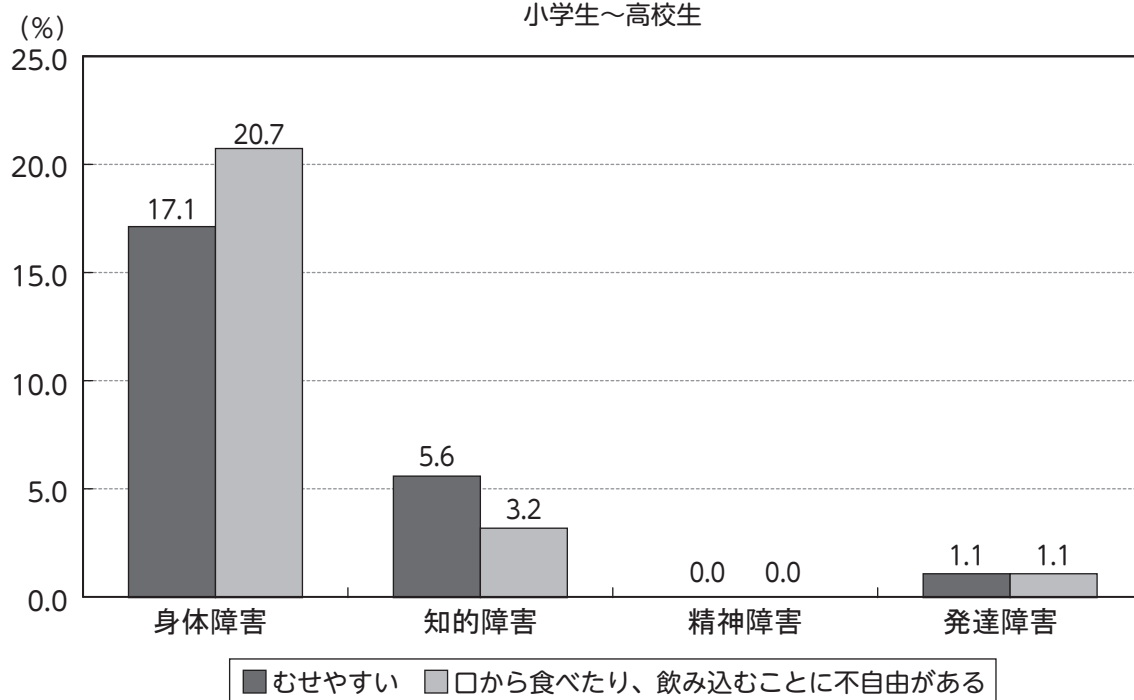


イ 障害児・者の口腔機能の状況

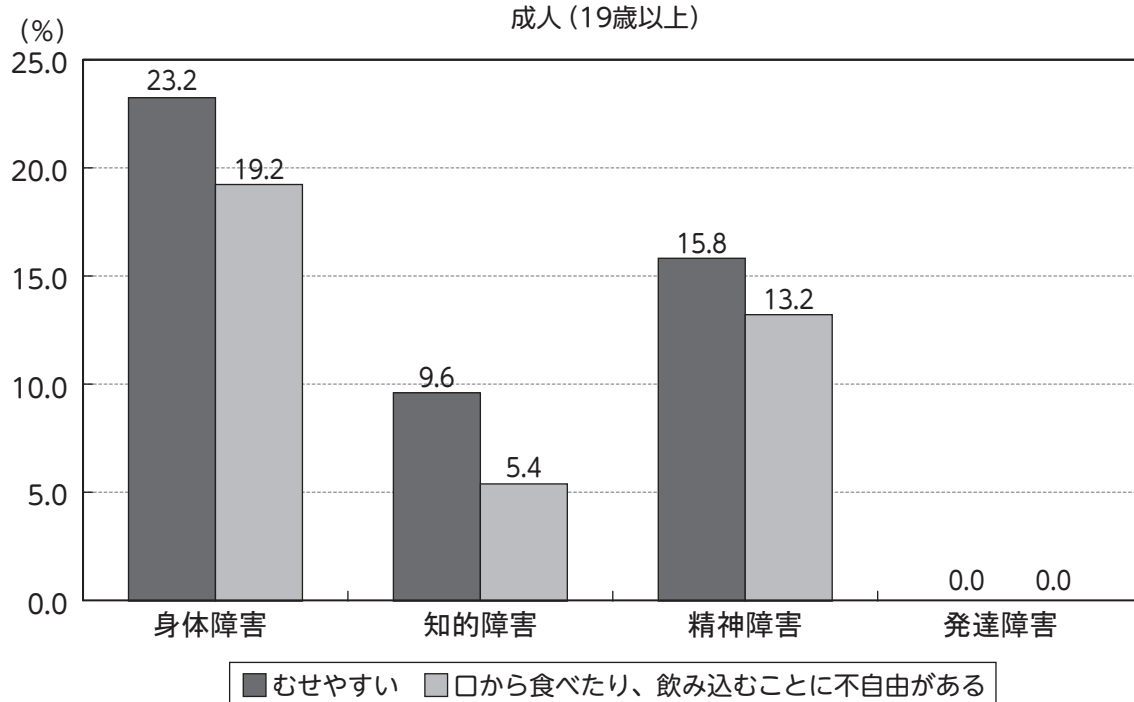
障害児・者は、障害の種別や状態により、生まれつき摂食・嚥下^{えんげ}などの口腔機能に問題がある場合があります。前述のように、障害児・者の口腔内の症状の上位3項目のうち、「むせやすい」といった口腔機能に関する症状が各世代で見られます。障害の種別で見ると、身体障害のある場合に口腔機能に関する問題が比較的多く見られる傾向があります。口腔機能に関する歯みがき以外の取り組みについては、成人期には何もしていない人の割合が高くなっています。成人期は、障害とは別に加齢に伴い口腔機能が低下する傾向があるため、年齢に応じた取り組みが必要です。こうした状況より、障害児・者の口腔機能に対する取り組みは専門医療機関と本人、家族や介助者が連携して各世代で取り組んでいく必要があります。

図Ⅲ-1-4 口腔機能に関する口腔内の症状がある障害児・者の割合（複数回答）

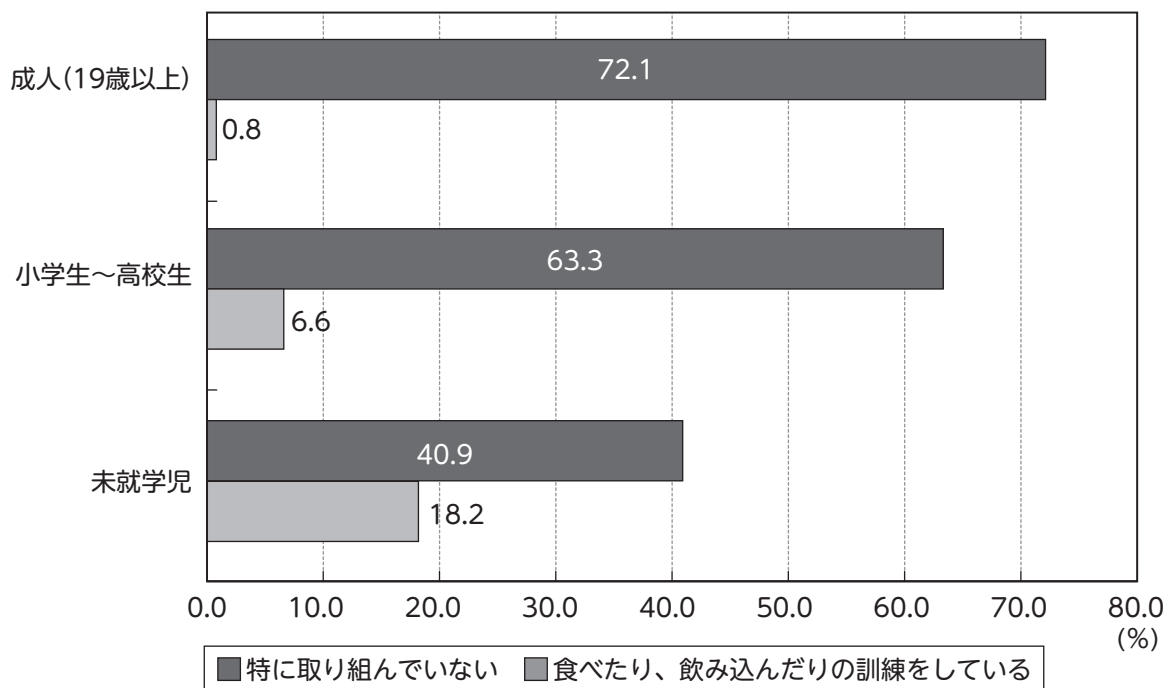
小学生～高校生



成人 (19歳以上)



図Ⅲ-1-5 障害児・者が歯みがき以外で取り組んでいること（複数回答）

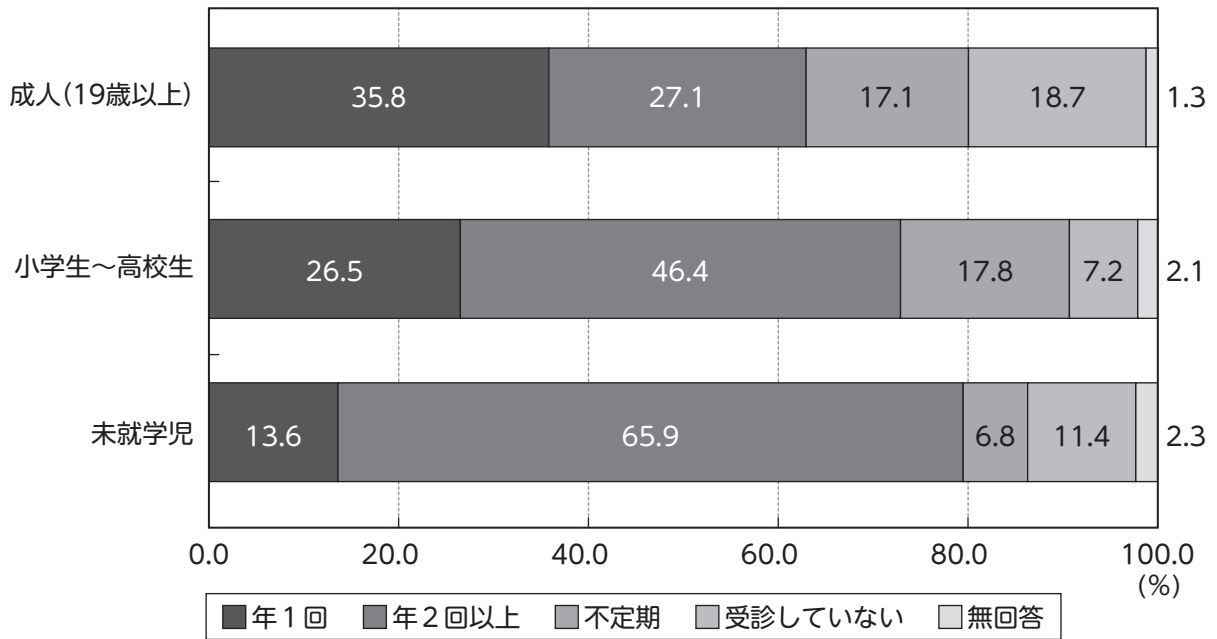


ウ 障害児・者に対する歯科医療の状況

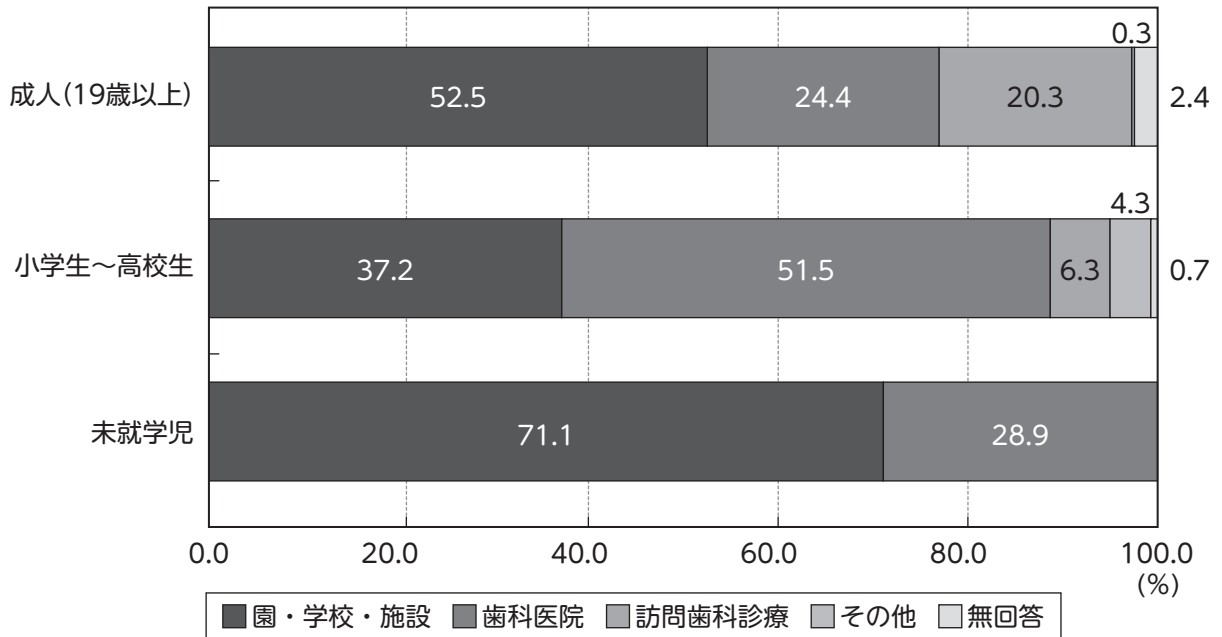
歯科検診を受ける頻度については、各世代で約6割以上が定期的に受けています。検診を受ける機関については、通っている（利用している）園・学校・施設が多くなっています。歯科治療が必要な場合についても各世代において、かかりつけ歯科医で対応できている状況です。

歯と口腔の健康管理のため、治療以外で定期的に歯科医療機関を受診している障害児・者（未就学～高校生）は約5～6割となっています。幼児期から就学期の成長期については、フッ化物塗布によるむし歯予防に加え、健全な歯と口腔へと導けるよう定期的に歯科医療機関を受診することが重要です。そのため、この時期に定期的な歯科医療機関の受診ができるよう歯科医療を整えるとともに、その必要性について本人や保護者（介助者）へ更に普及啓発することが必要です。

図Ⅲ-1-6 障害児・者が歯科検診を受ける頻度

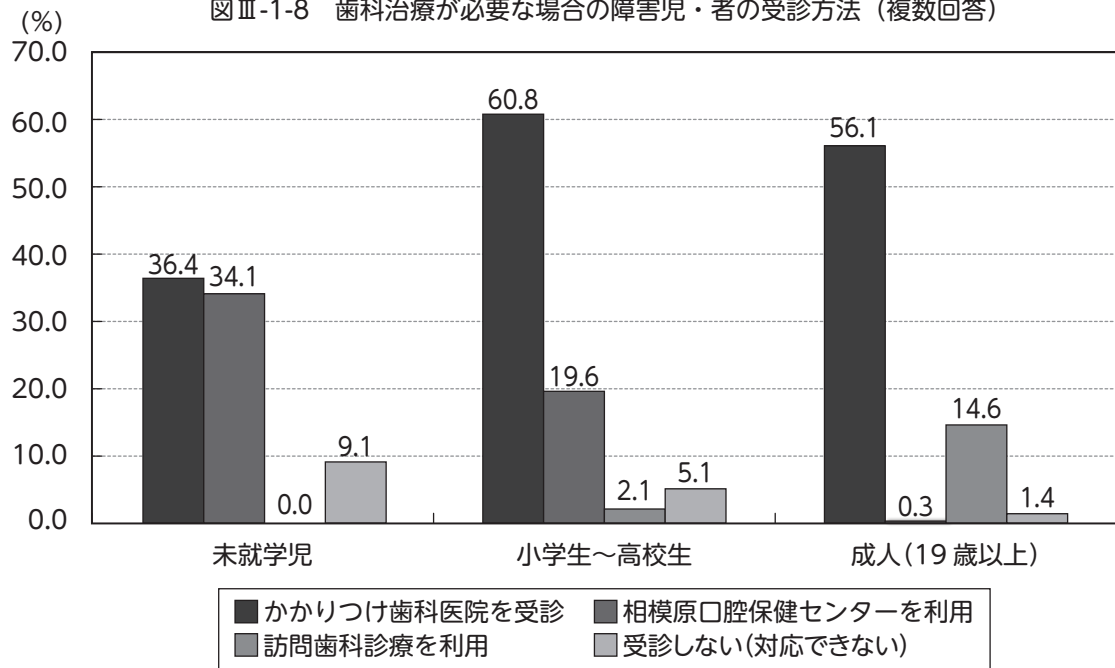


図Ⅲ-1-7 障害児・者が歯科検診を受けている機関

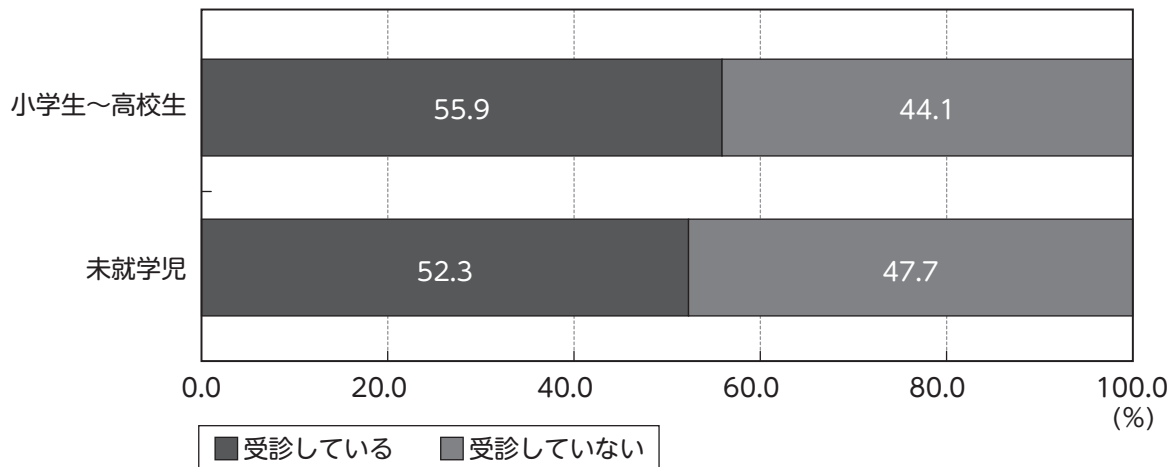


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

図Ⅲ-1-8 歯科治療が必要な場合の障害児・者の受診方法（複数回答）



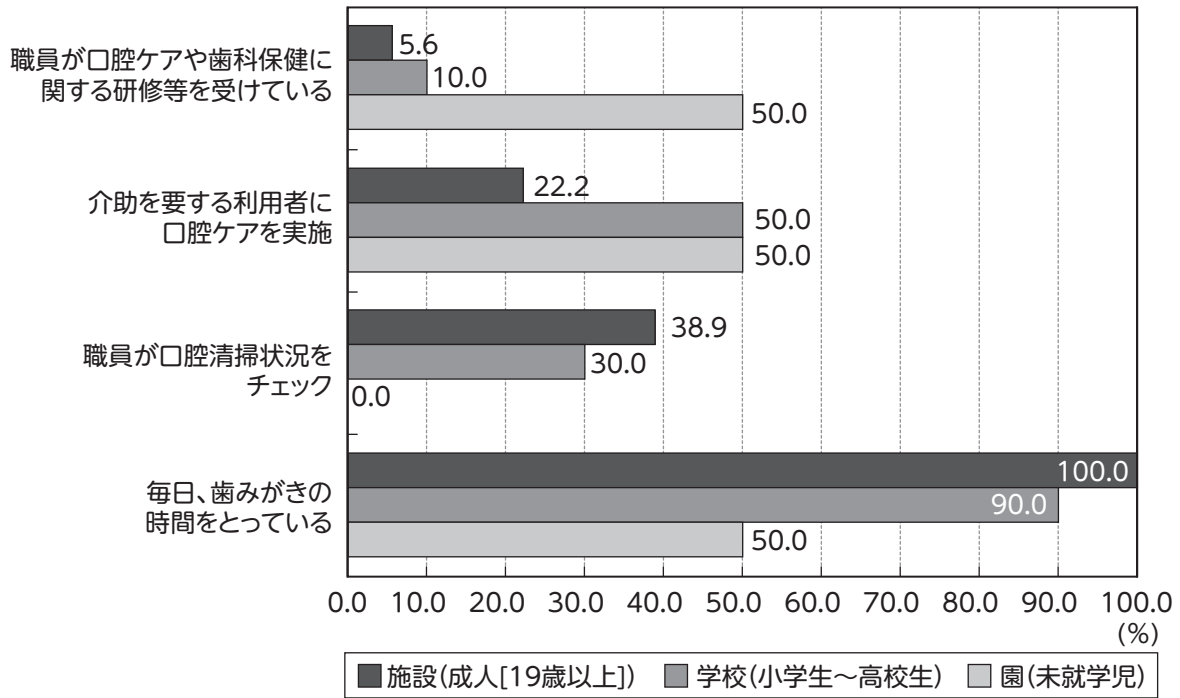
図Ⅲ-1-9 治療以外で定期的な受診をしている障害児・者の状況（無回答除く）



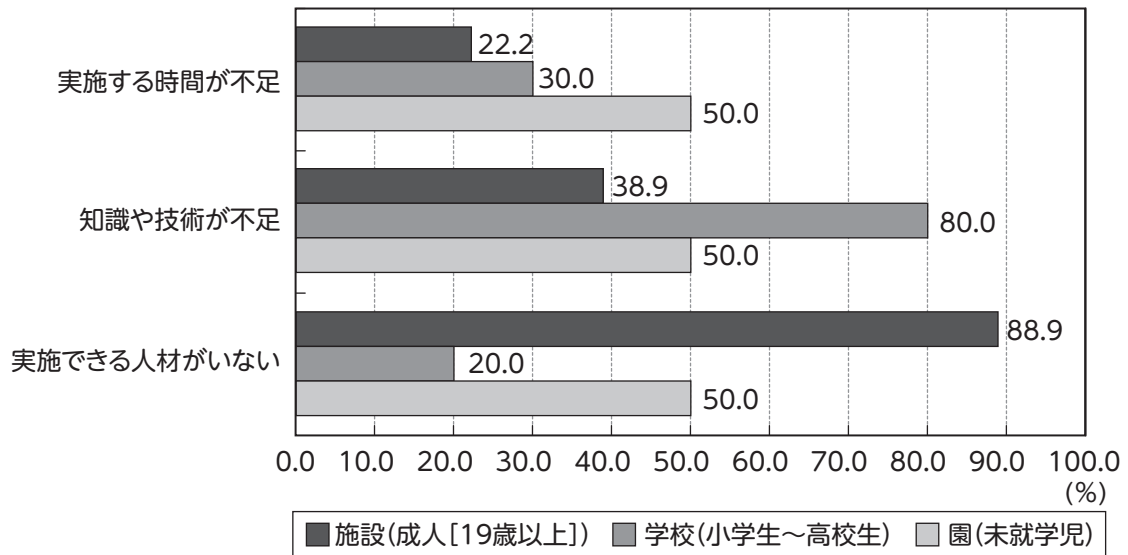
エ 障害児・者が通学する（利用する）園・学校・施設の状況

障害児・者が通学する（利用する）園・学校・施設においては、むし歯・歯周病予防のための取り組みとして、主に、毎日歯みがきの時間をとったり、職員によるチェックや介助を行っています。しかし、口腔機能訓練の実施については、実施できる人材の不足や知識・技術の不足などにより取り組みが難しい状況となっています。また、通学・利用する障害児・者の歯や口腔に関するニーズを満たす上で職員が問題に感じることが、時間の不足とともに、職員の意識が低いこと、口腔ケアや歯科保健に関する研修等を受ける機会がないことが挙げられています。そのため、園・学校・施設の取り組みを後押ししていくためには、職員が知識や技術を習得する機会を得られるような取り組みが必要です。

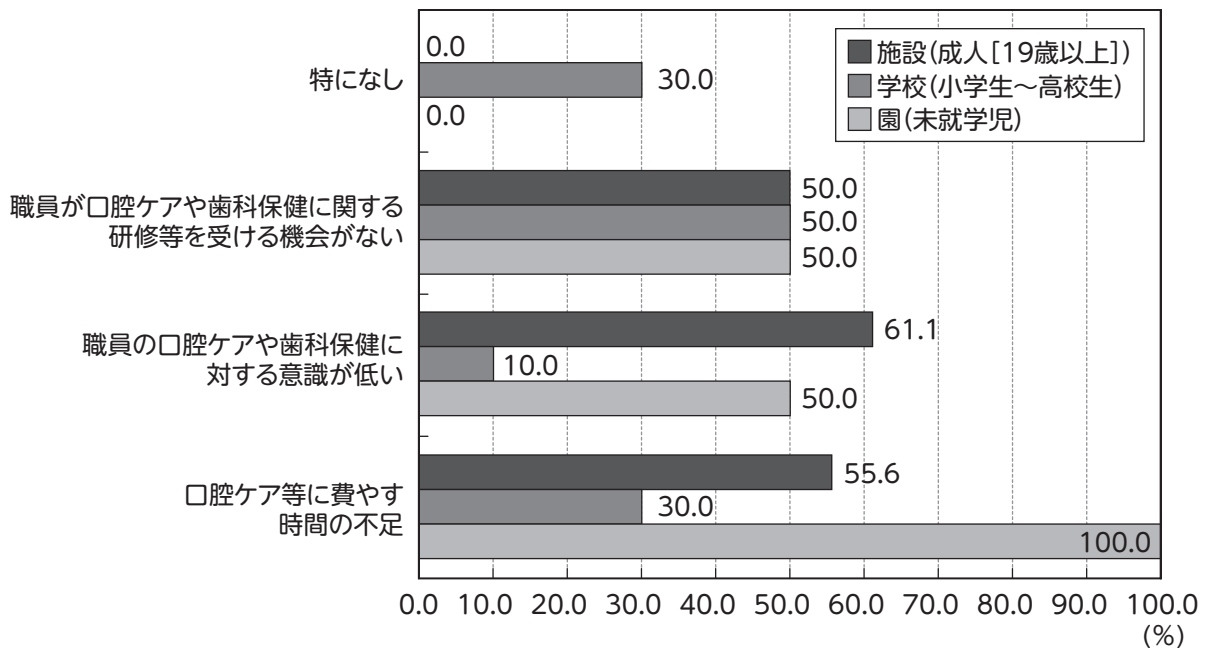
図Ⅲ-1-10 障害児・者が通学する（利用する）園・学校・施設のむし歯・歯周病予防の取り組み（複数回答）



図Ⅲ-1-11 障害児・者が通学する（利用する）園・学校・施設が口腔機能訓練の実施にあたり問題と感ずること（複数回答）



図Ⅲ-1-12 園・学校・施設が障害児・者の歯や口に関するニーズを満たす上で問題に感じること（複数回答）



(2) 取り組みの方向

障害児・者は、障害の種別や状態により治療が難しいことがあるため、予防への取り組みが重要になります。そのため、本人や保護者・介助者が日常の口腔ケアを適切に行い、定期的に歯科医療を受けることが必要です。予防の重要性や適切な口腔ケアについて普及啓発を行うとともに定期的に受診できるよう体制を整えていきます。また、障害に伴う口腔機能の症状について、状況に応じた支援が受けられるよう取り組みます。

ア 市民自らの取り組み

取り組みの方向 I 障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします

- ・ 障害の種別や状態に応じて受診できる歯科医療機関を知り、歯と口腔の病気の早期発見・予防のために定期的に歯科医療機関を受診します。

取り組みの方向
II

障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える（受けられる）ようにします。
また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします

- ・ 障害児・者や介助者は、口腔ケア（歯みがきや必要に応じた口腔機能訓練）の大切さについて理解を深めます。
- ・ 障害児・者及び介助者は適切な口腔ケアに取り組みます。
- ・ 障害児や介助者は、口腔機能の発達に合せた支援の大切さについて理解を深めます。

イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の種別や状態に応じて受診できる歯科医療機関について情報を整備します。 ・ 来所や訪問による保健指導を充実し、定期歯科受診を支援します。 ・ 相模原口腔保健センターを活用した障害児・者への歯科診療を支援します。 ・ 障害児・者施設や学校と連携して障害児・者の定期歯科受診による予防の大切さについて普及啓発に取り組みます。 ・ 障害児・者施設及び学校の職員と協力して口腔ケアの大切さを本人や介助者に伝えます。 ・ 障害児・者や介助者に対して障害の種別や状態に応じた口腔ケアの方法や口腔機能の状態に合わせた支援について普及啓発に取り組みます。 ・ 障害児・者の施設・学校職員に障害者の口腔管理のために必要な情報を得る機会（講習会等）を提供します。
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れができる障害の種別や状態に応じて対応できる処置の範囲を明確にし、障害児・者が居住地に近い医療機関で定期歯科受診ができるようにします。 ・ 障害児・者や介助者に対して、障害の種別や状態に応じた口腔ケアの方法について指導します。 ・ 訪問歯科診療等により、来所が困難な障害児・者の歯科受診に応じます。

関係団体・機関

- ・ 障害児・者や介助者に歯科医療機関についての情報提供を行います。
- ・ 施設・学校にて障害者の口腔ケアを実施します。
- ・ 障害児・者や介助者に対して定期歯科受診による予防の大切さについて普及啓発に努めます。
- ・ 障害児・者の口腔ケアの大切さについて普及啓発に取り組みます。
- ・ 障害児・者の口腔管理のために必要な情報を得る機会を作ります。
- ・ 相模原口腔保健センターを活用した障害児・者への歯科診療を実施します。

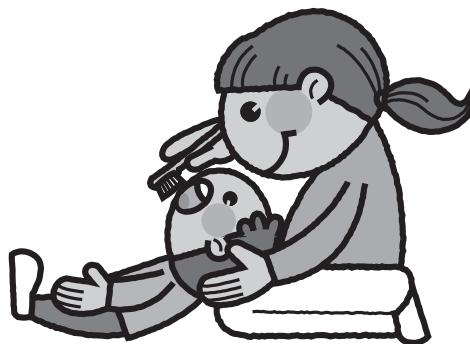
(3) 主な取り組み事業

- ・ う蝕^{しよく}ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査（かんがる～歯科健診）
- ・ 障害者歯科診療
- ・ 在宅療養者等訪問口腔衛生指導
- ・ 子育て支援センター摂食相談
- ・ 歯医者さんの電話相談
- ・ 歯科衛生士による歯科健康相談

(4) 成果指標

定期的に歯科医療機関を受診している障害児・者（未就学～高校生）の割合
平成28年度 55.5% ⇒ 平成33年度 65.0%

定期的に歯科検診を受けている障害者（成人 [19歳以上]）の割合
平成28年度 62.9% ⇒ 平成33年度 69.0%



3-2 要介護者等の歯科保健医療の推進

基本目標

要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができますようにします

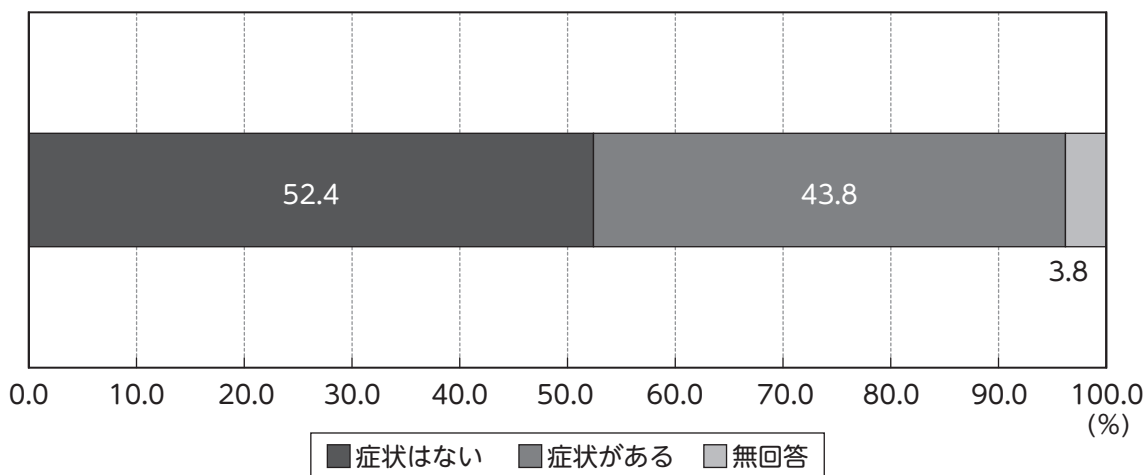
(1) 現状と課題

ア 要介護者等の口腔内と歯みがき（歯の手入れ）の状況

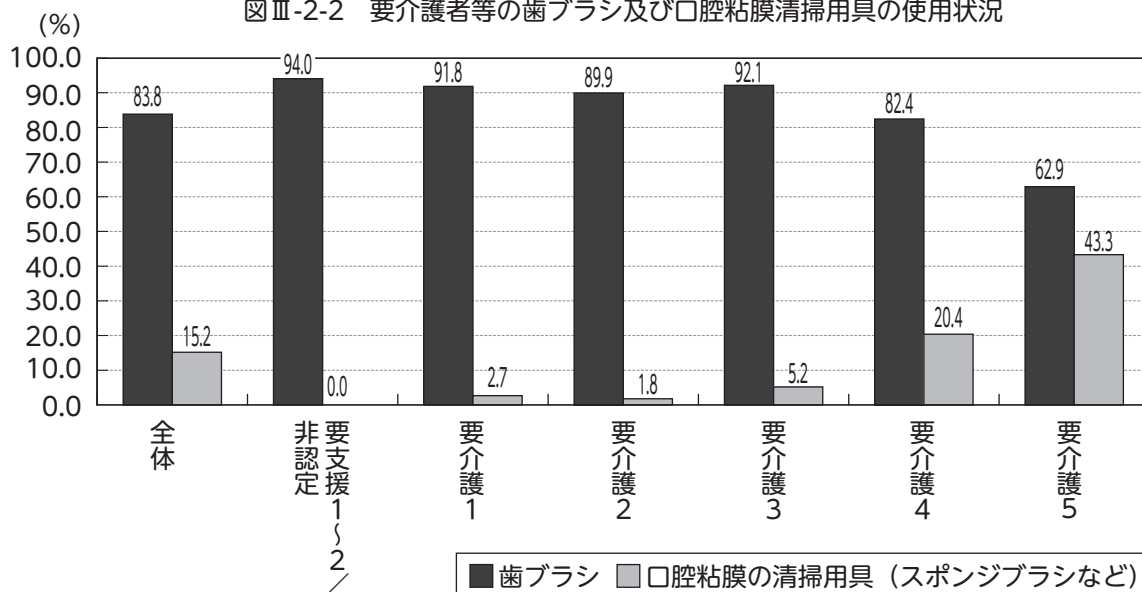
本市の要支援・要介護認定者数の割合は、65歳以上75歳未満人口に対しては4.7%、75歳以上では30.6%と、高齢になると要支援・要介護者の割合が高くなる傾向があります。

要支援・要介護者の口腔内の状況については、43.8%が何らかの症状があり、最も多いのは「むせやすい」（14.8%）で、次いで「入れ歯が合わない」（11.8%）でした。歯みがき（歯の手入れ）の状況では88.3%が1日2回以上実施しており、「歯ブラシ」を使用して行う人の割合が多くなっています。しかし、介護度が上がると、「歯ブラシ」を使う人の割合が少なくなり、口腔粘膜の清掃用具（スポンジブラシなど）を使う人の割合が増える傾向があり、歯の喪失状況に応じた手入れを行っていることが伺えます。歯みがきについては約半数（49.3%）が本人以外の介助者が一部又は全部を行っているため、本人だけではなく、介助者が適切に歯みがきを実施できるような取り組みが必要です。

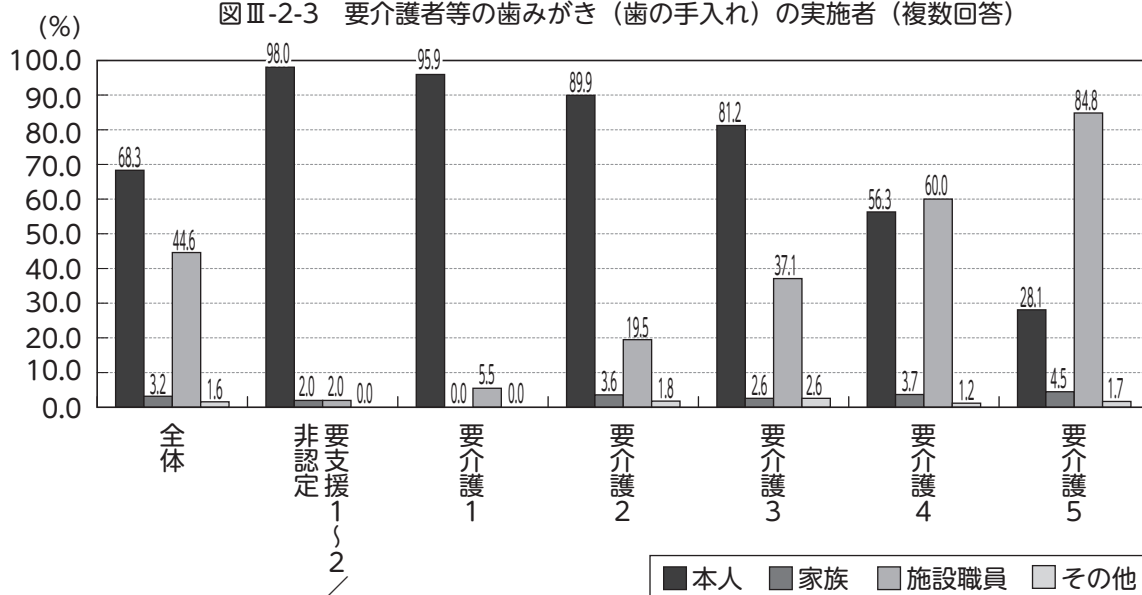
図Ⅲ-2-1 口腔内に何らかの症状がある要介護者等の割合



図Ⅲ-2-2 要介護者等の歯ブラシ及び口腔粘膜清掃用具の使用状況



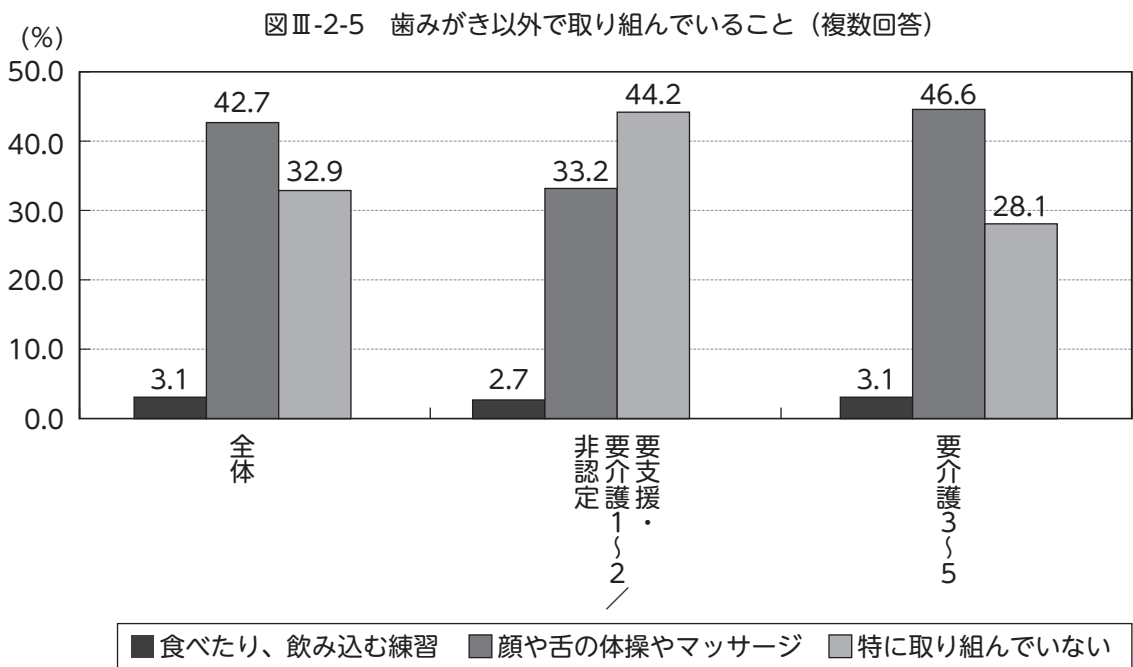
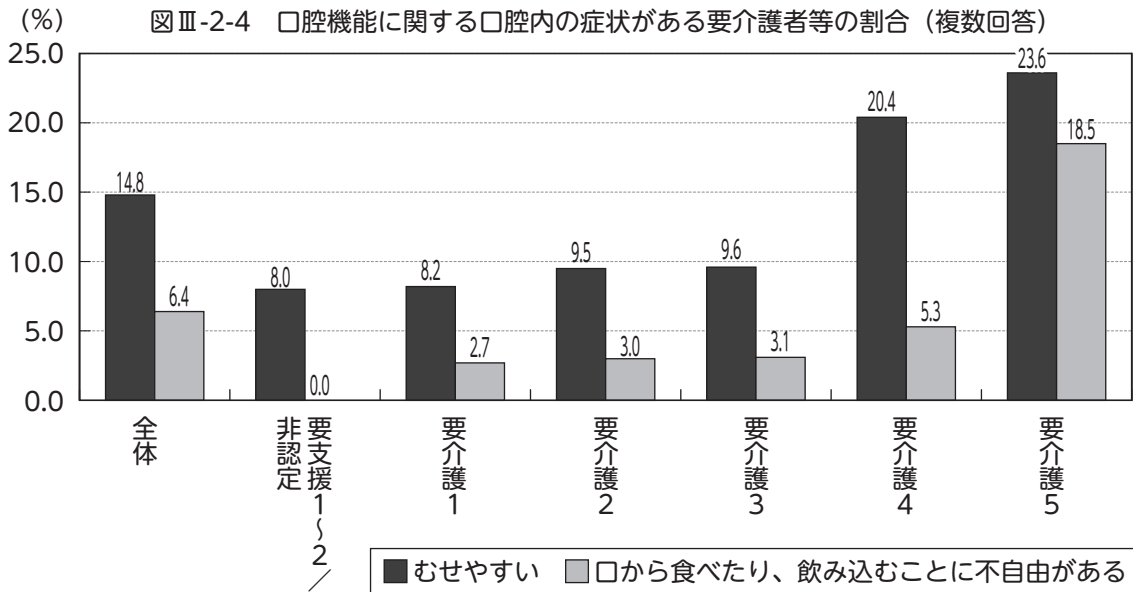
図Ⅲ-2-3 要介護者等の歯みがき (歯の手入れ) の実施者 (複数回答)



イ 要介護者等の口腔機能の状況

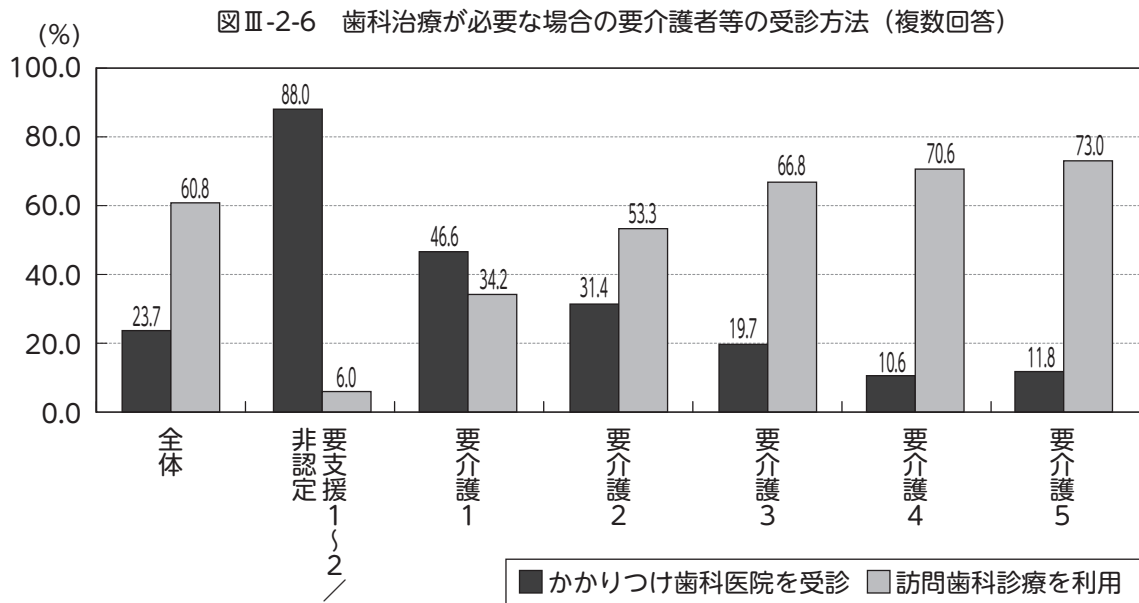
要支援・要介護者は介護度が上がるほど、「むせやすい」や「口から食べたり、飲み込むことに不自由がある」人の割合は多くなっています。こうした口腔機能の低下について要支援・要介護者の取り組みをみると、42.7%の人が顔や舌の体操やマッサージを行っているが、食べたり、飲み込む練習をしている人は3.1%、また、32.9%は特に取り組んでいないと答えています。

介護度での取り組み状況をみると、非認定 / 要支援・要介護1～2の人のうち顔や舌の体操やマッサージを行っている人は33.2%、特に取り組んでいない人は44.2%となっていますが、要介護度3～5ではそれぞれ46.6%、28.1%となっており、介護度が高くなり、口腔機能が低下したため、取り組んでいる状況が伺えます。そのため、口腔機能の低下を予防するためには、要介護度が高くなる前からの取り組みや虚弱高齢者（要支援・要介護状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上の非認定高齢者）への取り組みが必要です。

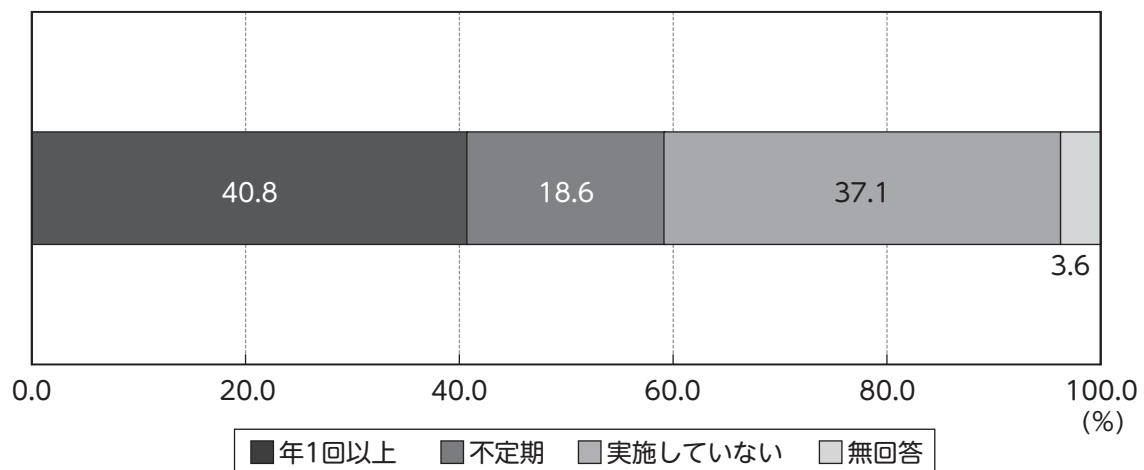


ウ 要介護者等に対する歯科医療の状況

歯科治療が必要な場合、介護度が低いほど、かかりつけ歯科医院を利用し、介護度が高くなるにつれて訪問歯科診療の利用が増えています。また、歯科検診を受ける頻度については、40.8%の要支援・要介護者が年に1回以上、定期的に受けています。検診を受ける場所については、介護施設の47.0%、訪問歯科診療の32.6%が大半を占めているため、こうした施設や訪問歯科診療を増やしていくことが要支援・要介護者に対する歯科医療の環境を整える上で必要です。

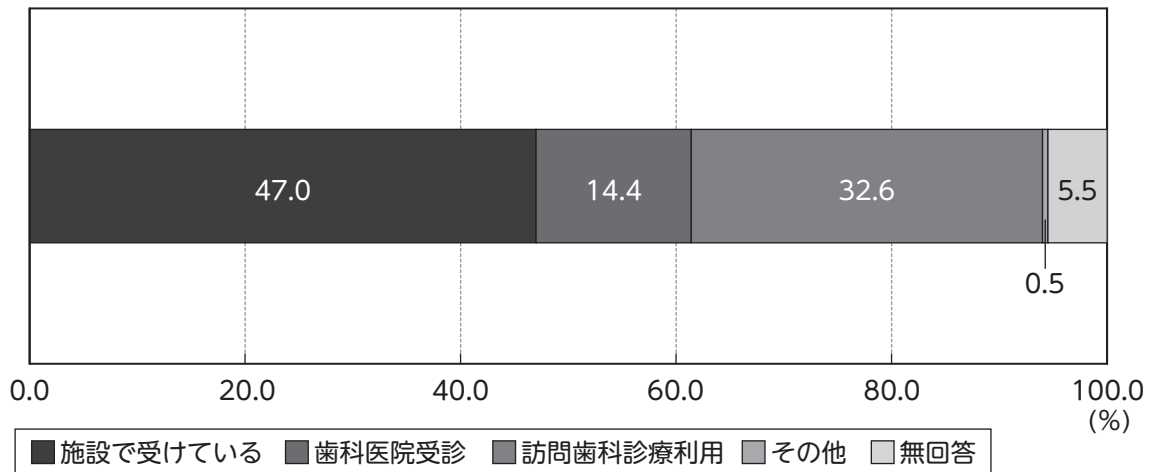


図Ⅲ-2-7 要介護者等が歯科検診を受ける頻度



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

図Ⅲ-2-8 要介護者等が歯科検診を受ける方法

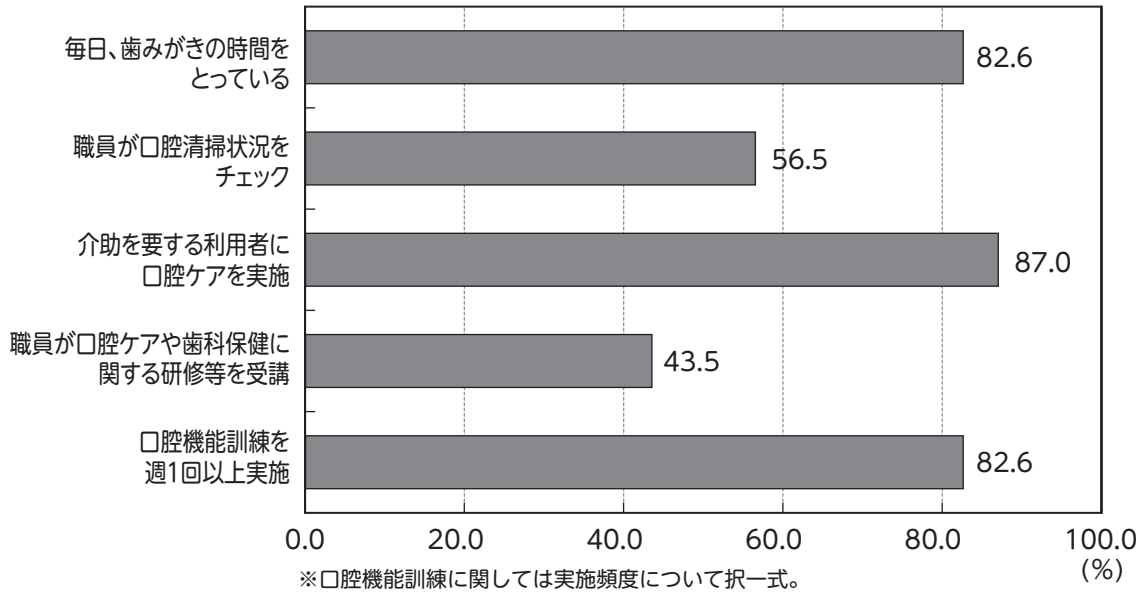


エ 介護老人保健施設・介護老人福祉施設等の状況

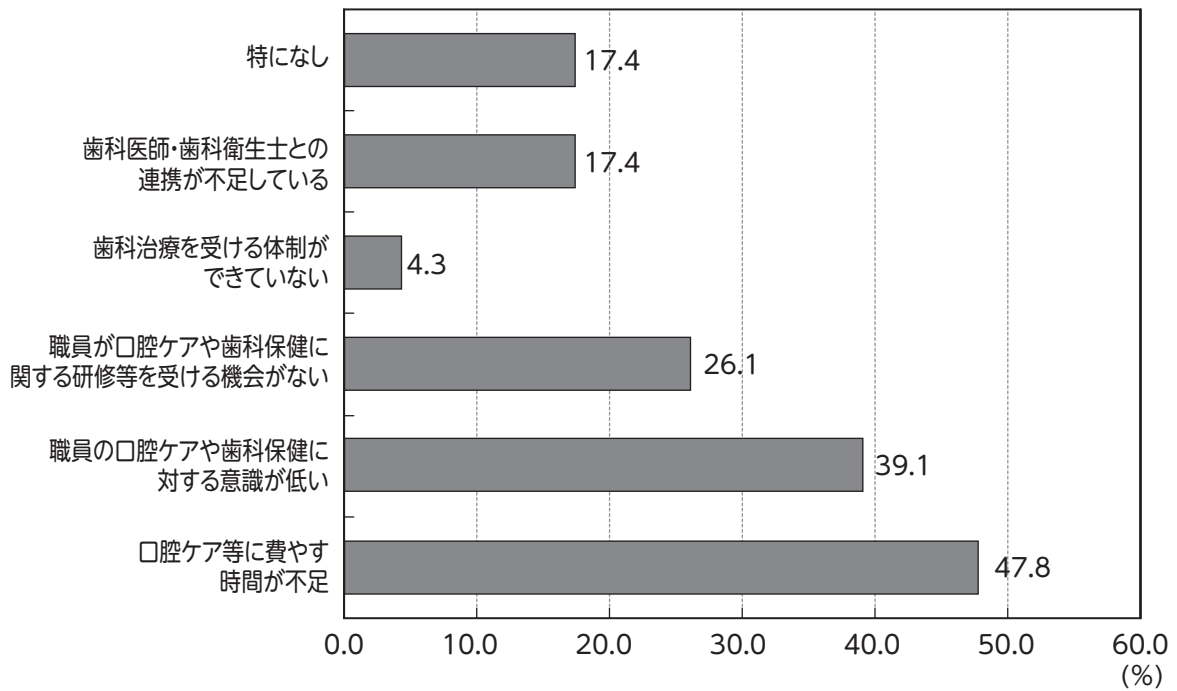
介護老人保健施設・介護老人福祉施設等（以下「介護施設」という。）においては、利用者のむし歯・歯周病予防に対する取り組みとして約8割の介護施設が歯みがきの時間をとったり、口腔ケアの介助を行っており、口腔機能の低下を予防するため週1回以上の訓練を実施しています。一方、利用者の歯や口のニーズを満たす上で職員が問題に感じている点として、口腔ケアや歯科保健に対する職員の意識が低いことや、口腔ケア等に費やす時間が不足していることのほか、職員が口腔ケアや歯科保健に関する研修等を受ける機会がないことが挙げられています。そのため、更に介護施設の取り組みを推進するためには、職員が知識や技術を習得する機会を得られるような取り組みが必要です。

介護施設の歯科医療の状況については60.9%の施設が訪問歯科診療を利用しているほか、39.1%は本人や家族に受診勧奨しています。また、歯科検診の実施状況については、利用者に対して定期的に歯科検診を実施している介護施設は34.8%（入所介護型施設では53.3%）でした。施設を利用している要支援・要介護者の歯と口腔の健康を維持するため、利用者が定期的な歯科検診や必要な歯科治療を受けられるよう取り組んでいくとともに、歯と口腔の健康を管理するためには、定期的な歯科受診が必要であることを要支援・要介護者本人や介助者に対しても普及啓発を行っていくことが大切です。

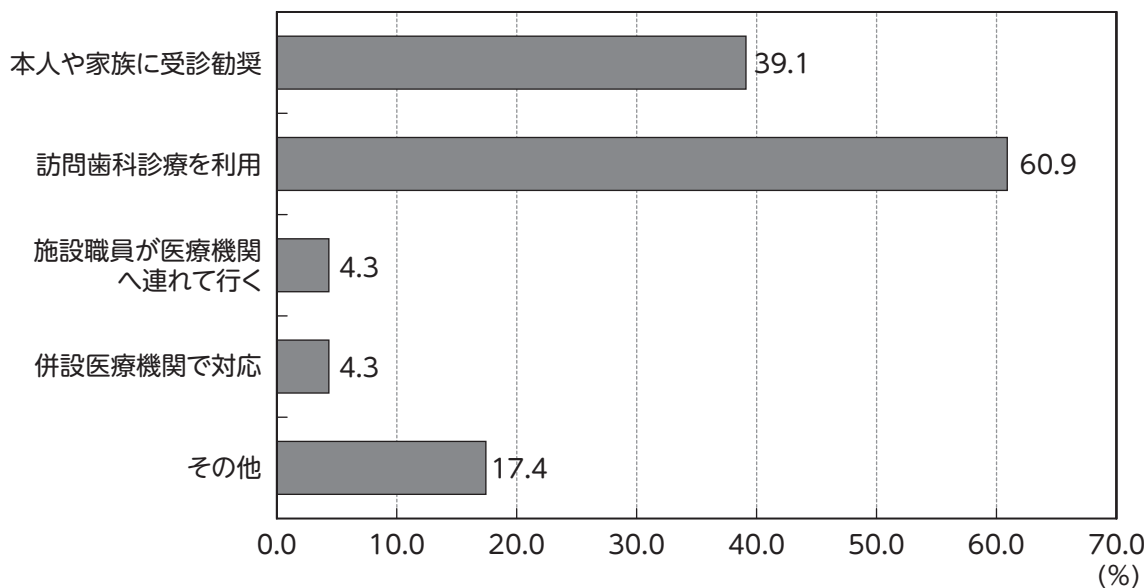
図Ⅲ-2-9 介護施設が利用者に対して取り組んでいること（複数回答※）



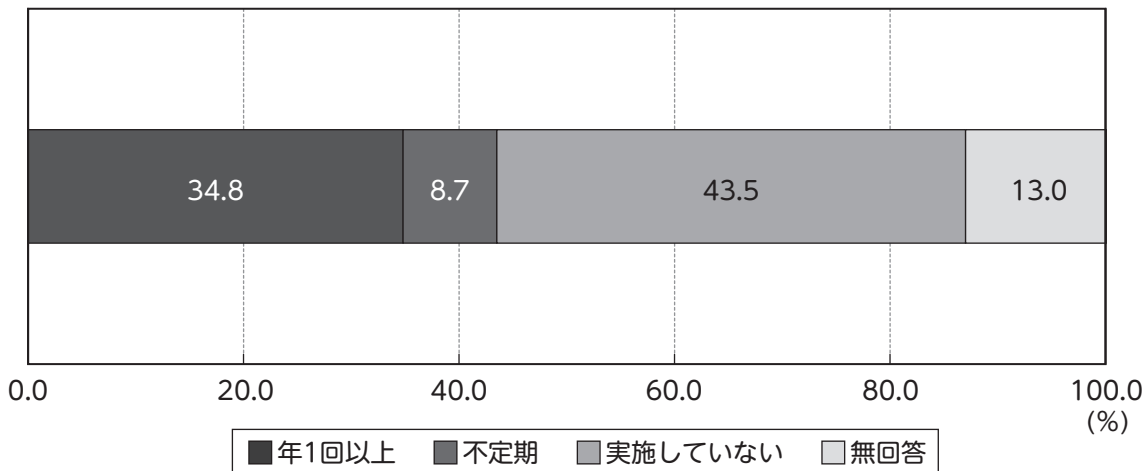
図Ⅲ-2-10 介護施設が利用者の歯や口に関するニーズを満たす上で問題と感ずること（複数回答）



図Ⅲ-2-11 介護施設利用者が口の中に不調を訴えた時の対応（複数回答）



図Ⅲ-2-12 介護施設での歯科検診の実施頻度



(2) 取り組みの方向

要介護者等は口腔内に何らかの症状があることが多く、適切な口腔ケアや定期的な受診の必要があります。そのため、本人や介助者に対して、日常の口腔ケアの方法や定期的な受診の必要性について啓発するとともに、定期的に受診できるよう体制を整えていきます。

また、要介護者等は介護度が上がるにつれ、口腔機能の低下が見られる人の割合が高くなる傾向があります。口腔機能の低下に対しては、介護を必要としていない時期から予防のための取り組みを行うことについても重要であることから、各事業を通じて取り組みを支援していくとともに早期からの予防方法についての普及啓発を行います。

ア 市民自らの取り組み

取り組みの方向 I

要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします

- ・要介護者等が定期的に歯科受診を行い、歯科・口腔疾患の早期発見及び口腔機能の低下予防に取り組みます。

取り組みの方向 II

要介護者等及び介助を必要としない高齢者が日常的に適切な口腔ケアを行える（受けられる）ようにします

- ・要介護者等や介助者は、適切な口腔ケアに取り組みます。
- ・高齢者は、介護の必要性が高くなる傾向があるため、口腔機能の低下予防に取り組みます。

イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ・来所や訪問による保健指導を充実し、定期歯科受診を支援します。 ・介護施設と連携して要介護者等の定期歯科受診の大切さについて普及啓発に取り組みます。 ・介護施設の歯科検診・受診状況を把握し、利用者の定期歯科受診に必要な情報を提供します。 ・介護施設と連携して口腔ケアの大切さを本人や介助者に伝えます。 ・要介護者等や介助者に対し口腔ケアの方法について普及啓発に取り組みます。 ・介護施設職員に対して、利用者の口腔管理に必要な情報を提供します。 ・介護を必要としない高齢者に対して予防のための口腔機能訓練の方法や必要性について普及啓発に取り組みます。
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設や在宅の要介護者等が定期的に歯科受診できるように訪問歯科診療等の体制を整えます。 ・介護施設や在宅の要介護者等や介助者に必要な口腔ケアについて指導します。 ・介護を必要としない高齢者に対して予防のための口腔機能訓練について指導します。

関係団体・機関

- ・要介護者等や介助者に定期歯科受診の大切さについての普及啓発に取り組みます。
- ・要介護者等の口腔ケアの大切さについての普及啓発に取り組みます。
- ・高齢者に口腔機能低下に対する予防の必要性についての普及啓発に取り組みます。
- ・相模原口腔保健センターを活用した要介護高齢者等への歯科診療を実施します。

(3) 主な取り組み事業

- ・訪問口腔ケア（施設・在宅）
- ・訪問歯科診療（施設・在宅）
- ・お口の健康診査
- ・介護施設職員に対する口腔ケアについての普及啓発
- ・シニアのための歯っぴー健口セミナー
- ・訪問型口腔機能向上事業
- ・地域介護予防事業（口腔機能向上）
- ・歯医者さんの電話相談
- ・歯科衛生士による歯科健康相談
- ・要介護高齢者等歯科診療

(4) 成果指標

定期的に歯科検診を受けている要介護者等の割合

平成 28 年度 40.8% ⇒ 平成 33 年度 45.0%



4 基本方針Ⅳ 歯科医療体制の充実（かかりつけ歯科医機能の定着等）

基本 目標

歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します

(1) 現状と課題

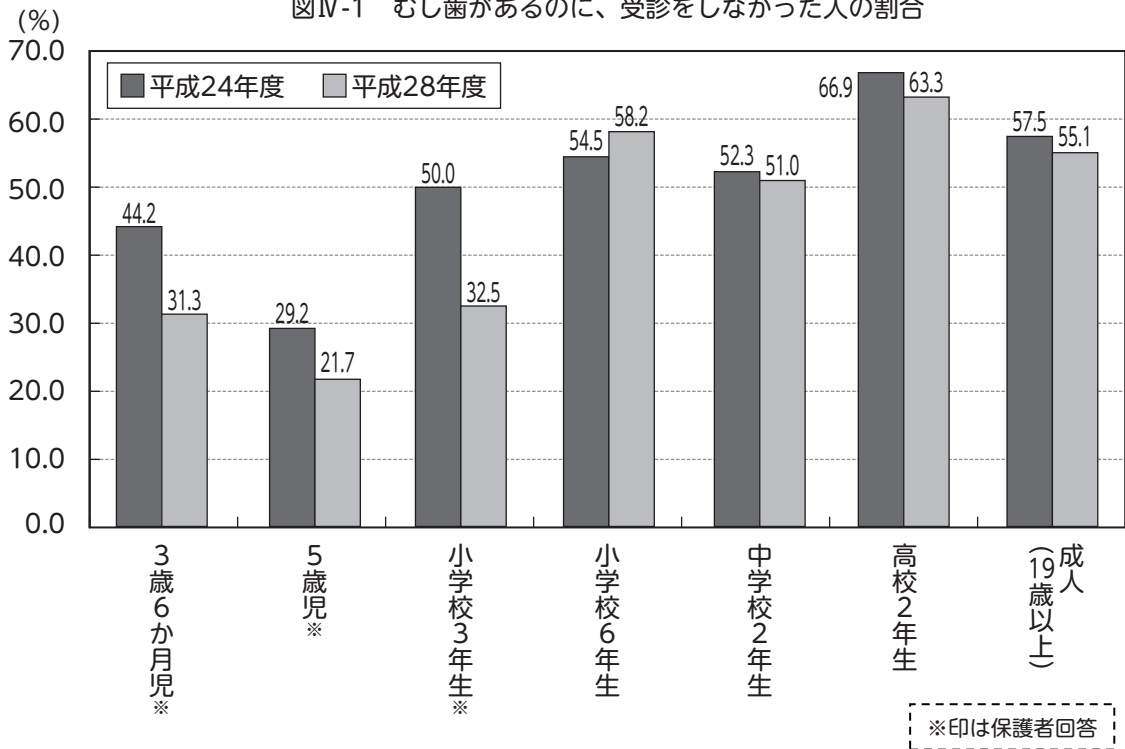
ア 歯科医療機関受診状況

全世代を通して、むし歯があるのに、受診をしなかった人の割合は、平成24年度の調査結果に比べると、小学校6年生を除いて減少傾向にありますが、依然受診をしていない人の割合が高く、小学校6年生以上の世代では5割を超えており、年齢を重ねるごとにその傾向は強くなります。受診しない理由について、全世代を通して、保護者や本人が忙しいため受診できないと回答しており、むし歯の治療を後回しにしている状況が読み取れます。また、年齢が若いほど、受診できない理由として、「歯科医院に行くのが怖い」と回答しており、3歳6か月児の保護者と中学校2年生においては、むし歯があるのが分かっているにもかかわらず、「治療する必要がないと思う」と回答している人が一定数います。

全世代を通して、むし歯以外で口の中に何らかの症状があるのに、受診をしなかった人の割合は、平成24年度の調査結果に比べると、高校生・一般を除いて減少傾向にありますが、依然受診をしていない人の割合は高い傾向があります。受診しない理由について、全世代を通して、保護者や本人が忙しいため受診できないと回答しており、受診を後回しにしている状況が読み取れます。また、3歳6か月児の保護者を除いては、症状があるのが分かっているにもかかわらず「治療する必要がないと思う」と回答している人が一定数います。

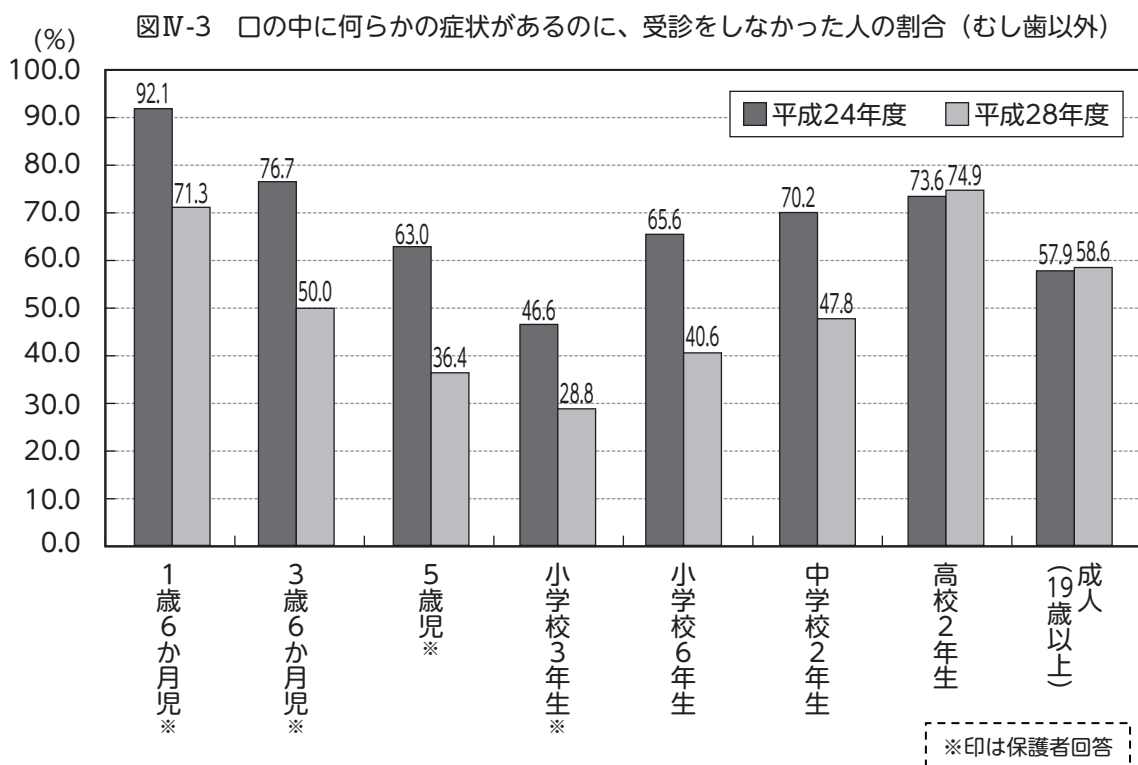
このことから、定期的な歯科医療機関の受診の重要性について正しく普及啓発することが必要です。

図IV-1 むし歯があるのに、受診をしなかった人の割合



図IV-2 むし歯があるのに、受診をしなかった理由 上位3位

年齢層	順位	理由	割合 (%)
3歳6か月児	1位	保護者が仕事等で忙しい	28.6%
	2位	子どもが歯科医院に行くのを怖がる	23.8%
	3位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	4.8%
5歳児	1位	保護者が仕事等で忙しい	50.0%
	2位	子どもが歯科医院に行くのを怖がる	30.0%
	3位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	23.3%
小学校3年生	1位	保護者が仕事等で忙しい	50.0%
	2位	本人が学校・塾・習い事等で忙しい	21.2%
	3位	子どもが歯科医院に行くのを怖がる	16.7%
小学校6年生	1位	おうちの人の都合が合わない	51.6%
	2位	学校・塾・習い事などで忙しい	23.4%
	3位	歯医者に行くのがこわい	9.4%
中学校2年生	1位	おうちの人の都合が合わない	54.7%
	2位	学校・塾・習い事などで忙しい	39.6%
	3位	治療する必要があると思う 歯医者に行くのがこわい	7.5%
高校2年生	1位	学校(部活を含む)・塾・習い事などで忙しい	68.3%
	2位	歯科医院に行くのがこわい	9.1%
	3位	費用が不安	8.5%
一般	1位	学校・仕事等で忙しい	31.9%
	2位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	21.4%
	3位	費用が不安	19.0%



図IV-4 口の中に何らかの症状がある（むし歯以外）のに、受診をしなかった理由 上位3位

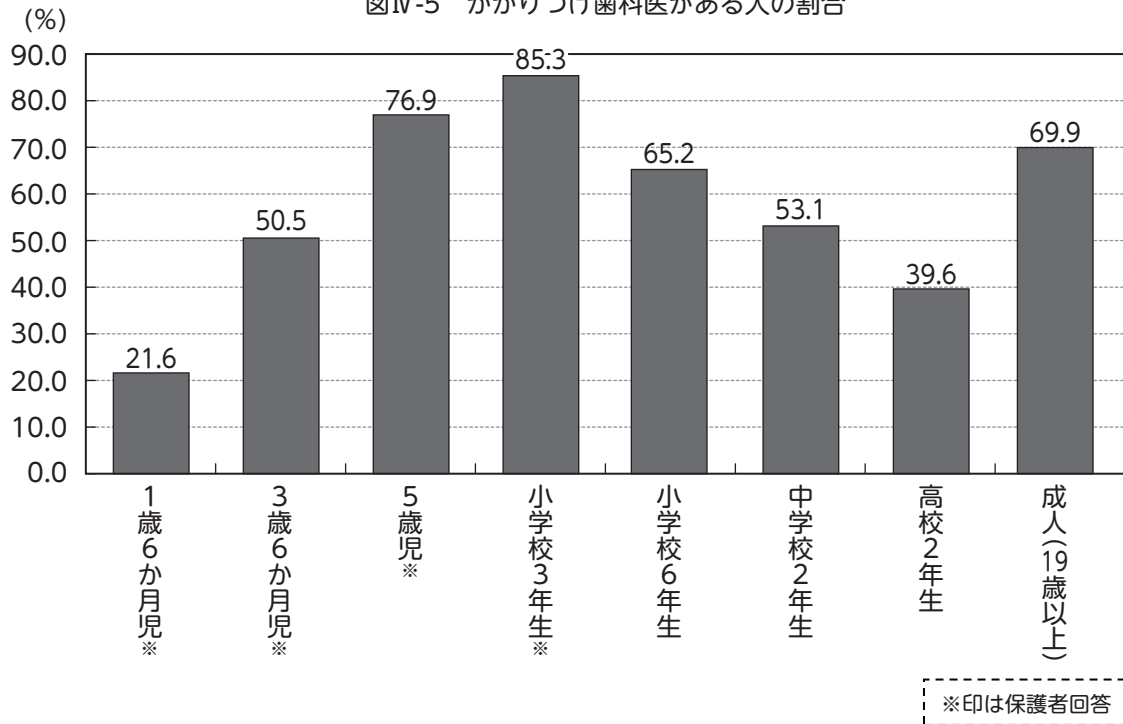
1歳6か月児	1位	治療する必要がないと思う	29.3%
	2位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	27.2%
	3位	保護者が仕事等で忙しい	12.0%
3歳6か月児	1位	子どもが歯科医院に行くのを怖がる	21.1%
	2位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	19.7%
	3位	保護者が仕事等で忙しい	18.4%
5歳児	1位	保護者が仕事等で忙しい	24.4%
	2位	治療する必要がないと思う	18.6%
	3位	どの歯科医院に行けばいいのかわからない	16.3%
小学校3年生	1位	保護者が仕事等で忙しい	25.2%
	2位	費用が不安	22.0%
	3位	本人が学校・塾・習い事等で忙しい	17.1%
小学校6年生	1位	おうちの人の都合が合わない	29.8%
	2位	治療する必要がないと思う	26.9%
	3位	学校・塾・習い事などで忙しい	12.5%
中学校2年生	1位	おうちの人の都合が合わない	33.3%
	2位	治療する必要がないと思う	30.3%
	3位	学校・塾・習い事などで忙しい	28.8%
高校2年生	1位	治療する必要がないと思う	41.8%
	2位	学校（部活を含む）・塾・習い事などで忙しい	37.2%
	3位	費用が不安	6.5%
一般	1位	治療する必要がないと思う	34.9%
	2位	学校・仕事等で忙しい	23.2%
	3位	費用が不安	16.2%

イ かかりつけ歯科医機能

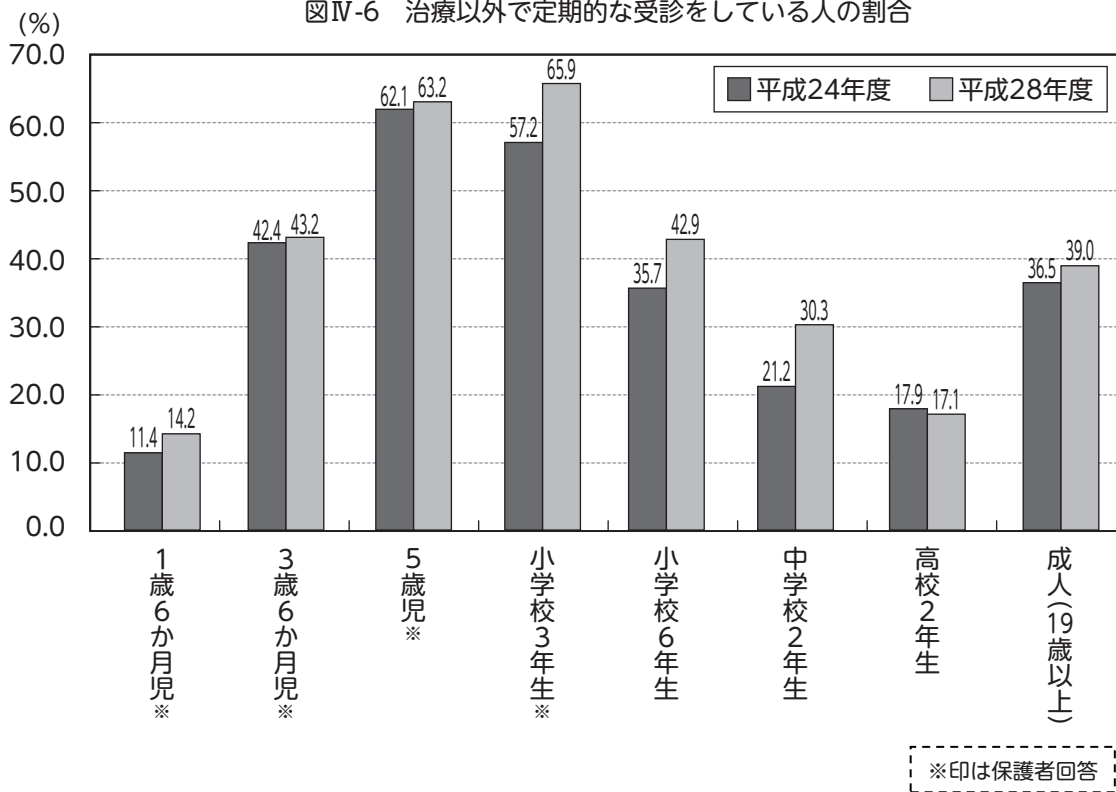
かかりつけ歯科医がある人の割合は、小学校3年生の85.3%を最高に、年齢を重ねるにつれて低くなる傾向にあります。歯科医療機関を受診するきっかけとしては、治療が主なものとなっており、治療以外で定期的な受診をしている人の割合は、平成24年度と比較すると、高校2年生を除いて増加傾向を示しており、5歳児、小学校3年生では6割を超えているものの、他の世代では、約1割から4割までと低い値を示しています。このように、予防を目的とした受診の意識は低く、歯科医療機関は治療をする場所という認識が強く根付いていることが伺えます。

このことから、かかりつけ歯科医機能について正しく普及啓発することが必要です。

図IV-5 かかりつけ歯科医がある人の割合



図IV-6 治療以外で定期的な受診をしている人の割合



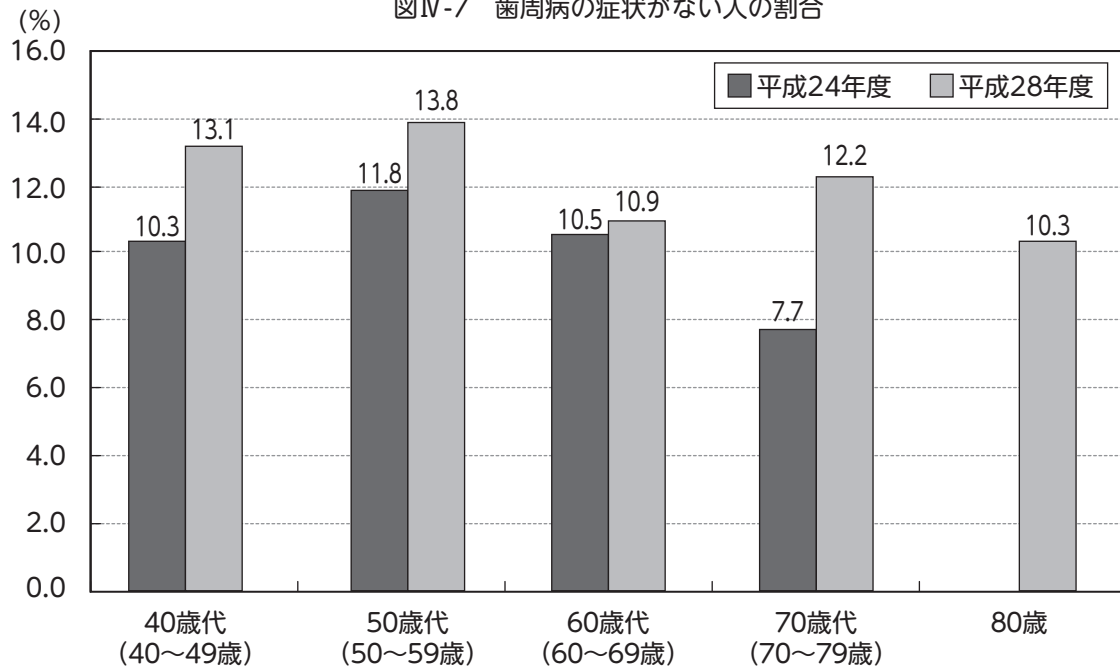
ウ 定期的な歯科受診

40歳以上で歯周病の症状がない人は、平成24年度に比べて、増加傾向にありますが、依然約1割しかおらず、ほとんどの人に治療が必要な状況です。歯周病は、自覚症状が少なく、予防するには定期的なメンテナンス（専門的口腔ケア・歯みがき指導・相談等）が重要であることから、定期的な受診の必要性について普及啓発する必要があります。

また、定期的な受診のきっかけとしては、歯科医療機関の歯科医師による働きかけが主な理由であり、歯科医師の果たす役割は大きいと考えられます。



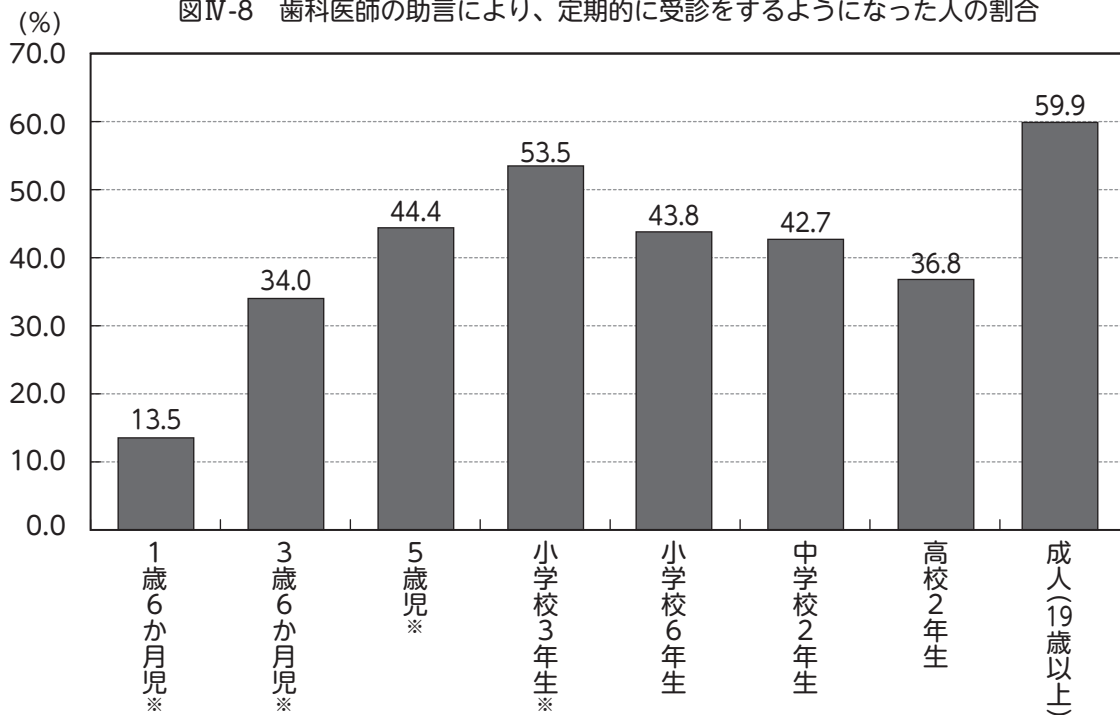
図IV-7 歯周病の症状がない人の割合



※平成24年度のお口の健康診査の対象者は、40歳～74歳のため、80歳のデータの提示なし。

お口の健康診査

図IV-8 歯科医師の助言により、定期的に受診をするようになった人の割合

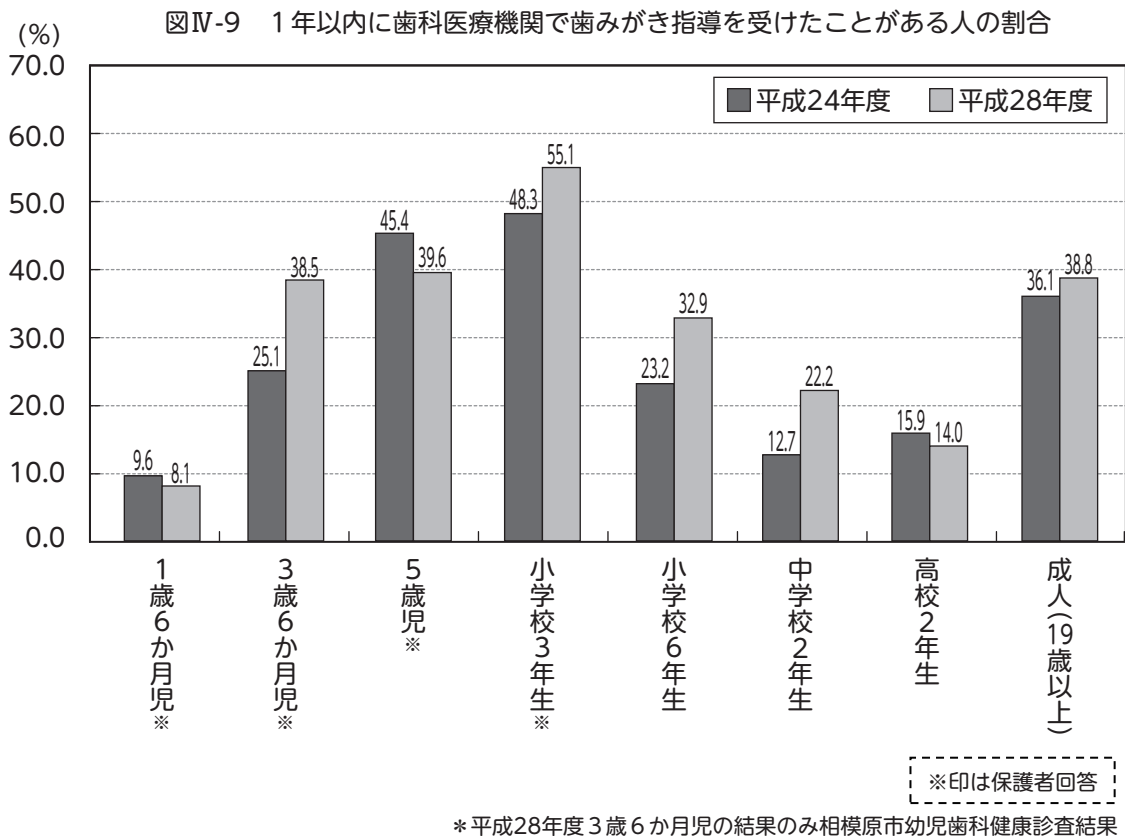


※印は保護者回答

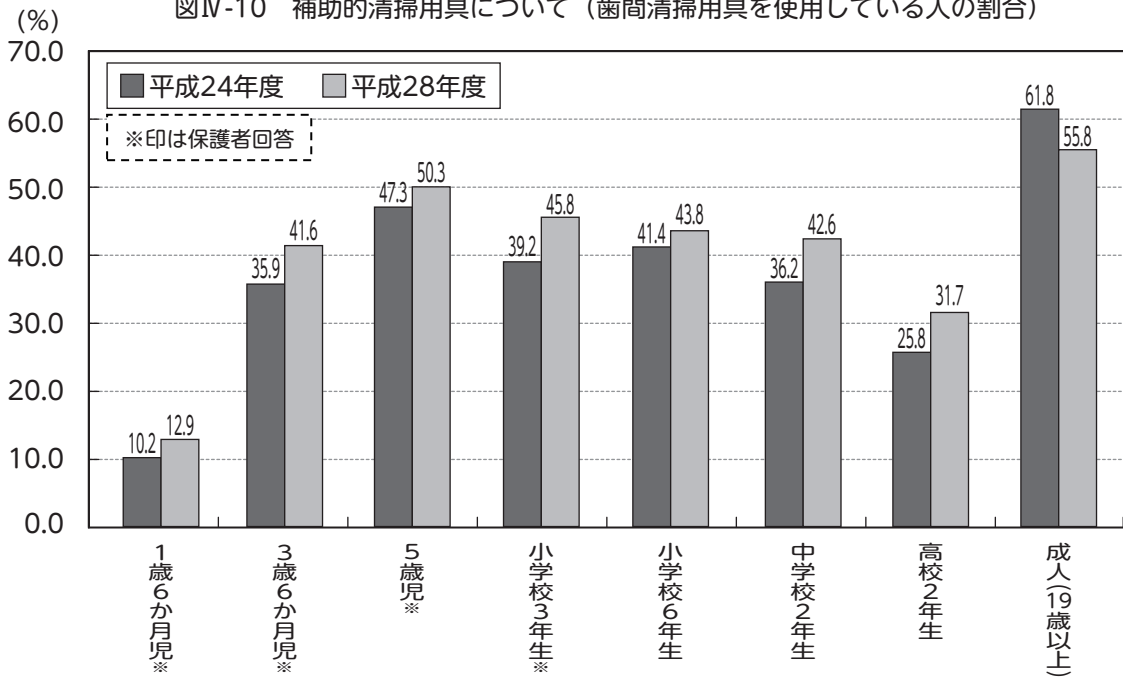
エ 歯みがき指導状況

1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合は、平成24年度と比べると、1歳6か月児・5歳児・高校生を除いて増加傾向にあります。依然、全世代において4割以下となっています。

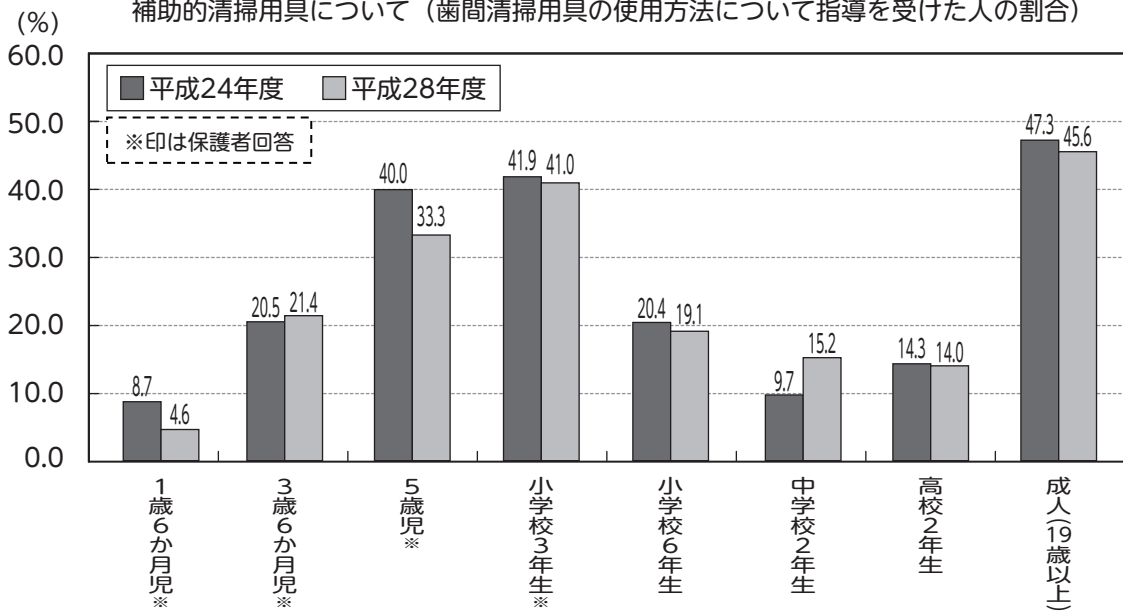
補助的清掃用具を使用している人は、一般を除いて増加傾向にあります。依然、補助的清掃用具の使用方法について指導を受けた人が少ない現状から、歯みがき指導を受けることができる環境を整える必要があります。



図IV-10 補助的清掃用具について（歯間清掃用具を使用している人の割合）



補助的清掃用具について（歯間清掃用具の使用方法について指導を受けた人の割合）

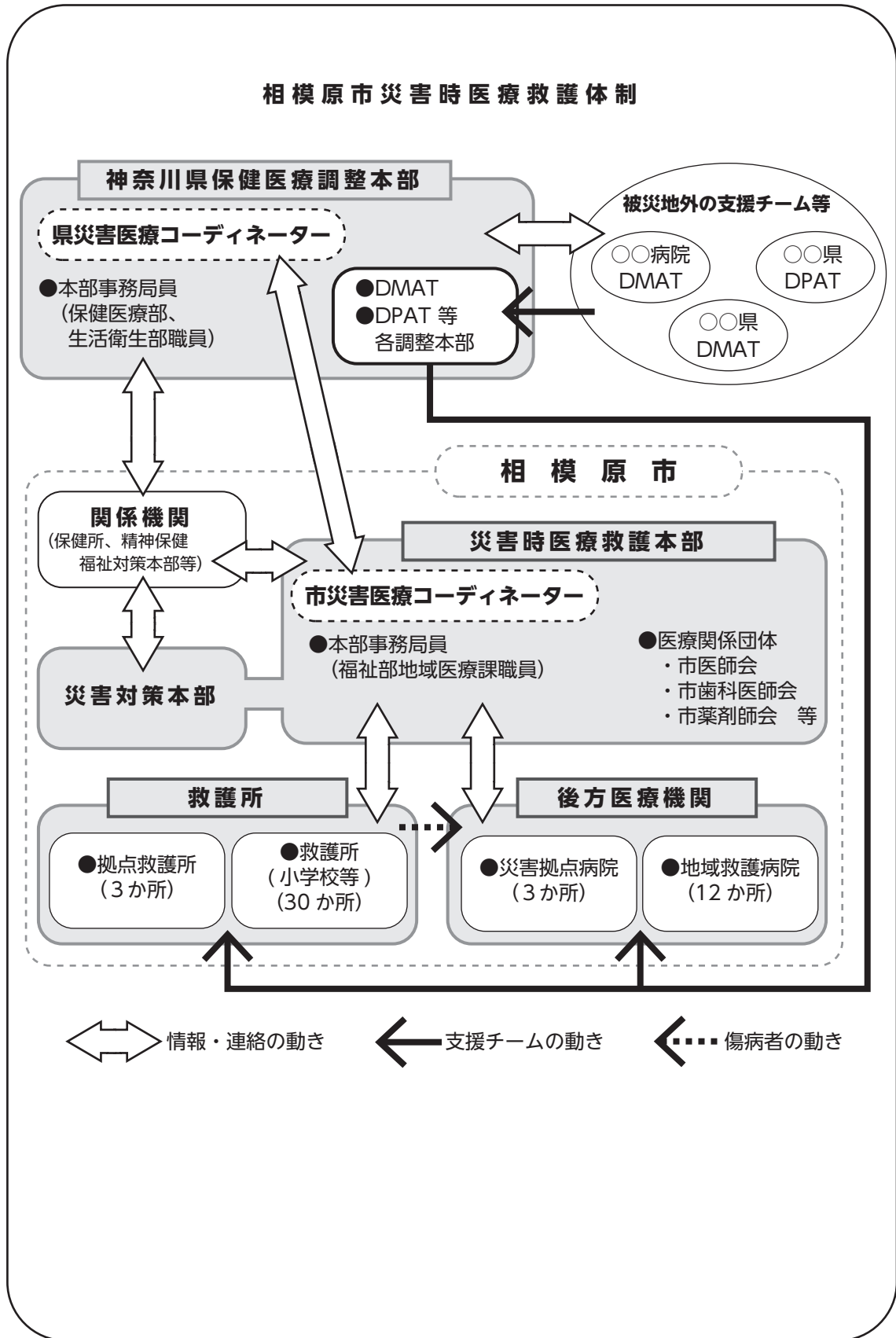


オ 歯科医療体制

少子高齢化や疾病構造の変化等に伴う需要に対応するため、平常時・救急時の医療体制について検討する必要があります。

また、災害時において、特に高齢者は口腔清掃不良による誤嚥性肺炎^{えん}の危険性が高まるといわれており、今後一層、関係機関・医療機関と連携や役割分担を行い、災害時における体制について検討する必要があります。

図IV-11 災害時医療救護体系図



(2) 取り組みの方向

歯と口腔の健康づくりを推進するためには、市民自らによる口腔ケアだけでなく、かかりつけ歯科医によるメンテナンス（専門的口腔ケア、歯みがき指導・相談等）が重要です。日頃から安心して相談できるかかりつけ歯科医を持ち、定期的を受診することの必要性について、重点的に普及啓発に取り組みます。

また、むし歯や歯周病を予防するためには、各歯科医療機関がかかりつけ歯科医として継続的に市民の歯と口腔の健康を管理する役割を果たすとともに、予防のための受診行動を支援することが必要であるため、市・歯科医療機関・関係団体等が連携し、歯科医療体制を整備します。

災害時には、被災者の口腔清掃が不良になる傾向があり、特に高齢者は、誤嚥性肺炎の危険性が高まります。こうしたことから、日頃より災害時における体制について関係機関・医療機関と連携し、役割分担を検討します。

ア 市民自らの取り組み

取り組みの方向 I **かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に歯科医療機関を受診します**

妊娠 期 及 び 胎 児 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期の歯と口腔の健康が、胎児の健康や乳幼児の歯の健康に影響することについて理解を深めます。 ・ 妊娠期は、つわりなどの影響により、歯肉炎になりやすいことについて理解を深めます。 ・ 定期的な受診の重要性について理解を深めます。 ・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。 ・ かかりつけ歯科医を持ちます。 ・ 定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けます。
乳 幼 児 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者は、生えてきたばかりの乳歯はむし歯になりやすいことについて理解を深めます。 ・ 保護者は、子どものむし歯を予防するために定期的な受診が重要であることの理解を深め、子どもに伝えます。 ・ 保護者は、かかりつけ歯科医について理解を深め、子どもに伝えます。 ・ 保護者は、子どもが安心して受診できる、かかりつけ歯科医を選びます。 ・ 保護者は、子どもに定期的にかかりつけ歯科医を受診させ、むし歯を予防するためのメンテナンスを受けさせます。

学 童 期	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、混合歯列期は歯みがきが難しく、むし歯になりやすいことの理解を深め、子どもに伝えます。 ・子どもは、混合歯列期は歯みがきが難しく、むし歯になりやすいことについて理解を深めます。 ・保護者は、子どものむし歯を予防するために定期的な受診が重要であることについて理解を深め、子どもに伝えます。 ・子どもは、むし歯を予防するために定期的な受診が重要であることについて理解を深めます。 ・保護者は、かかりつけ歯科医について理解を深め、子どもに伝えます。 ・子どもは、かかりつけ歯科医について理解を深めます。 ・保護者は、子どもが安心して受診できるかかりつけ歯科医を選びます。 ・保護者は、子どもに定期的にかかりつけ歯科医を受診させ、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けさせます。 ・子どもは、定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けます。
中・ 高 生 期	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高生期は、食習慣や生活習慣が乱れやすく、むし歯や歯肉炎になりやすいことの理解を深めます。 ・むし歯や歯肉炎を予防するために定期的な受診が重要であることの理解を深めます。 ・かかりつけ歯科医について理解を深めます。 ・定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯肉炎を予防するためのメンテナンスを受けます。 ・保護者は、かかりつけ歯科医について正しく理解を深め、子どものむし歯や歯肉炎を予防するために、定期的を受診させます。
成 人 期	<ul style="list-style-type: none"> ・成人期は、歯周病のリスクが高まることの理解を深めます。 ・入れ歯は、定期的に調整が必要であることの理解を深めます。 ・歯周病を予防するために定期的な受診が重要であることの理解を深めます。 ・かかりつけ歯科医について理解を深めます。 ・定期的にかかりつけ歯科医を受診し、むし歯や歯周病を予防するためのメンテナンスを受けます。

高齢期

- ・ 高齢期は、唾液の量が減少しやすく、根面う蝕^{しよく}になりやすいことの理解を深めます。
- ・ 入れ歯は、定期的に調整が必要であることの理解を深めます。
- ・ 根面う蝕^{しよく}や歯周病を予防するために定期的な受診が重要であることの理解を深めます。
- ・ 高齢期は、口腔機能が低下する傾向があるため、予防についての理解を深めます。
- ・ かかりつけ歯科医について理解を深めます。
- ・ 定期的にかかりつけ歯科医を受診し、根面う蝕^{しよく}や歯周病を予防するためのメンテナンスを受けます。

取り組みの方向
II

充実した歯科医療体制（平常時・救急及び災害時）
を確保します

- ・ 日頃から、かかりつけ歯科医とよく話し合います。
- ・ 夜間・休日や緊急時に受診できる歯科医療機関を把握しておきます。
- ・ 日頃から、歯と口腔の健康管理を適切に行い、災害時の歯科疾患の発症を予防します。
- ・ 災害時において、口腔内を清潔に保つことが全身の健康管理につながることを理解を深め、口腔ケアを実践します。
- ・ 避難所等において、口腔内に自覚症状があるときは、早めに専門職等に相談します。

イ 市民を支える取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医機能について普及啓発に取り組みます。 ・自覚症状がなくても、むし歯や歯周病を予防するために、定期的に歯科医療機関を受診し、メンテナンスを受ける必要があることについて普及啓発に取り組みます。 ・保育所・幼稚園・学校等は、むし歯や歯肉炎などで治療が必要な子どもに対して、早期に受診するよう伝えます。また、受診状況を把握します。 ・高齢者に対して口腔機能の低下に対する予防が必要であることの普及啓発に取り組みます。 ・相模原口腔保健センターを活用してゴールデンウィークや年末年始に実施される急患歯科診療を支援します。 ・救急医療制度の正しい利用方法の普及啓発に取り組みます。 ・情報連絡体制を強化します。 ・災害時に避難所等における歯と口腔の健康管理体制を整備します。 ・避難所等や自宅に戻った市民に対しての口腔の健康管理体制を充実します。 ・災害時には、通常の保健事業の実施体制への速やかな移行を図ります。
歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・診査・診断の結果から、個人の口腔内状況に合わせたメンテナンスプログラムを作成、提示し、定期的な受診を促します。 ・メンテナンスプログラムに基づくメンテナンスを実施し、継続的に歯と口腔の健康管理をします。 ・他の医療機関と連携し、かかりつけ歯科医として継続的に歯科医療や歯科保健指導を実施します。 ・日頃から、患者と災害時の対応について話し合い、災害時に備えます。 ・医療機関が相互に情報を共有し、連携して、専門性の高い安全な医療を提供します。 ・災害時の歯科医療体制を充実し、安定的に歯科医療を提供します。
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・正しいかかりつけ歯科医機能について普及啓発に取り組みます。 ・歯と口腔の健康を維持するためには、自覚症状がなくても定期的に歯科医療機関を受診する必要があることについて普及啓発に取り組みます。 ・事業主等は、被雇用者等が安心して定期的にかかりつけ歯科医を受診できるようにします。 ・相模原口腔保健センターでゴールデンウィークや年末年始における急患歯科診療を実施します。 ・休日対応も含む地域の医療機関について情報提供します。 ・医療機関相互の連携をサポートします。 ・日頃からの歯と口腔の健康管理の大切さについて普及啓発に取り組みます。 ・救急時において、医療機関と迅速に連携します。 ・災害時における歯と口腔の健康管理の大切さについて普及啓発に取り組みます。 ・災害時において、必要に応じて歯科医師の派遣、医療救護活動（歯科医療）を行います。

(3) 主な取り組み事業

- ・妊婦歯科教室（マタニティオーラルセミナー）
- ・母親・父親教室（ハロー・マザークラス）
- ・むし歯予防教室（親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！）
- ・幼児歯科健康診査
- ・保育所・学校等歯科指導（学校歯科巡回指導等）
- ・大学等歯科指導（歯っぴいスマイルプロジェクト）【新】
- ・お口の健康診査
- ・国民健康保険被保険者歯科健康診査
- ・シニアのための歯っぴー健口セミナー
- ・訪問型口腔機能向上事業
- ・歯医者さんの電話相談
- ・歯科衛生士による歯科健康相談
- ・年末年始等急患歯科診療
- ・救護所の傷病者への歯科医療提供体制の整備
- ・職域連携事業における普及啓発
- ・歯と口の健康週間、いい歯の日での普及啓発
- ・ホームページ等による普及啓発

(4) 成果指標

歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合

3歳6か月児	平成28年度	43.2%	⇒	平成33年度	50.0%
中学生	平成28年度	30.3%	⇒	平成33年度	40.0%
成人(19歳~60歳)	平成28年度	33.1%	⇒	平成33年度	38.0%

1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合

3歳6か月児	平成28年度	38.5%	⇒	平成33年度	50.0%
小学校6年生	平成28年度	32.9%	⇒	平成33年度	42.0%
成人(19歳~60歳)	平成28年度	36.6%	⇒	平成33年度	41.0%

5 基本方針別 成果指標一覧

基本方針	指標	出典	前回指標 有無 [○:有 新:新設]	ベースライン値 (%) (平成28年度)	目標値 (%) (平成33年度)	参考比較 (目標値:平成34年度)	
						国 (%)	神奈川県 (%)
I むし歯 (二)蝕 (予)防	むし歯がある子どもの割合	[3歳6か月児] ① [12歳児] ②	○	[3歳6か月児] 16.3 [12歳児] 36.4	[3歳6か月児] 13.0 [12歳児] 33.0	[3歳児] 10.0 [12歳児] 35.0	[3歳児] 5.0 [12歳児] 25.0
	多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合	①	○	3.7	3.0	—	20.0 ※1
	治療していないむし歯がある人の割合	③	○	[40歳] 33.8 [60歳] 32.2	[40歳] 29.0 [60歳] 27.0	[40歳] 10.0 [60歳] 10.0	[40歳] 10.0 [60歳] 10.0
	3歳6か月児で歯科医療機関にてフッ素を利用している子どもの割合		○	41.9	47.0	—	—
	小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合		○	21.4	18.0	—	—
II 歯周病 予)防	中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合	②	○	23.0	20.0	20.0 ※2	—
	進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合	③	○	[40歳代] 43.6 [60歳代] 48.5	[40歳代] 38.0 [60歳代] 44.0	[40歳代] 25.0 [60歳代] 45.0	[40歳代] 15.0 [60歳代] 65.0
	60歳で24本以上自分の歯がある人(6024達成者)の割合		○	59.0	65.0	70.0	85.0
	80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合		○	44.6	52.0	50.0	65.0
	補助的清掃用具を使用している成人(19歳以上)の割合		○	55.8	65.0	—	—
	歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合		○	[高校生] 87.3 [成人] (19歳以上) 89.6	[高校生] 90.0以上 [成人] (19歳以上) 90.0以上	—	—
III 要)介 護)者 等)の 歯)科 保)健	定期的に歯科医療機関を受診している障害児・者(未就学~高校生)の割合		○	55.5	65.0	—	—
	定期的に歯科検診を受けている障害者(成人[19歳以上])の割合		新	62.9	69.0	—	—
	定期的に歯科検診を受けている要介護者等の割合		新	40.8	45.0	—	—
IV 歯)科 医)療 体)制 の)充)実	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合		○	[3歳6か月児] 43.2 [中学生] 30.3 [成人] (19歳~60歳) 33.1	[3歳6か月児] 50.0 [中学生] 40.0 [成人] (19歳~60歳) 38.0	—	—
	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合	※3歳6か月児のみ①	○	[3歳6か月児] 38.5 [小学校6年生] 32.9 [成人] (19歳~60歳) 36.6	[3歳6か月児] 50.0 [小学校6年生] 42.0 [成人] (19歳~60歳) 41.0	—	—

◎出典詳細 記載なし:平成28年度相模原市市民歯科保健実態調査結果

①:平成28年度幼児歯科健康診査結果

②:平成28年度学校保健統計

③:平成28年度お口の健康診査結果

◎参考比較欄 国:「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標値(策定時)
県:「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の目標値(策定時)

※1 3歳児でむし歯のある者のうち重症(う蝕罹患型B+C)の者の割合

※2 中学生・高校生(10~19歳)における歯肉に炎症所見を有する者の割合

6 相模原市歯科保健医療関連事業と目標との関連一覧

基本方針	基本目標	実施形態						Ⅰ むし歯（う蝕）予防		
		市直営		委託	補助金	その他	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします			
取り組みの方向	取り組みの方向	健康増進課	こども家庭課				他課主管	委託	補助金	その他
				むし歯になりにくい食習慣を身に付けます	むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します	フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します				
妊婦歯科健康診査	市内在住の妊婦を対象とした歯科健診（予約制）		●					○	○	○
4か月児健康診査	4か月になる乳児を対象とした健診（配布資料の中で歯科保健情報提供）			●				○	○	
8か月児健康診査	8か月になる乳児を対象とした健診（配布資料の中で歯科保健情報提供）				●			○	○	
1歳児健康診査	1歳になる幼児を対象とした健診（配布資料の中で歯科保健情報提供）				●			○	○	
1歳6か月児歯科健康診査	1歳6か月になる幼児を対象とした歯科健診		●		●			○	○	○
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月になる幼児を対象とした歯科健診		●		●			○	○	○
3歳6か月児健康診査	3歳6か月になる幼児を対象とした歯科健診			●	●			○	○	○
う蝕ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査（かむがる～歯科健診）	各種保健事業等を受け継続的な歯科保健指導が必要と認められた乳幼児とその家族及び心身に障害を有する等で歯科健診等を受診することが困難な乳幼児とその家族を対象とした歯科健診（予約制）		●					○	○	○
陽光園歯科健診	園通所児を対象とした歯科検診				●				○	
保育所・公立幼稚園等歯科検診	在園児を対象とした歯科検診			●			●		○	
私立幼稚園歯科検診	在園児を対象とした歯科検診			●		●			○	
就学時健康診断	翌年度小学校入学予定児を対象とした健康診断			●			●		○	
学校歯科検診	在学児童生徒を対象とした歯科検診			●			●		○	
国民健康保険被保険者歯科健康診査	国民健康保険に加入している30歳代を対象とした歯科健診				●			○	○	
お口の健康診査	40歳から80歳の市民を対象とした歯科健診				●			○	○	
口腔がん検診	40歳以上の市民を対象としたがん検診（予約制）				●					
障害児者地域作業所歯科健診	4保健福祉課域の障害福祉サービス事業所等に通う障害児者を対象とした歯科健診			●			●	○	○	

Ⅱ 歯周病予防			Ⅲ 障害児・者及び要介護者等の歯科保健				Ⅳ 歯科医療体制の充実 (かかりつけ歯科医機能の定着等)	
			障害児・者の 歯科保健医療の推進		要介護者等の 歯科保健医療の推進			
歯周病を予防するために正しい知識を持ち、 全身の健康を維持します			障害児・者の歯と口腔の 健康づくりを促進します		要介護者等の歯の喪失や口腔 機能低下を予防し、食べる機能 や話す機能を長く維持する ことができますようにします		歯と口腔の健康づくりを 支援する環境を整備します	
取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅲ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ
歯や口腔に関心 を持ち、歯周病 についての理解 を深めます	歯周病を予防する ための歯みがき 方法(特に、補助的 清掃用具の使用) を実践します	全身の健康維持と 歯周病予防のため の生活習慣を身に 付けます	障害児・者が口腔 疾患の早期発見・ 予防のため定期的 に歯科医療を受けら れるようにします	障害児・者が日常的に適切 な口腔ケアを行える(受け られる)ようにします。また、 口腔機能に合わせた支援を 受けられるようにします	要介護者等が口腔 疾患の早期発見・ 予防のため定期的 に歯科医療を受けら れるようにします	要介護者等及び介 護を必要としない高 齢者が日常的に適切 な口腔ケアを行える (受けられる)よう にします	かかりつけ歯科医 について理解を 深め、定期的に 歯科医療機関を 受診します	充実した歯科医療 体制(平常時・救急 及び災害時)を 確保します
○	○	○					○	○
							○	○
							○	○
							○	○
				○			○	○
○			○				○	
○	○						○	
○	○	○					○	○
○	○	○					○	○
							○	
○	○	○	○					

基本方針		実施形態						I むし歯（う蝕）予防			
		市直営			委託	補助金	その他	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします			
基本目標		健康増進課	こども家庭課	他課主管							取り組みの方向Ⅰ
取り組みの方向					むし歯になりにくい食習慣を身に付けます	むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します	フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します				
主な歯科関連事業											
健康 教育 事業	母親・父親教室（ハロー・マザークラス）	概ね妊娠16週以降の初妊婦とその家族を対象とした母親・父親教室（2日コースの中で歯科講義等実施）			●				○	○	○
	マタニティオーラルセミナー	市内在住の妊婦を対象とした妊婦歯科教室（講義、歯科健診等実施）		●					○	○	○
	親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！	10か月から1歳2か月の乳幼児とその家族を対象としたむし歯予防教室（予約制）		●					○	○	○
	保育所歯科保健指導	市内公立保育所で希望のあった園の在園児を対象とした歯科保健指導			●				○	○	
	学校歯科巡回指導	市内全小学校2年生、5年生を対象とした歯科保健指導			●				○	○	○
	歯っぴいスマイルプロジェクト	市内大学在学学生を対象とした、歯科体験、講義等を通じて行動変容を促す歯科教室						●	○	○	○
	生涯学習まちかど講座	『歯や口からつながる！健康なカラダづくり』をテーマに講義や実技等を行う歯科保健講座	●		●				○	○	
	シニアのための歯っぴい健口セミナー	短期集中予防サービス対象者への歯科衛生士による口腔機能向上教室					●				
	地域介護予防事業	高齢者支援センター（地域包括支援センター）による高齢者を対象とした地域における介護予防全般についての複合的教室（単独またはコースで口腔機能向上の講義等実施）					●				
	お口の健康教室	主に自立高齢者を対象とした口腔機能向上教室						●			
健康 相談 事業	歯科健康相談	全市民を対象とした歯科衛生士による歯の健康相談（予約制）	●						○	○	○
	歯医者さんの電話相談	全市民を対象とした歯科医師による電話歯科相談	●						○	○	○
	ふれあい親子サロン	育児中の保護者が、育児不安少なく子育てできるよう地域の親同士が交流する場での個別歯科相談（4保健福祉課地域のみ）		●					○	○	○
	一般健康相談	19歳～39歳の市民を対象とした健診（健診結果返却時に必要と認められた者に対し個別歯科相談実施）	●						○	○	○
訪問 事業	在宅療養者等訪問口腔衛生指導	慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする者等を対象とした歯科医師、歯科衛生士による訪問口腔衛生指導		●					○	○	○
	訪問型口腔機能向上事業	短期集中予防サービス対象者への歯科衛生士による訪問口腔機能向上指導					●				

Ⅱ 歯周病予防			Ⅲ 障害児・者及び要介護者等の歯科保健				Ⅳ 歯科医療体制の充実 (かかりつけ歯科医機能の定着等)	
			障害児・者の 歯科保健医療の推進		要介護者等の 歯科保健医療の推進			
歯周病を予防するために正しい知識を持ち、 全身の健康を維持します			障害児・者の歯と口腔の 健康づくりを促進します		要介護者等の歯の喪失や口腔 機能低下を予防し、食べる機能 や話す機能を長く維持する ことができますようにします		歯と口腔の健康づくりを 支援する環境を整備します	
取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅲ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ
歯や口腔に関心 を持ち、歯周病 についての理解 を深めます	歯周病を予防する ための歯みがき 方法(特に、補助的 清掃用具の使用) を実践します	全身の健康維持と 歯周病予防のため の生活習慣を身に 付けます	障害児・者が口腔 疾患の早期発見・ 予防のため定期的 に歯科医療を受けら れるようにします	障害児・者が日常的に適切 な口腔ケアを行える(受け られる)ようにします。また、 口腔機能に合わせた支援を 受けられるようにします	要介護者等が口腔 疾患の早期発見・ 予防のため定期的 に歯科医療を受けら れるようにします	要介護者等及び介助 を必要としない高齢 者が日常的に適切な 口腔ケアを行える (受けられる)よう にします	かかりつけ歯科医 について理解を 深め、定期的に 歯科医療機関を 受診します	充実した歯科医療 体制(平常時・救急 及び災害時)を 確保します
○	○	○					○	○
○	○	○					○	○
							○	○
○	○	○					○	○
○	○	○					○	○
○	○	○					○	○
○	○					○	○	
○	○						○	
○	○	○					○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○					○	○	

基本方針		実施形態						I むし歯（う蝕）予防		
		市直営			委託	補助金	その他	むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします		
基本目標		健康増進課	こども家庭課	他課主管						
取り組みの方向					むし歯になりにくい食習慣を身に付けます	むし歯を予防するための歯みがき習慣を身に付け、実践します	フッ化物のむし歯を予防する効果を知り、積極的に利用します			
主な歯科関連事業										
普及啓発事業	食育推進事業	「食」を通して「生きる力・豊かな人間性を育む」という「食育」視点からの歯科保健教育・普及啓発等	●					○		
	学校歯科保健実践活動推進事業	学校歯科保健活動の充実を図るため、実践研究校を指定し推進（1校3箇年活動）				●		○	○	○
	お口の元気チェックコーナー	主に、骨粗しょう症予防教室参加者を対象とした歯科保健普及啓発	●					○		
	歯科保健普及啓発事業（出張健康相談、他）	出張健康相談事業や依頼教育等、保健事業参加者を対象とした歯科保健教育・普及啓発等	●					○	○	○
	職域歯科保健普及啓発	成人の中でも労働者等職域保健対象者を対象とした歯科保健教育・普及啓発等	●					○	○	
	高齢者のよい歯のコンクール	70歳以上で自分の歯が20本以上ある市民を対象としたコンクール表彰					●			
	「歯と口の健康週間」普及啓発	毎年6/4～10の「歯と口の健康週間」に合わせた、広報特集掲載、パネル展示等様々な歯科保健普及啓発（毎年、内容・対象異なる）	●					○	○	○
	「いい歯の日」普及啓発	11/8の「いい歯の日」に合わせた、パネル展示等様々な歯科保健普及啓発（毎年、内容・対象異なる）	●					○	○	○
診療	要介護高齢者等歯科診療	日曜日、9：00～正午 ※急患対応有					●			
	障害者歯科診療	毎週火・木曜日 （祝日・お盆・年末年始除く） 13：00～17：00					●			
	年末年始等急患歯科診療	ゴールデンウィーク・年末年始 9：00～正午、13：30～17：00					●			
人材育成	地域歯科保健歯科衛生士支援事業	市民の歯・口腔の健康維持増進のため地域歯科保健に従事する歯科衛生士を育成支援					●	○	○	○
	保育所・幼稚園等園医	各園において、健康相談、健康診断に従事する等歯科保健衛生に参与するため保育所・幼稚園等に配置						●	○	
その他	学校医	各学校において、健康相談、健康診断に従事する他、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与するため市立小中学校に配置						●	○	○
	子育て支援センター摂食相談	療育相談班において口腔機能に合わせた食事の指導・助言や、食べることや遊びを通じた口腔機能の発達を促す関わりの助言		●						

Ⅱ 歯周病予防			Ⅲ 障害児・者及び要介護者等の歯科保健				Ⅳ 歯科医療体制の充実 (かかりつけ歯科医機能の定着等)	
			障害児・者の 歯科保健医療の推進		要介護者等の 歯科保健医療の推進			
歯周病を予防するために正しい知識を持ち、 全身の健康を維持します			障害児・者の歯と口腔の 健康づくりを促進します		要介護者等の歯の喪失や口腔 機能低下を予防し、食べる機能 や話す機能などを長く維持する ことができますようにします		歯と口腔の健康づくりを 支援する環境を整備します	
取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅲ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ	取り組みの方向Ⅰ	取り組みの方向Ⅱ
歯や口腔に関心を持ち、歯周病についての理解を深めます	歯周病を予防するための歯みがき方法(特に、補助的清掃用具の使用)を実践します	全身の健康維持と歯周病予防のための生活習慣を身に付けます	障害児・者が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします	障害児・者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします。また、口腔機能に合わせた支援を受けられるようにします	要介護者等が口腔疾患の早期発見・予防のため定期的に歯科医療を受けられるようにします	要介護者等及び介助を必要としない高齢者が日常的に適切な口腔ケアを行える(受けられる)ようにします	かかりつけ歯科医について理解を深め、定期的に歯科医療機関を受診します	充実した歯科医療体制(平常時・救急及び災害時)を確保します
		○						
○	○	○					○	
○	○	○					○	○
○	○	○					○	○
○	○	○					○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
					○	○	○	○
			○	○			○	○
							○	○
○	○	○	○			○	○	○
○	○	○					○	
				○				

第4章

第1次計画の評価

平成26年3月に策定した相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画（平成26年度～29年度。以下「第1次計画」という。）の評価を行い、本計画へ反映しました。

1 目標達成状況等の評価一覧

第1次計画の評価は、目標の策定時（平成24年度相模原市市民歯科保健実態調査）と平成28年相模原市市民歯科保健実態調査で得られた値を比較して、評価結果を◎～×（下図）で示しています。

評価に関しては、前回と同じ手順で各指標の数値を算出し統計学的手法（健康日本21の評価と同様）を用いて、目標達成の可否について評価を行いました。

- ◎：目標値に達した
- ：目標値に達していないが、改善傾向にある
- △：変わらない
- ×：悪化している
- ：今回の評価基準になじまないもの

(1) 全体の目標達成状況等の評価

評価区分（策定時の値と直近値を比較）	該当項目数
◎：目標値に達した	9項目
○：目標値に達していないが、改善傾向にある	2項目
△：変わらない	12項目
×：悪化している	2項目
—：今回の評価基準になじまないもの	1項目
合計	26項目

(2) 基本方針別目標達成状況等の評価

基本方針Ⅰ：むし歯（う蝕）予防

基本目標 むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします

Ⅰ-1	むし歯がある子どもの割合（3歳6か月児）	○
	むし歯がある子どもの割合（12歳児）	△
Ⅰ-2	多数のむし歯（未処置歯4本以上）がある3歳6か月児の割合	○
Ⅰ-3	治療していないむし歯がある人の割合（40歳）	◎
	治療していないむし歯がある人の割合（60歳）	△
Ⅰ-4	3歳6か月児で歯科医院にてフッ素を利用している子どもの割合	△
Ⅰ-5	小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合	△

基本方針Ⅱ：歯周病予防

基本目標 歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します

Ⅱ-1	中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合	△
Ⅱ-2	進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合（40歳代）	△
	進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合（60歳代）	◎
Ⅱ-3	60歳で24本以上自分の歯がある人（6024達成者）の割合	△
Ⅱ-4	80歳で20本以上自分の歯がある人（8020達成者）の割合	◎
Ⅱ-5	補助的清掃用具を使用している成人の割合	×
Ⅱ-6	歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合（高校生）	◎
	歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合（成人）	◎
Ⅱ-7	60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合	△

基本方針Ⅲ：障害児・者及び要介護者等の歯科保健

3-1 障害児・者に対する歯科保健医療の推進

基本目標 障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します

3-2 要介護者等の歯科保健医療の推進

基本目標 要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができるようにします

Ⅲ-1-1	定期的に歯科医院を受診している障害児・者の割合	△
Ⅲ-1-2	大人が仕上げみがきをしている障害児の割合	×
Ⅲ-1-3	補助的清掃用具を使用している障害児・者の割合	△
Ⅲ-2-1	定期歯科検診を実施している介護施設の割合	—

基本方針Ⅳ：歯科医療体制の充実（かかりつけ歯科医機能の定着等）

基本目標 歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します

Ⅳ-1	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合（3歳6か月児）	△
	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合（中学生）	◎
	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合（成人（～60歳））	◎
Ⅳ-2	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合（3歳6か月児）	◎
	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合（小学校6年生）	◎
	1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合（成人（～60歳））	△

2 評価詳細（参考データ）

評価方法の詳細について

- ◎評価に関しては、前回と同じ手順で各指標の数値を算出し、標本誤差を考慮したうえで統計学を用いた検定を行い、目標達成の可否について評価を行いました。
- ◎有意水準5%で有意差があると判断（片側P値が0.05未満）し、評価を行いました。
 - ※上記の計算・作業については国立保健医療科学院のホームページ（<http://www.niph.go.jp/>）で公表されているエクセルシートを使用しました。
 - ※有意差がない場合（片側P値が0.05以上）は、誤差の範囲内であるとして、「△：変わらない」という評価になります。

- ◎：目標値に達した
- ：目標値に達していないが、改善傾向にある
- △：変わらない⇒※有意に変化していない《誤差の範囲内》
- ×：悪化している
- ：今回の評価基準になじまないもの

基本方針Ⅰ：むし歯（う蝕）予防

基本目標 むし歯について正しい知識を持ち、適切な予防行動をとることができるようにします

Ⅰ-1 むし歯がある子どもの割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	3歳6か月児	19.5%	16.0%	16.3%	○
12歳児	36.9%	35.0%	36.4%	△	
結果・評価等	<p>「3歳6か月児」の割合は、策定時より、有意に減少している（片側P値<0.001）。 「12歳児」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.291）。 3歳6か月児は、策定時より有意に減少しているものの、目標には達しなかった。12歳児は、策定時から有意な変化が認められず、目標に達することができなかった。全市的にむし歯がある子どもの数は減少傾向にあるものの、国や県と比較すると高い数値となっているため、より一層のむし歯予防意識の向上、定着のため引き続き普及啓発していく必要がある。</p>				

Ⅰ-2 多数のむし歯（未処置歯4本以上）がある3歳6か月児の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		5.0%	3.0%	3.7%	○
結果・評価等	<p>策定時より、有意に減少している（片側P値<0.001）。 策定時より有意に減少しているものの、目標には達しなかった。経年変化をみても減少傾向にあり、5年間で半数までに減少した。3歳は乳歯咬合の完成期であり、口腔機能の獲得に重要な時期でもあるため、むし歯の早期発見・早期治療の理解を広め、かかりつけ歯科医院の定着と併せてむし歯予防の取り組みが必要である。</p>				

Ⅰ-3 治療していないむし歯がある人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	40歳代	40.6%	35.0%	33.8%	◎
60歳代	33.9%	30.0%	32.2%	△	
結果・評価等	<p>「40歳代」の割合は、策定時より、有意に減少している（片側P値=0.002）。 「60歳代」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.180）。 40歳代は目標に達した。60歳代の有病者率は減少したが、目標には達しておらず、更なる改善が必要である。むし歯は歯周病に次いで、成人期・高齢期ともに歯を喪失する原因であり、むし歯予防が健康寿命の延伸にも寄与するものと考えられているため、より若い世代からむし歯予防対策の強化が必要である。</p>				

I-4 3歳6か月児で歯科医院にてフッ素を利用している子どもの割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		38.3%	43.0%	41.9%	△
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.115）。 目標には達しなかった。フッ化物自体を何らかの形で利用している子どもの割合は8割弱となっており、フッ化物自体の利用意識については浸透してきていると考えられる。本市では、2歳6か月児歯科健康診査において、フッ化物利用についての保健指導及びブリーフレットの配布、フッ化物歯面塗布等の普及啓発に努めているが、歯科医院での利用について更なる普及啓発の充実が必要である。				

I-5 小学校3年生で食事の時よく噛まないで食べている子どもの割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		22.9%	20.0%	21.4%	△
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.235）。 よく噛んで食べることは肥満をはじめとした生活習慣病との関連性も強く、顎の発育にも影響するため、学齢期よりよく噛んで食べる等の正しい食習慣を身に付けることは重要である。引き続き、学校歯科巡回指導等を通して食習慣を含む歯と口の健康に対する意識を高める取り組みを行っていく必要がある。				

基本方針Ⅱ：歯周病予防

基本目標 歯周病を予防するために正しい知識を持ち、全身の健康を維持します

Ⅱ-1 中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		23.4%	20.0%	23.0%	△
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.308）。 平成20年度より、平成24年度にかけて、減少傾向を示していたが、平成24年度より、ゆるやかに増加傾向を示している。 学校歯科巡回指導では小学校5年生を対象に、歯肉炎について普及啓発しているところであるが、小中学校の多くの学年において歯肉に炎症がある人が増加していることから、歯周病予防に関しては意識が定着していないことが伺える。保護者を含め、歯周病予防に関する知識や歯みがき方法について普及啓発していく必要がある。				

Ⅱ-2 進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	40歳代	46.2%	43.0%	43.6%	△
	60歳代	57.0%	52.0%	48.5%	◎
結果・評価等	「40歳代」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.145）。 「60歳代」の割合は、策定時より、有意に減少している（片側P値<0.001）。 40歳代は、目標に達しなかったが、60歳代は目標に達した。有病者率は減少傾向にあるが、4割以上の市民が進行した歯周病（歯周炎）に罹患している。歯周炎は不可逆的な変化であり、若い年齢からの不規則な生活習慣の積み重ねで発症することから、40歳の歯周炎がある人の割合を低下させることが重要であり、より若い世代からの歯周病予防対策を更に強化していく必要がある。				

Ⅱ-3 60歳で24本以上自分の歯がある人（6024達成者）の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		58.1%	62.0%	59.0%	△
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.405）。 歯の喪失と寿命との間に有意な関連性があるといわれており、歯の喪失の防止は健康寿命の延伸にも寄与すると考えられる。歯を喪失する主な原因は、歯周病であり、歯周病を予防することが歯の喪失を防ぐことにつながるため、歯周病の予防を更に推進していく必要がある。歯の喪失は不可逆的な変化であり、急激な変化を見込めない指標であるが、より若い世代に対して、歯周病の予防を推進していくことを努めていく。				

II-4 80歳で20本以上自分の歯がある人(8020達成者)の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		36.8%	42.0%	44.6%	◎
結果・評価等	策定時より、有意に増加している(片側P値=0.040)。目標を達成したものの、8020を達成できている市民が、依然半数に満たない状況である。歯の喪失と寿命との間に有意な関連性があるといわれており、歯の喪失の防止は健康寿命の延伸にも寄与すると考えられる。歯の喪失は不可逆な変化であり、急激な変化を見込めない指標であるが、より若い世代に対して、歯周病の予防を推進していくことを努めていく。				

II-5 補助的清掃用具を使用している成人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		61.8%	65.0%	55.8%	×
結果・評価等	策定時より、有意に減少している(片側P値<0.001)。普及啓発として、歯間清掃用具を配布し、使用方法について情報提供をしており、「3歳6か月児」、「小学校3年生」、「中学校2年生」、「高校2年生」では、策定時より、有意に増加している(他は有意な変化なし)。成人に関しては、引き続き事業で普及啓発するとともに、歯科医療機関で継続的に個人に適した使用方法を伝え、意識づけ等を行っていくと、補助的清掃用具の使用も増加するのではないかとと思われる。				

II-6 歯の健康と生活習慣病の関連性を知っている人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	高校生	57.3%	63.0%	87.3%	◎
	成人	67.2%	75.0%	89.6%	◎
結果・評価等	「高校2年生」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値<0.001)。「一般」の割合は、策定時より、有意に増加している(片側P値<0.001)。「高校2年生」「一般」とともに、目標に達した。早期から歯周病と全身疾患との関連性を認知していることは、今後の歯周病予防、全身疾患予防に大きく影響してくると思われる。				

II-7 60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		59.3%	63.0%	59.9%	△
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.430)。歯の本数が、必ずしも、咀嚼状況に直結するわけではないが、本調査においては、6024達成者とほぼ同じ結果となっている。口腔機能は、摂食するために不可欠な機能であり、寿命の延伸やQOL(生活の質)の向上に大きく関係しているといわれているため、何でも噛んで食べることができると感じている人を増やしていく必要がある。				

基本方針Ⅲ：障害児・者及び要介護者等の歯科保健

3-1 障害児・者に対する歯科保健医療の推進

基本目標 障害児・者の歯と口腔の健康づくりを促進します

Ⅲ-1-1 定期的に歯科医院を受診している障害児・者の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
		59.9%	65.0%	55.5%	△
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった(片側P値=0.174)。障害や病気があるために歯科医療機関の受入れや受診することの不安を理由に受診していない状況が伺えることから、医療機関の受入れ体制や医療機関に関する情報を整備し、提供できるような取り組みが必要である。また、定期的な受診のきっかけとしては、歯科医師からの働きかけが主な理由であり、この取り組みを推進する上で歯科医師の役割は大きいと考えられる。				

Ⅲ-1-2 大人が仕上げみがきをしている障害児の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	就学児	66.7%	70.0%	46.6%	×
結果・評価等	策定時より、有意に減少している(片側P値<0.001)。障害児・者は障害の種類や状態によって、自分で口の中を管理することが難しいため、大人の仕上げみがきが必要である。障害の種類や年齢により、仕上げみがきを必要としない状況もあるため、今後、仕上げみがきについては、障害の種類、状態や年齢を考慮して上で、障害児本人や家族が適切に行えるような取り組みが必要である。				

Ⅲ-1-3 補助的清掃用具を使用している障害児・者の割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		24.2%	30.0%	19.4%
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.112）。 障害児・者の補助的清掃用具の使用状況をみると、約2割の使用にとどまっており、障害の種類や状態により、本人または家族が歯ブラシ以外の補助的清掃用具を使用することは難しい場合があることが考えられる。障害児・者の口腔内の症状では、「歯みがきをすると出血する」や「口臭」が上位をしめているため、補助的清掃用具の使用も含め、本人や家族が障害の種類や状態に応じた適切な口腔清掃を行えるような取り組みが必要である。			

3-2 要介護者等の歯科保健医療の推進

基本目標 要介護者等の歯の喪失や口腔機能低下を予防し、食べる機能や話す機能などを長く維持することができるようにします

Ⅲ-2-1 定期歯科検診を実施している介護施設の割合

数値	策定時	平成29年の目標	今回調査	評価
		72.7%	80.0%	53.3%
結果・評価等	策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.172）。 ただし、評価をする上で、十分な有効回答数が得られなかった。入所介護型施設での定期的な歯科検診を実施することは、歯科医療機関への通院が難しい要介護者が歯と口腔の疾病を早期発見・予防するための取り組みとして重要である。今後、介護施設その他、要介護者等本人や家族などの介助者に対して、歯と口腔の健康管理の重要性について更に普及啓発を行っていくことが必要である。			

基本方針Ⅳ：歯科医療体制の充実（かかりつけ歯科医機能の定着等）

基本目標 歯と口腔の健康づくりを支援する環境を整備します

Ⅳ-1 歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	3歳6か月児	42.4%	50.0%	43.2%	△
	中学生	21.2%	25.0%	30.3%	◎
	成人（～60歳）	28.9%	32.0%	33.1%	◎
結果・評価等	「3歳6か月児」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.396）。 「中学生」の割合は、策定時より、有意に増加している（片側P値<0.001）。 「成人（～60歳）」の割合は、策定時より、有意に増加している（片側P値=0.031）。 「3歳6か月児」は、目標に達しなかったが、「中学生」と「成人（～60歳）」については目標に達した。 むし歯や歯周病は、メンテナンスで予防することができるため、定期的に歯科医療機関を受診することは重要である。目標を達成できた世代においても、依然半数に満たない状況にあるため、幼児期から、定期的に歯科医療機関を受診することの重要性について引き続き普及啓発していく必要がある。				

Ⅳ-2 1年以内に歯科医療機関で歯みがき指導を受けたことがある人の割合

数値	策定時		平成29年の目標	今回調査	評価
	3歳6か月児	25.1%	35.0%	38.5%	◎
	小学校6年生	23.2%	30.0%	32.9%	◎
	成人（～60歳）	34.5%	40.0%	36.6%	△
結果・評価等	「3歳6か月児」の割合は、策定時より、有意に増加している（片側P値<0.001）。 「小学校6年生」の割合は、策定時より、有意に増加している（片側P値<0.001）。 「成人（～60歳）」の割合は、策定時より、有意な変化はみられなかった（片側P値=0.184）。 「成人（～60歳）」は、目標に達しなかったが、「3歳6か月児」と「中学生」については目標に達した。 市民が歯科疾患予防の基本は歯みがきであることを理解し、自主的に歯科医療機関で学ぶ意識を持ち実践できるよう、今後も引き続き普及啓発していく必要がある。				

第5章

資料

第5章 資料

1 相模原市の歯科保健医療を取り巻く現状

(1) 人口動態

ア 人口 (人)

年次	人口
平成25年	720,111
平成26年	721,155
平成27年	722,949
平成28年	721,139
平成29年	721,477

※各年1月1日における推計人口

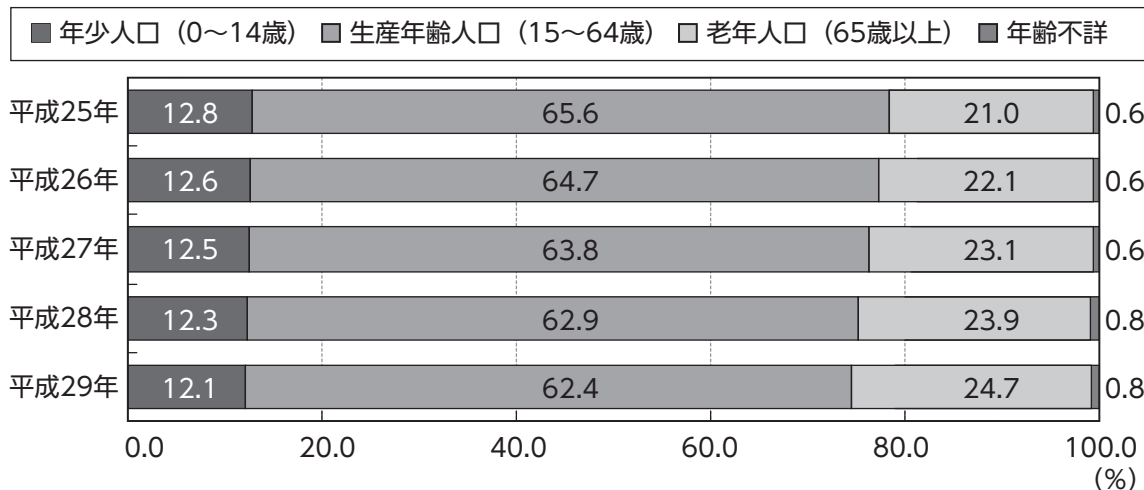
イ 年齢別人口 (人)

年次	総人口	平均年齢 (歳)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成25年	720,111	43.73	92,031	472,444	151,217
平成26年	721,155	44.14	91,060	466,587	159,089
平成27年	722,949	44.51	90,288	461,513	166,729
平成28年	721,139	44.92	88,591	453,946	172,533
平成29年	721,477	45.33	87,308	450,253	177,847

※各年1月1日における推計人口

※総人口には年齢不詳を含む

ウ 年齢別人口の構成比

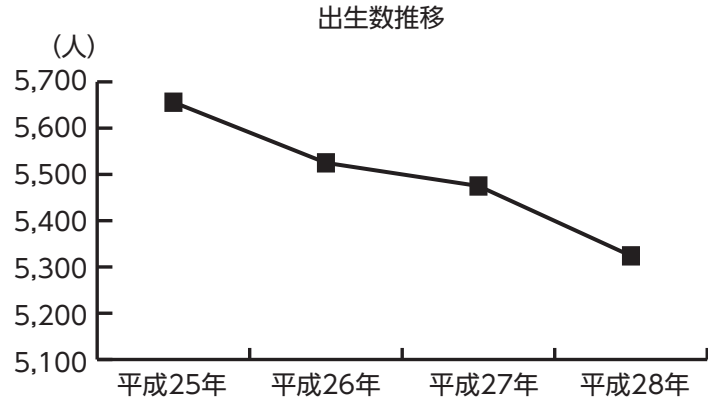


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(2) 出生人口動態

ア 出生

年次	出生数 (人)
平成25年	5,656
平成26年	5,525
平成27年	5,475
平成28年	5,324



(3) 医療体制の現状

ア 人口10万人対^{※1}歯科医療関係者（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士）・ 歯科医療機関の推移

(各年12月31日現在)

	年次	歯科診療所 (施設) ^{※2}	歯科技工所 (施設)	歯科医師 (人)	歯科衛生士 (人)	歯科技工士 (人)
相模原市	平成24年	48.3	14.2	57.6	54.7	27.5
	平成26年	49.1	14.4	68.3	67.6	19.8
神奈川県	平成26年	54.1	18.5	81.5	83.8	18.5
全国		54.0	27.1	81.8	91.5	15.9

※1 10万人対：年度末現在の人口を基準とした10万人対施設数・医療関係者数

※2 各年10月1日現在

イ 市内の障害児・者及び要介護者等に関する施設

※相模原市市民歯科保健実態調査実施時点の施設（学校）数を示すため、平成28年9月1日現在のデータを使用。

【市内にある障害者に関する施設】

(平成28年9月1日現在)

施設	施設数
障害児施設	
障害児入所施設	3
障害者支援施設	
障害者支援	8
地域活動支援センター	14
日中活動サービス	
療養介護	2
生活介護	51
自立訓練	5
就労移行支援	14
就労継続支援A型、就労継続支援B型	52
障害児通所サービス	
児童発達支援センター	4
児童発達支援、放課後等デイサービス	95
グループホーム（共同生活援助）	50
短期入所（ショートステイ）	23
日中短期入所	14

【市内にある要介護者等に関する施設】

(平成28年9月1日現在)

施設	施設数
介護老人福祉施設（地域密着型を含む）	42
介護老人保健施設	12
ケアハウス	9
特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）	35
グループホーム	62
デイサービスセンター（地域密着型を含む）	205

ウ 市内の障害児・者に関する学校

【市内にある特別支援学校^{※1}】

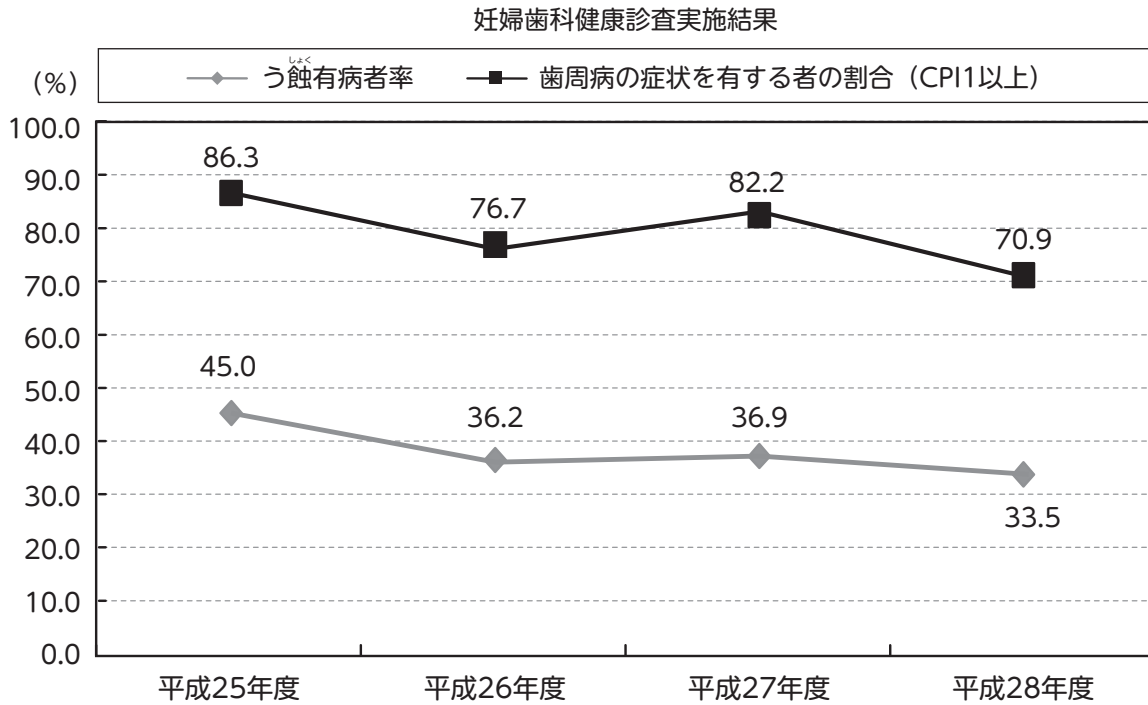
(平成28年9月1日現在)

学校	学校数
特別支援学校	3

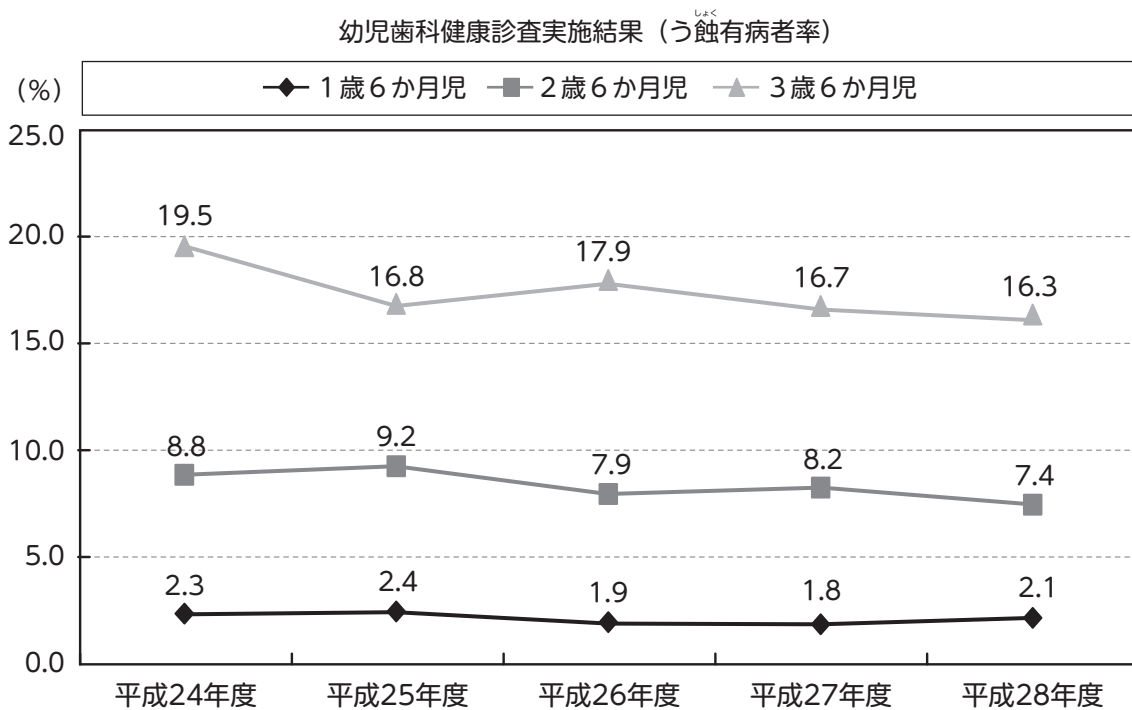
※1 特別支援学校とは、学校教育法の改正により、「盲学校・聾学校・養護学校」を一本化したものです。

(4) 歯科健康診査の現状

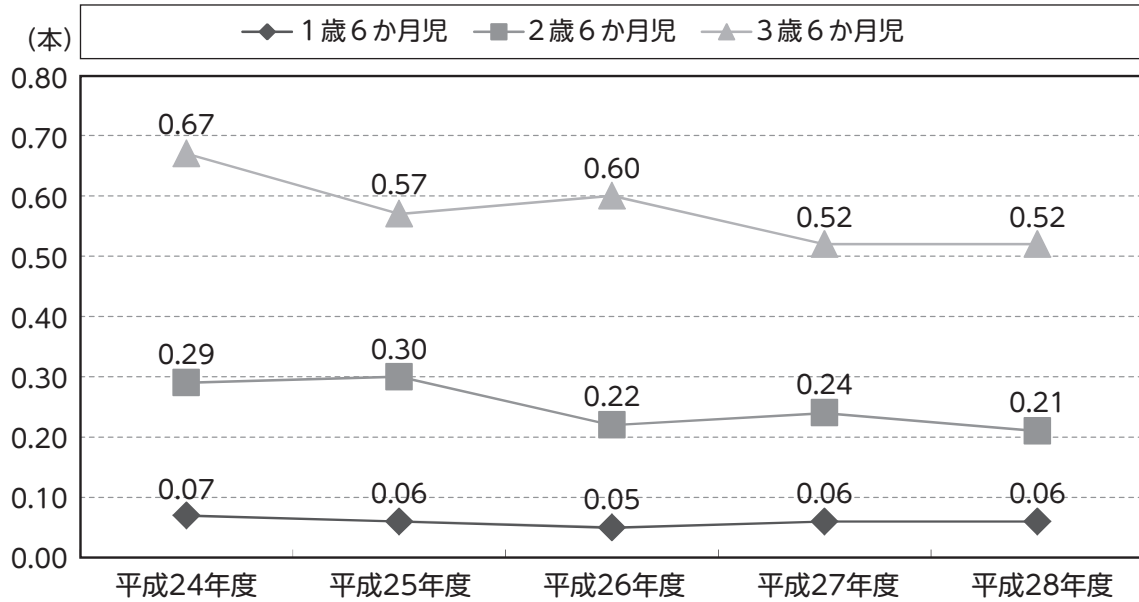
ア 妊婦歯科健康診査



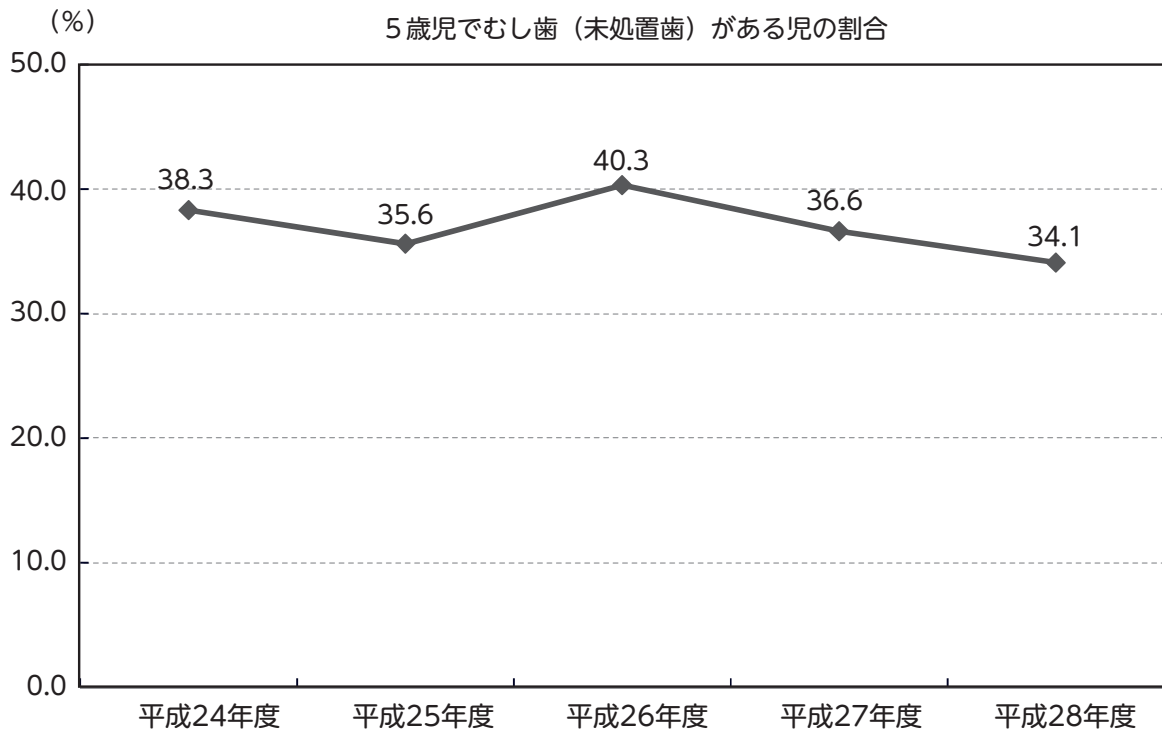
イ 幼児歯科健康診査



幼児歯科健康診査実施結果（1人平均う歯数）

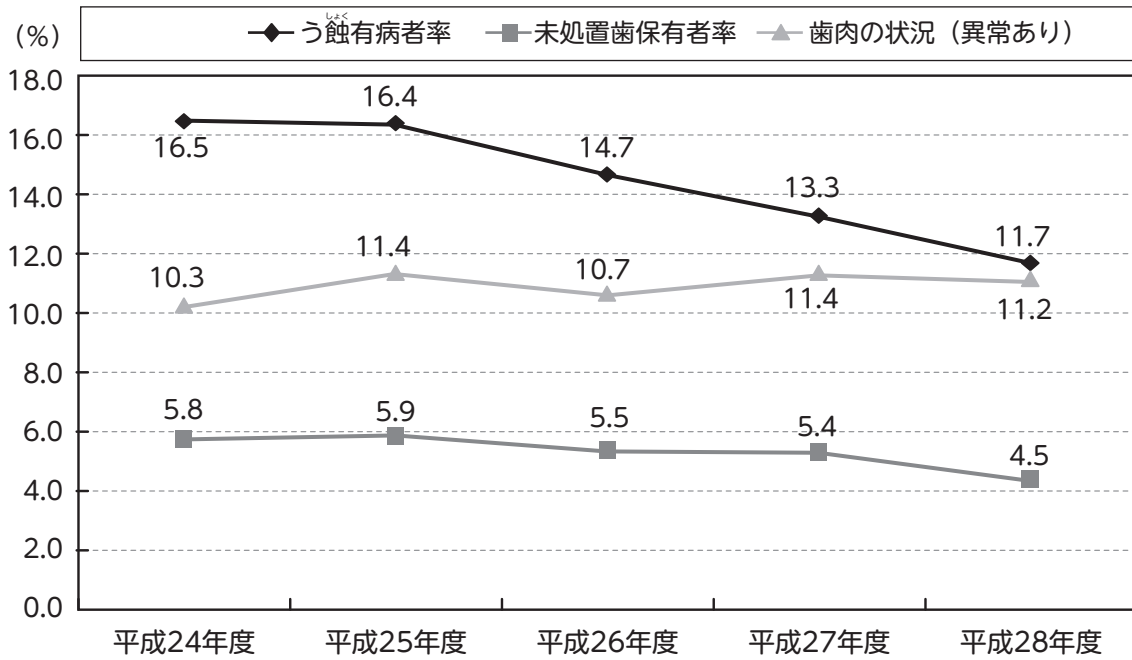


ウ 市内保育所等（5歳児）

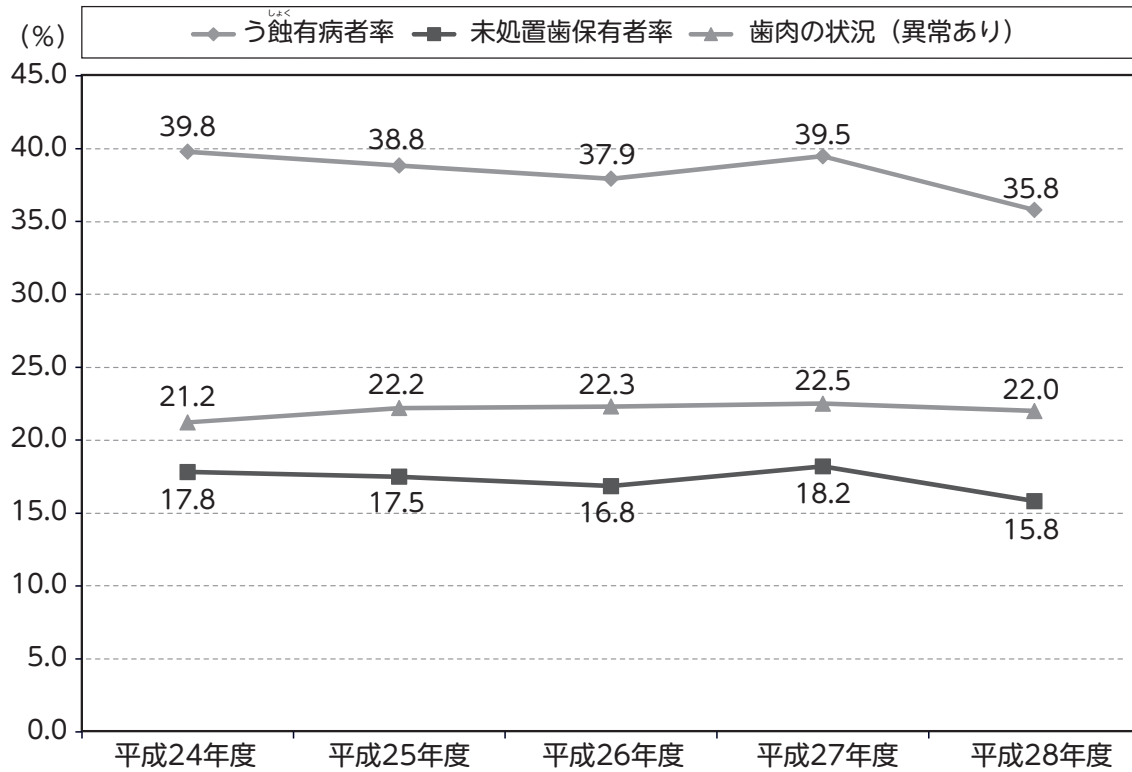


エ 学校保健統計（小・中学生）

学校歯科健康診査実施結果（小学生全学年）

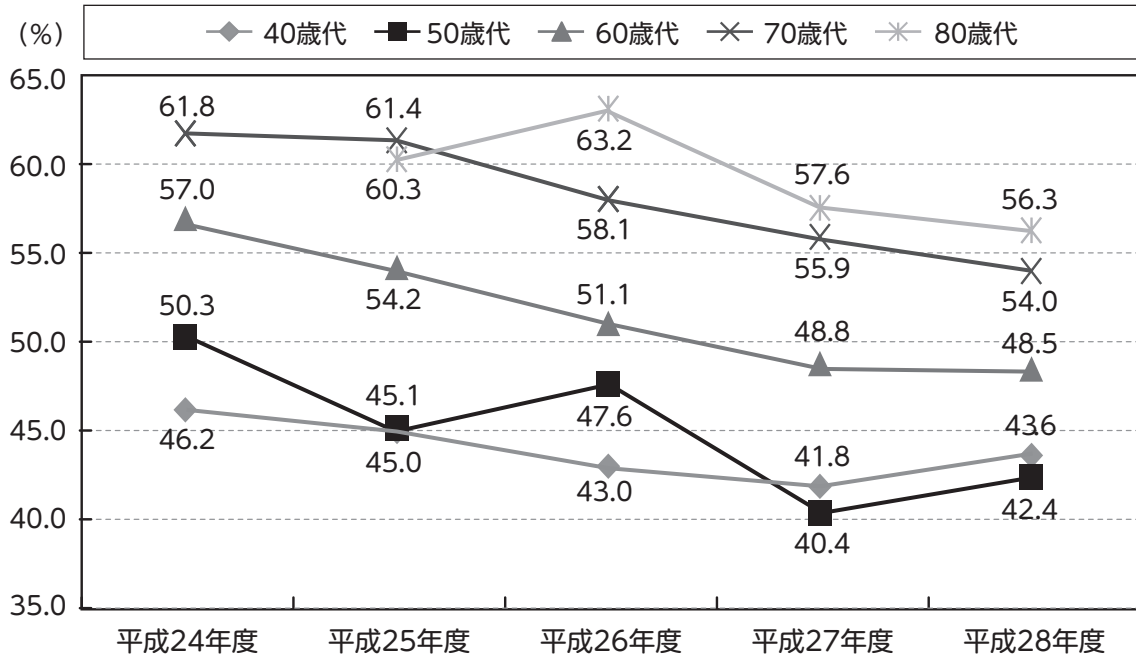


学校歯科健康診査実施結果（中学生全学年）

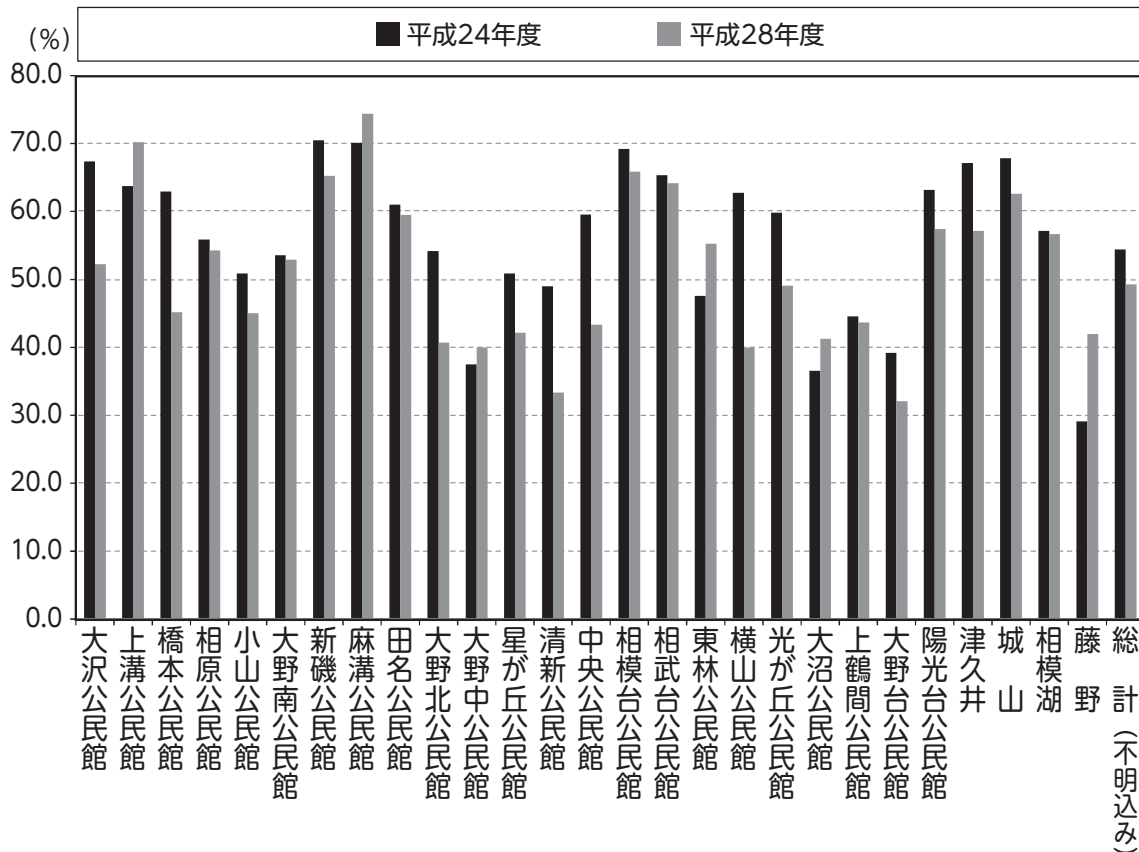


オ お口の健康診査（歯周炎有病者率）

進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合（年代別）

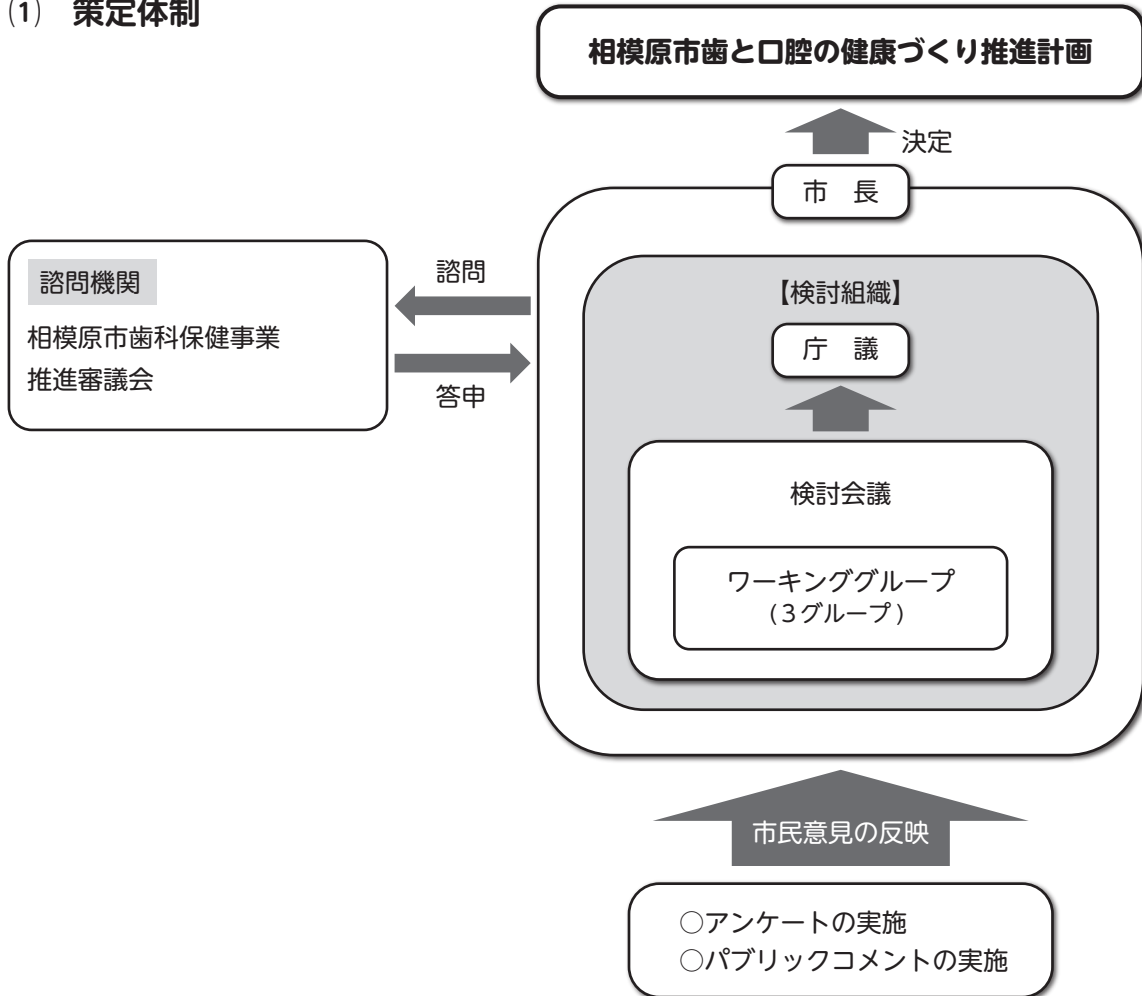


進行した歯周病（歯周炎）がある人の割合（地域別）



2 計画の策定

(1) 策定体制



ア 相模原市歯科保健事業推進審議会

(ア) 構成員・・・14 機関 (18 人)

市歯科医師会 (2)

市栄養士会 (1)

県看護協会相模原支部 (1)

県立学校長会議地区別会議相模原地区 (1)

市幼稚園・認定こども園協会 (1)

相模原地域連合 (1)

市高齢者福祉施設協議会 (1)

市医師会 (1)

県歯科衛生士会相模原支部 (1)

学識経験者 (2)

市公立小中学校長会 (1)

市私立保育園園長会 (1)

市障害福祉事業所協会 (1)

公募委員 (3)

イ 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議（庁内検討組織）

(ア) 構成員・・・26課・機関の長（26人）

総務法制課長	企画政策課長	経営監理課長
財務課長	地域福祉課長	地域医療課長
障害政策課長	高齢政策課長	地域包括ケア推進課長
介護保険課長	国民健康保険課長	緑高齢者相談課長
中央高齢者相談課長	南高齢者相談課長	保育課長
こども家庭課長	緑子育て支援センター所長	中央子育て支援センター所長
南子育て支援センター所長	児童相談所長	陽光園所長
地域保健課長	中央保健センター所長	学校教育課長
学校保健課長	健康増進課長	

ウ 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討ワーキンググループ（庁内担当者検討組織）

(ア) 構成員・・・17課（23人）

a ワーキンググループⅠ：5課・機関（6人）

～う蝕^{しよく}予防～

保育課	こども家庭課	中央子育て支援センター
児童相談所	健康増進課（2）	

b ワーキンググループⅡ：6課・機関（7人）

～歯周病^{しゆびやうびやう}予防・かかりつけ歯科医機能等の定着～

地域医療課	国民健康保険課	中央保健センター
学校教育課	学校保健課	健康増進課（2）

c ワーキンググループⅢ：9課・機関（10人）

～口腔機能低下^{くわうきんねいげふ}予防・障害者及び要介護者の歯科保健～

障害政策課	高齢政策課	地域包括ケア推進課
介護保険課	中央高齢者相談課	こども家庭課
緑子育て支援センター	陽光園	健康増進課（2）

(2) 策定の経過

平成 27 年度 2月 4日 3月～	第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討ワーキング (アンケート検討)
平成 28 年度 4月 28日 7～9月 3月 3日	相模原市歯科保健事業推進審議会 (アンケート検討) 相模原市市民歯科保健実態調査アンケート実施 相模原市歯科保健事業推進審議会 (計画案検討)
平成 29 年度 5月～ 6月 26日 7月 14日 8月 23日 10月 16日 12月 7日 12月 20日 ～1月 26日 3月	第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討ワーキング (計画案検討) 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議 (計画案検討) 相模原市歯科保健事業推進審議会へ諮問 相模原市歯科保健事業推進審議会から答申 第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定検討会議 (計画案検討) 市議会民生部会 (計画案報告) パブリックコメント実施 計画決定 (市長決裁)

(3) 相模原市歯科保健事業推進審議会規則

相模原市規則第34号

(趣 旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき設置された相模原市歯科保健事業推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 審議会の庶務は、歯科保健事業事務主管課で処理する。

(委 任)

第7条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(4) 相模原市歯科保健事業推進審議会 委員名簿

◎会長 ○副会長

	氏名	所属等	備考
1	◎寺崎 浩也	公益社団法人相模原市歯科医師会	平成29年7月～
	◎八木 忠幸		～平成29年6月
2	加藤 茂之	公益社団法人相模原市歯科医師会	平成29年7月～
	井上 俊彦		～平成29年6月
3	木内 哲也	一般社団法人相模原市医師会	
4	岡本 裕子	相模原市栄養士会	
5	飯田由美子	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会 相模原支部	平成29年7月～
	勝村 尚子		～平成29年6月
6	伊藤 道子	公益社団法人神奈川県看護協会相模原支部	
7	尾崎 哲則	日本大学歯学部	
8	安藤 雄一	国立保健医療科学院	
9	程島 宏美	県立学校長会議地区別会議相模原地区	
10	佐藤 清美	相模原市立小中学校長会	平成29年7月～
	杉本 祐一		～平成29年6月
11	八木 肇	相模原市幼稚園・認定こども園協会	
12	大島 公子	相模原市私立保育園園長会	
13	幸山 隆	相模原地域連合	
14	○中島 博幸	相模原市障害福祉事業所協会	
15	萩原 秀男	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会	
16	秋本ゆみ子	公 募	
17	柴田眞砂子	公 募	
18	鈴木久美子	公 募	

*任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日

(5) 相模原市市民歯科保健実態調査の概要

ア 調査の目的

「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」の策定にあたり、市民の歯科保健に関する意識・健康度や福祉施設等の歯科保健医療体制等の現状及び実態を把握し、今後の歯科保健医療に関わる課題等を明らかにするとともに、計画の成果指標について評価及び目標値の設定をするための基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

	調査対象	調査内容
市 民	1歳6か月児	対象：乳幼児健康診査受診者の保護者に調査 方法：健診通知に同封し、集団健診会場で回収
	3歳6か月児	
	5歳児	対象：全市立保育所及び市内に所在する幼稚園等、各区から2～3園を対象とし、5歳児の保護者に調査 方法：留め置き調査（園が保護者へ配布し、回収）
	小学校3年生	対象：市立小学校、各区から3～5校を対象とし、3年生の保護者に調査 方法：留め置き調査（学校職員が配布し、回収）
	小学校6年生	対象：市立小学校、各区から3～5校を対象とし、6年生に調査 方法：留め置き調査（学校職員が配布し、回収）
	中学校2年生	対象：市立中学校、各区から2～4校を対象とし、2年生に調査 方法：留め置き調査（学校職員が配布し、回収）
	高校2年生	対象：市内に所在する高校、各区から2校を対象とし、2年生に調査 方法：留め置き調査（学校職員が配布し、回収）
	一般	対象：住民基本台帳から、19歳以上の一般市民（外国人を含む）7,000人を無作為抽出 方法：郵送調査（御礼兼督促ハガキ1回送付）
	障害児施設通所者	対象：陽光園通所児の保護者に調査 方法：留め置き調査（園職員が配布し、回収）
	特別支援学校生徒	対象：市内に所在する特別支援学校に在学する児童・生徒の保護者に調査 方法：留め置き調査（学校職員が配布し、回収）
	障害者施設利用者	対象：市内に所在する障害者支援施設・グループホーム、各区から4～15施設を対象とし、施設利用者に調査 方法：留め置き調査（施設職員が配布し、回収）
	要介護者	対象：市内に所在する介護施設、各区から5～7施設を対象とし、施設利用者に調査 方法：留め置き調査（施設職員が配布し、回収）
施 設	障害児施設	対象：第一・第二陽光園に調査 方法：留め置き調査
	特別支援学校	対象：市内に所在する特別支援学校に調査 方法：留め置き調査
	障害者施設	対象：市内に所在する障害者支援施設・グループホーム、各区から4～15施設に調査 方法：留め置き調査
	介護施設	対象：市内に所在する介護施設、各区から5～7施設に調査 方法：留め置き調査

ウ 調査期間

平成 28 年 7 月 1 日～9 月 30 日

エ 調査基準日

平成 28 年 8 月 1 日

オ 調査結果

	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率 (%)	
市 民	1 歳 6 か月児	891	676	75.9	
	3 歳 6 か月児	919	743	80.8	
	5 歳児	1,232	845	68.6	
	小学校 3 年生	1,345	1,021	75.9	
	小学校 6 年生	1,260	1,038	82.4	
	中学校 2 年生	1,275	864	67.8	
	高校 2 年生	1,695	1,448	85.4	
	一 般	7,000	2,523	36.0	
	小 計	15,617	9,158	58.6	
	障害児施設通所者	55	44	80.0	
	特別支援学校生徒	520	332	63.8	
	障害者施設利用者	638	369	57.8	
	要介護者	1,180	947	80.3	
	小 計	2,393	1,692	70.7	
	計	18,010	10,850	60.2	
	施 設	障害児施設	2	2	100.0
		特別支援学校	12	10	83.3
障害者施設		30	23	76.7	
介護施設		27	18	66.7	
計		71	53	74.6	
合 計		18,081	10,903	60.3	

(6) パブリックコメントの実施結果

ア 実施期間

平成29年12月20日～平成30年1月26日

イ 資料の閲覧

健康増進課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター、各出張所、各公民館（青根、沢井公民館を除く。）、各図書館において、「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画(案)」の閲覧を行うとともに「第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画(案)の概要」を配布した。また、市のホームページにも掲載した。

ウ 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス、電子メール

エ 実施結果

ご意見の提出はありませんでした。

(7) 用語解説

この計画における用語等の意味は、次のとおりです。

あ行

- **う歯**
う歯＝う蝕＝むし歯。P110「う蝕」参照。
- **う蝕**
う蝕＝むし歯＝う歯。
口腔内細菌の産生する酸によって、歯の表面が溶かされる代表的な歯の疾患です。
- **う蝕有病者率**
むし歯がある人の割合です。通常、治療したむし歯も含めます。

か行

- **介護（者）**
障害児・者に対し日常生活を支援すること（人）、または高齢者、病人などを介抱し、世話をを行うこと（人）です。
- **介護老人福祉施設**
身体上や精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者を対象とした特別養護老人ホームで、日常生活上の介護・世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行う施設です。
- **介護老人保健施設**
介護保険被保険者で、要介護と認定された人を対象とした、在宅復帰を目的として、リハビリテーションを中心とした医療サービスを提供する施設です。

● 介助（者）

障害者や高齢者、病人などで、食事、入浴、排泄、移動、身支度などの日常生活動作を自ら行うことができる度合いが低い人に対し、必要に応じて援助すること（人）です。

● かかりつけ歯科医

継続的に歯・口腔の健康を管理する歯科医療機関です。
適切なメンテナンスプログラムを作成し、それにそってメンテナンスを行います。

● 学校保健統計

学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにするため、昭和23年より実施している国の調査です。定期健康診断から統計が集計されています。文部科学省所管。

● 関係団体・機関

本市歯科保健医療等に関わりのある歯科医療機関以外の全ての団体・機関や施設等のことです。公益社団法人相模原市歯科医師会や一般社団法人相模原市医師会、特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会相模原支部等の医療団体、相模原市健康づくり普及員連絡会や相模原市食生活改善推進団体わかな会、相模原地域連合、学校教育団体、高齢者・障害者施設等に関わる団体等の関係団体などが含まれます。

- **QOL : quality of life**
一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことで、その人にとって、どれだけ人間らしい生活、自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかということをも尺度としてとらえた概念のことです。
- **健康格差**
所得水準、社会階層、就労環境、地域などの違いにより生じる健康状態の格差のことです。
- **健康寿命**
WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことです。平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いて算出します。
- **健康日本 21（第2次）**
21世紀における国民健康づくり運動のことで、国が、国民の健康の増進に関する基本的な方向や目標に関する事項等を示したものです。運動期間は平成25年度から平成34年度までです。
- **口腔**
口腔＝口。医学用語。
- **口腔機能**
食べる（噛む、飲み込む）、話すなど、口や口の周辺の筋肉などを使って行う日常生活機能・動作のことです。
- **口腔ケア**
口腔の、疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションによって、QOLの向上を目指した科学、技術のことです。具体的には、検診、口腔清掃、入れ歯の

着脱や手入れ、咀嚼・摂食（食物を認識して口に取り込むこと）・嚥下（食物を口から胃に運ぶ運動＝飲み込み）機能のリハビリテーション、歯肉・唾液腺などのマッサージ、食事の介護などがあります。

- **誤嚥**
食べ物や異物を気管や消化管内に飲み込んでしまうことです。
- **誤嚥性肺炎**
誤嚥に引き続いて発症する肺炎のことで、口腔内分泌物や胃液などに混じって細菌が肺内へ吸引され引き起こされる肺炎です。特に、高齢者や脳卒中患者に多くみられます。
- **混合歯列期**
子どもの歯（乳歯）と大人の歯（永久歯）が共存する時期です。一般的に、6歳頃から12歳頃までの時期に当たります。
- **根面う蝕**
歯の根の部分（歯根）のむし歯です。

さ行

- **さがみはら健康都市宣言**
すべての人々が健やかで心豊かに生活できる活力ある都市を目指し、病気の早期発見や治療にとどまらず、健康を増進し発病を予防することを重点に、個人・家庭・地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくりを進めるため、平成12年10月28日に相模原市が行った宣言のことです。

● 歯科医療機関

一般開業歯科医院のことです。総合病院等の一般外来歯科も含まれます。公益社団法人相模原市歯科医師会は含まれません(同会は関係団体・機関に含まれます)。

● 歯科口腔保健法

歯科口腔保健法＝歯科口腔保健の推進に関する法律。歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関して、基本理念や施策の基本となる事項を定めた法律です。平成23年8月公布、施行。

● 歯垢

歯垢＝プラーク。

歯や入れ歯などに付着した細菌の塊です。

● 歯周炎

歯肉炎が進行し、歯を支える組織まで炎症が進んでいる病態です。一度破壊された組織は、再生治療法などを行っても、元の状態に改善されることは難しいです。

● 歯周病

歯を支える組織(歯周組織)に見られる疾患(歯肉炎・歯周炎)の総称です。

● 歯周ポケット

歯と歯肉の境目にある溝のことです。健康な歯肉では1～3mm、歯周病があると4～5mm、歯周病が進行した場合は6mm以上になることがあります。

● 歯肉炎

歯肉に限定した炎症のことです。歯を支える組織の破壊までは進んでおらず、歯石除去やブラッシングによって、元の状態に改善することができる病態です。

● 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。

● CPI

CPI (Community Periodontal Index の略)＝地域歯周疾患指数。歯周病に関する指数の一つです。正常な場合＝「コード0」、出血が見られる場合＝「コード1」、歯石が存在する場合＝「コード2」、4～5mmの歯周ポケットが存在する場合＝「コード3」、6mm以上の歯周ポケットが存在する場合＝「コード4」。

● 生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。がん、脳血管疾患、心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病です。

● 専門的口腔ケア

歯科の診査・診断を経て、その結果に基づき歯科医師・歯科衛生士により行う専門的な処置やケアのこと(プラーク除去・歯石除去・歯面清掃・フッ素塗布・栄養指導・生活指導・歯みがき指導)です。

● 早産

在胎週数22週から36週で出産することです。

● 咀嚼(機能)

摂取した食物を歯で噛み、粉砕することです。これにより消化を助け、栄養を摂取することができます。

た行

●低出生体重児

出生時の体重が2,500g未満の新生児のことです。一般的に、出生体重が少ないほど、生命を維持するための身体機能の発育が未熟であることが多いです。

は行

●8020（ハチマルニイマル）（運動）

厚生労働省と日本歯科医師会が提唱している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるといわれており、いつまでも、自分の歯でおいしく食べる楽しみを味わえるようにとの願いが込められています。

●フッ化物（フッ素）

フッ素を含む化合物のことで、歯の再石灰化、歯質強化作用があり、プラークコントロールの際に応用することで、むし歯予防に有効です。

●ブラッシング

ブラッシング＝歯みがき。歯ブラシを使用して歯垢を除去することです。

●プラーク

プラーク＝歯垢。P112「歯垢」参照。

●補助的清掃用具

歯ブラシ以外の口の中を清掃するための用具全般のことです。歯と歯の間を清掃するものとして、デンタルフロス、歯間ブラシなどがあります。

ま行

●むし歯

むし歯＝う蝕＝う歯。P110「う蝕」参照。

●メンテナンス

歯・口腔の健康を長期間維持するための健康管理です。

一般的には、患者自身が行うセルフケア（歯みがきなど自身で行う口腔内管理）と歯科医師・歯科衛生士による専門的口腔ケアからなります。

●メンテナンスプログラム

歯科医師・歯科衛生士が適切なメンテナンスを実施するために、歯科医師が、患者の病歴や過去の治療記録・経過を参考に、患者個人の口腔内状況に合わせて立案する治療・受診計画のことです。治療方針だけでなく、歯みがき指導などを始めとして、生活習慣や食生活等の注意点を含め、一人ひとりに適した助言や予防方法を設定します。

や行

●要介護

日常生活を営む上で、食事や排泄などの基本的な動作について自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要することです。

●要介護者等

身体上又は精神上的の障害等により日常生活を営む上で介助（介護）を必要とする人です。

●要支援

介護を必要とする状態ではないが、日常生活を営む上で、見守りや支援を要することです。

ら行

- **ライフステージ**
人生の節目ごとの段階のことです。
- **6024（ロクマルニイヨン）**
厚生労働省と日本歯科医師会が提唱している8020運動を実現するための目標として「60歳で24本以上自分の歯を保とう」という運動です。

(8) 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定諮問書

F No. 6・5・3
平成29年7月14日

相模原市歯科保健事業推進審議会

会長 寺崎浩也様

相模原市長 加山 俊夫



相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について〈諮問〉

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項
相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について
- 2 答申希望時期
平成29年8月

以 上

(9) 相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画策定答申書

平成29年8月23日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市歯科保健事業推進審議会
会長 寺崎 浩也



相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について（答申）

平成29年7月14日付け FNo.6・5・3をもって諮問のありました相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画について、当審議会において審議した結果、原案のとおり策定することが適当であると結論を得たので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、審議会で出された意見等を十分尊重し、市民一人ひとりが生涯にわたって、自分の歯で食事をとることや、会話を楽しむことができるよう、市民・地域・行政・関係団体等の連携を図り、「歯と口腔の健康づくり」の推進に努めるよう要望します。

以上

第2次相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画
平成30年3月発行

発行／相模原市
編集／相模原市健康福祉局保健所健康増進課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042-769-8322 (直通)
FAX 042-750-3066